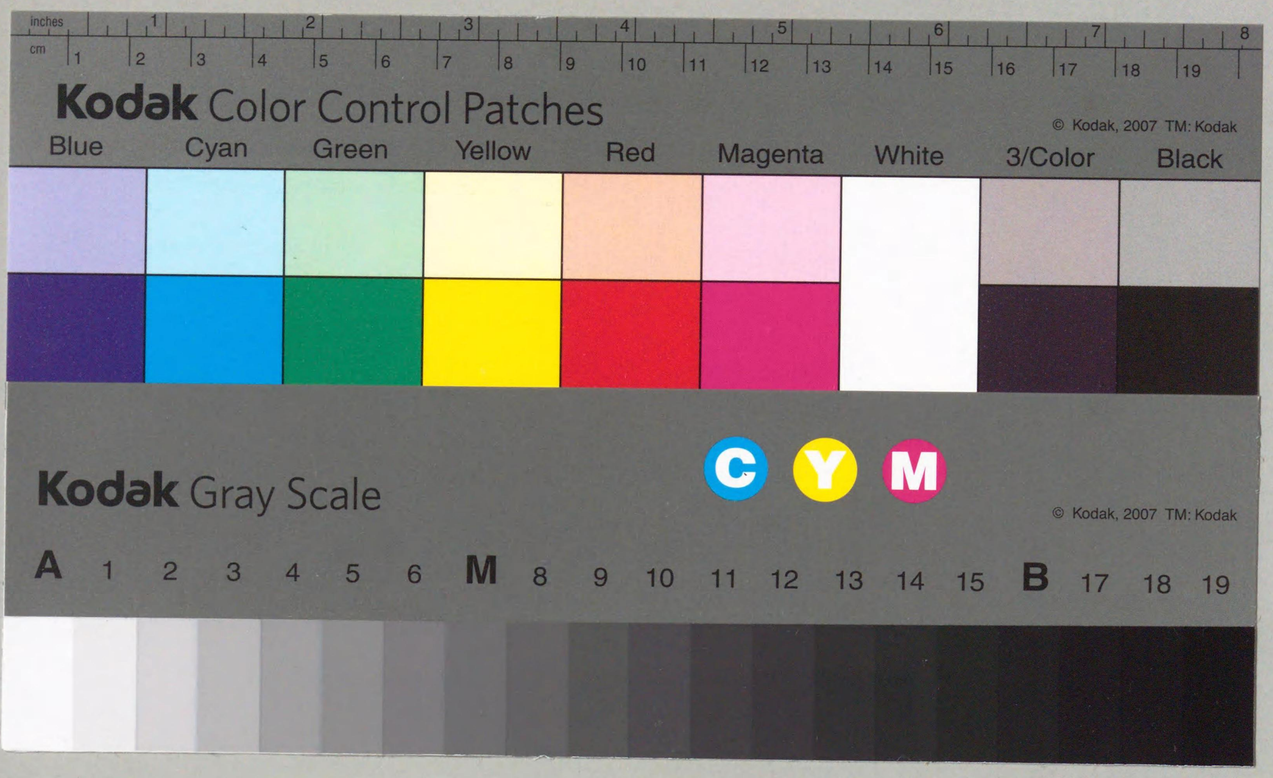

678.21
M494t
00113445
祕

對滿貿易の現狀及將來

下卷

及在滿邦人輸出の貿易發展促進に關する調査報告書

南滿洲鐵道株式會社
興業部商工課

678.21
M494t
II

国立国会
25.3.31
図書館

113445

對滿貿易の現狀及將來　下卷

我國對滿輸出貿易の促進及在滿邦商の發展策に關する調査報告書

目　次

第三編　日本の對滿輸出貿易の長短……一

第三章　在滿邦商の現狀及將來……一

第一節　外國商社の商的地步……三

第一款　在滿各國商社の概況……三

第二款　代表的商社と特色ある商社の一班……一四

第一項　美孚洋行……一五

第二項　英米煙草公司……一六

第三項　悟和洋行……一七

第四項　伊滿シンヂケート公司……一八

第五項　過去の秋林と現在の秋林商會……一九
第六項　新手として活躍しつゝあるシリロ商會……二五
第二節　華商の商的地歩……三三
第一款　日華兩商優劣比較の概要……三三
第二款　市場の組織竝華商商店の名稱及種類……三九
第一項　市場の組織（仕入の徑路階梯竝仕入狀態）……三九
第一　仕入の諸機關……四〇
A　上海に於ける滿洲幇の現狀……四〇
B　行家又は行棧……四二
C　其他の諸機關……四三
第二　勢力範圍と商品分布の狀態……四三
A　勢力範圍の概要……四三
B　商品分布の狀態竝奥地仕入の狀態……四五
イ　商品分布の狀態……四五
ロ　奥地華商の仕入狀態……四九
第二項　商店の名稱及種類……五四
第一　商店の名稱……五四
第二　商店の種類……五六
第三款　商店の組織竝經營……六三
第一項　商店の組織……六三
第一　商店組織の種類……六三
第二　出資竝利益分配方法……六六
A　紅　賬（契約書）……六六
B　決算及其の時期……七〇
C　出資の種類竝利益配當……七一
第三　店内の人的構成……七三
A　財　東……七四
B　掌　櫃　的……七五
C　勞金—夥計……七七
D　學買賣的……七八
E　雜　役　夫……八〇
第二項　店員の訓練昇進制度竝給與其他……八一

第一　店員の訓練方法竝店規……八一
第二　店員の昇進制度及其他……八四
A　一般店員の給與及昇給……八五
B　勤務時間及休暇……八七
第三項　華商聯號の意義竝內容（支那式チエーン・ストーア）……八九
第一　聯號の種類……九一
第二　聯號の內容及機能……九五
A　例　示……九五
1　東永茂一派……九六
2　天合盛一派……九七
3　永衡字號一派……一〇二
4　廣信公司一派……一〇四
5　德泰號一派……一〇七
B　結　言……一〇九
第三節　在滿邦商の商的地步……一一二
第一款　在滿邦商の短所……一一二

第一項　邦商の一般的情勢と敗慘狀態……一一二
1　漁業者及魚類商……一一三
2　製菓業……一一四
3　鐵工業……一一五
4　靴製造業……一一七
5　印刷業及職工……一一八
6　皮革類の製造業……一一九
7　金屬品製造業……一二〇
8　指物業……一二〇
9　食料雜貨商……一二一
10　土木建築請負業……一二二
11　重要物產取引業……一二三
第二項　大連に於ける一流所日華兩商の營業狀態……一二四
第一　商店經營、營業費、信用調査に現はれたる兩者の比較……一二七
1　家賃より見たる兩者の比較……一二七
2　生活費より見たる兩者の比較……一二八

3 從業員の俸給より見たる兩者の比較……一二九
4 固定資本と流動資本とに現はれたる兩者の比較……一三一
5 販賣高と營業費の割合より見たる兩者の比較……一三三
6 賣掛金に現はれたる兩者の比較……一三四
7 純益金と販賣高に現はれたる兩者の比較……一三四
8 就業時間と營業費及販賣高より見たる兩者の比較……一三五
9 就業時間と店費より見たる兩者の比較……一三五
10 仕入關係に現はれたる兩者の比較……一三五
11 金融關係より見たる兩者の比較……一三六
12 問屋又は仕入先に對する支拂關係に現はれたる兩者の比較……一三九
13 資金の回轉に現はれたる兩者の比較……一三九
14 販路及販賣政策に現はれたる兩者の比較……一四〇
15 廣告宣傳に現はれたる兩者の比較……一四一
第二 利益配當、店員の福利增進、語學及教育關係等に現はれたる兩者の比較……一四二
1 利益配當、店員の獎勵及慰安關係より見たる比較……一四二
2 店主及店員の語學より見たる兩者の比較……一四五
3 店員の敎育關係より見たる兩者の比較……一四五
第三項 商店の經營上より見たる日華兩商の一般的狀態……一五〇
1 日華兩商店の組織より見たる關係……一五三
2 日華兩商店二流所の營業費の比較……一五四
3 日華兩商營業所の位置優劣比較……一五九
4 日華兩商家賃の比較……一六三
5 日華兩商の資本の比較並仕入關係……一六五
6 販路及販賣關係より見たる日華兩商の比較……一六八
7 日華兩商の事務管理方法の比較一班……一七三
8 日華兩商執務時間の比較……一七四
第二款 在滿輸入品取扱邦商存在の意義（邦商の長所）……一七八
第四章 貿易助長機關の現狀……一八七
第一節 貿易助長機關の種類及現狀……一八七
第一款 滿洲に於ける貿易助長機關……一九二
一 領事官……一九二

二　關東廳の貿易助長機關……一九三
三　滿鐵の貿易助長機關……一九四
四　商品陳列所……一九五
五　商業會議所……一九七
第二款　在滿母國貿易助長機關……一九八
一　大阪市通信囑託員……一九八
二　府縣市囑託員及物產館……二〇〇
三　各府縣商品陳列所の活動の一班……二〇一
第二節　貿易助長機關及助長上の缺陷……二〇二
第一款　方針及手段上の缺陷……二〇二
第二款　調查上の缺陷……二〇三
第三款　連絡上の缺陷……二〇五
第四款　豫算及人物上の缺陷……二〇六
第四編　對策（結論）……二〇九
貿易助長及在滿邦商の發展策……二一一

一　本國に於ける方策……二一一
第一　對外貿易に關する全般的方策……二一一
第二　對滿輸出貿易促進方策……二一六
二　滿洲側に於ける方策……二一七
第一　母國側に於ける方策の說明……二二二
第二　滿洲側に於ける方策の說明……二二九

附錄

華商聯號調查表……一
各地蒐集見本に依る市價調查表……六七

對滿貿易の現狀及將來　下卷

我國對滿輸出貿易の促進及在滿邦商の發展策に關する調査報告書

第三編　日本の對滿輸出貿易の長短

第三章　在滿邦商の現狀及將來

在滿邦商の將來を如何にすべきかと云ふことは我國製品の輸入增加策と共に今回の貿易調査の二大眼目なり。邦人の團體として地歩を踏み出したるは日露戰爭直後のことにして既に二十年を經過したり。當時入滿したる同胞は多くは軍隊の御用商人か、然らずんば軍屬の類なり。彼等は日露戰役の終局を告ぐるに當り、或は滿鐵、關東都督府、軍隊の御用商人となり、或は之等の從屬員を目當として諸種の營業を開始するに至りたるが、就中慧眼の士は一歩を進めて三井其他の巨商と互し或はその手先となりて中國人の間に雜貨類を販賣するもの出でたり。爾來刻苦精勵し、或は中國人のボロ屋に住ひ又はビール箱の家臺骨にアンペラ屋根を葺きて、寒さと不安に震へつゝ苦心慘憺克く幾多の困難と闘ひたるもの尠からざりしなり。勿論之等の士は所謂一攫千金の徒を以て滿されしと雖も、爾後歩一歩その地歩を進め、漸次順調なる發展を遂げ、既に大正三年頃には其地歩充分に强固となり、將來に大

なる希望を懷きて堅實なる發達を遂げ來れるが、世界戰爭の惠澤大正五年秋季より我滿洲を潤すに及びて、俄かに變調を來し、經濟界著しく活氣を呈し、諸種商品の需要激增し商品の價格は仕入れば上り、賣れば儲かると云ふ狀態なりき。斯くて大正七八年の交は說明する迄もなく諸式彌が上に澎湃し經濟界大に緊張して、所在に成金叢生し、恰も黃金の海と化したるが如き盛況を現出したり。而して殆んど總べての人々は財界は此儘押し進み邦人の發展は無限に達成せらるべしと考へ更に疑ふものなき狀態なりき。

然れども識者は既に大正七年頃より當時滿洲に於ても釀成せられたる風潮に對し或は當時の有ゆる方策に對し大なる不滿を懷き或はこれを周圍の人々に談じ、或は操觚界に訴へたるも大勢の向ふ所如何とも爲し難かりしなり。

何んぞ計らん大正九年の不況襲來するや砂上の家は一朝にして崩壞し、見るも哀なる現狀を呈するに至れり。曾て強味と感ぜられたる在滿邦人の發展は忽にして崩れ、今哉全く歸趨する所を知らざるの現狀にあり、誠にノアの洪水を今の世に見る心地し慘鼻の情禁じ得ざるものあるなり。

大正五年來識者間に於ては在滿邦人の商的地步崩壞の前徵を認め、或は日華兩商の繁榮の狀態又は附屬地に於ける中國人の貨付土地兼併の狀態竝その推移に付き調査研究行はれたるが、商業關係にありては綿糸布商、機械商等の關係は別として所謂一般雜貨商の地步は華商に比し著しく劣り、年々華商に侵蝕壓倒されつゝあるを發見し、土地に付ては漸次中國人の爲邦人の發展の前途犯され居れることを認めたり。之等の衰微に對しては多少考慮せられたりと雖も、極めて微弱なるものにして然も局部的に過きず、加ふるに根本的方策にあらざりしを以てその效果全く現れざりしなり。

然らば果して如何なる弱所缺陷ありや、暫く調査したるに基き說明すべし。先づ順序として在滿外商及華商の狀態に就きて述べ然る後邦商の狀態に及ぼし比較對照するの要あるべし。

第一節　外國商社の商的地步

第一款　在滿各國商社の概況

滿洲に於ける外國商社の商的地步に就き述ぶることは在滿邦商の地位を明になす上に極めて必要なる所なり。然れども調査の都合上全般に亘り調査を遂行するの時日なかりしと專ら比較の對照を華商に取りたる關係上態々節を設けて紹介する程の資料を有せざることを甚だ遺憾とせざるを得ず。これに關する最近の資料としては我社調査課の大正十三年六月一日刊行したる「滿洲に於ける外人の經濟勢力狀況」は恐らく最近且唯一の資料なるべし。而して納むる所は各種機關が異なりたる目的の許に調査したる所を集錄したるものなるを以て本節の目的を滿すにふさはしからざるも今は全體を親ふべき唯一の資料として、本書を紹介し此處には外國商社の概勢を記述し、併せて特殊商社の實況竝商業方策の一班を述べ、外國商社勢力の一端を親ふことになしたり。

今主要地に於ける外國商社(Firm)の數を見るに

	天津	營口	一八
大連	三三		
長春	七	哈爾濱	二六八
計			三八〇

なり。更に大正十四年の中國海關の報告によれば中國全體に於ける外國商社の數は邦人を入れ、その數 七、七四三商

社に及び、その人口三三六、八四二に及ぶ。その內容を見るに次の如し。

	一九二五年 商社數	一九二五年 人口		一九二五年 商社數	一九二五年 人口		一九二五年 商社數	一九二五年 人口
日本	四、七〇八	二八、三五一	露國	九三二	七九、七八五	葡萄牙	一七四	三、七三九
佛國	一七六	二、五七六	英國	七一八	一五、二四七	伊國	四六	七八三
米國	四八二	九、八四四	丁抹	四五	六二六	獨逸	三一八	三、〇五〇
和蘭	三五	四六九	白耳義	二五	五四九	フヰンランド	—	二
瑞西	二五	四二九	墨西哥	一	一三	諾威	一六	五七五
伯剌西爾	—	一	西班牙	一六	二一六	波蘭	—	一
墺國	八	一九三	洪牙利	—	一	瑞典	六	一八九
無條約國	六	四八	チエツク、スラバキヤ	六	一五六	計	七、七四三	三三六、八四二

以上掲げたる數字は調査の方法と調査の基礎竝年度を異にし、且何れも多少不確實を免れざるを以て正確なる比較對照の資料たらざれども、假りにこれを以て外國商社の在滿數の割合を見れば滿洲に於ける各國商社の活動振りの一端を窺知し得らるべし。今海關の調査に基き全中國に於ける外國商社調中より日本商社戶數四、七〇八を除きたる各國商社三、〇三五と以上主要地外國商社數三八〇とを比較するに在滿外國商社の數は在全中國外國商社の一割二分四厘强に當ることを知るべし。然も此處に掲げたる外國商社は主要地以外の都邑竝東支沿線露商等を加ふる時は南北滿洲外國商社の數は更に大なる割合に上るべし。

註　哈爾濱に於ける調査は頓て發刊せらるべき商工要覽の中に掲載せらるゝ筈なるを以て詳細を知らんとするものはこれを參照せらるべし。

以上述べたる所を更に明瞭になす爲め主要地に於ける各國商社の商號竝主要取扱商品を示せは次の如し。

大連

（昭和二年六月調）

	國籍	商號	營業種目	經營者	營業所
1	英國	バーデンス商會	雜貨、保險代理業	エフ・ゼーツバーデンス	山縣通
2	同	英米煙草會社	煙草	—	—
3	同	和記洋行	雜貨、特產代理業	ダブリューエッチウヰンニングス	東公園町
4	同	卜內門公司（ブランナモンド）	曹達灰及雜貨	リツトル	山縣通
5	同	ゼネラル・エレクトリツク社	電氣機械類	タナー	同
6	同	ヒーリング商會	電氣機械類	鈴木秀次郎	同
7	同	アンドリユースジョージ商會	諸機械金庫	西原貴通	同
8	同	太古洋行（バタフヰルド）	船舶及保險代理業、一般輸出入貿易（主なるもの砂糖）	ハレー	同
9	同	香港上海銀行	銀行	ロー	越後町
10	米國	徐利興	船舶食料品雜貨	シンヤクツン・ルイス	山縣通
11	同	美孚煤油公司（スタンダード）	石油、機械油及副產物	カニー	寺兒溝
12	同	シンガーソーエンヌ會社	ミシン機械	古川藤造	浪速町
13	同	德士古洋行（テキサス商會）	石油及副產物	吉野實	山縣通
14	同	セールフレザー商會	自動車及附屬品	福田利成	同
15	同	ホーン商會	建築用金物	田中三郎	大山通
16	同	ウヰリアム・コンウル	輸出入業	コンウル	山縣通
17	同	ナショナル・シチーバンク	銀行業	チンソン	越後町
18	露國	ジーナ・ウエクスレル商會	雜貨	ジーナ・ウエクスレル	西通
19	同	ホルスタイン商會	諸機械類	ゲオルグ・ニツチ	山縣通
20	同	ダシツキ商會	食料品	ダシツキ	近江町
21	同	レフグロイスコン商會	菓子	レフグロイスコン	山縣通

	國籍	商號	營業種目	經營者	營業所
22	同	ジェレスニヤコフ商會	運送業		春日町
23	同	數島商會	仲立業	ドゥーリヤ	山縣通
24	同	コールス商店	大豆、豆粕	カードン	東公園町
25	同	エレングロス商店	洋服、雜貨	エレングロス	涙速町
26	同	ビルブライエル商店	大豆、豆粕	ビルブライエル	山縣通
27	同	エス・ソースキン商會	同	イーソースキン	監部通
28	同	ライコロテツキ商會	運送業	ライ・ゴロデツキー	山縣通
29	同	ビルブライエル	仲立業	ビルブライエル	同
30	同	テウケルスキー商店	同	デウケルスキー	同
31	同	東省鐵路商務代辦所	運送業	コンバフユー	同
32	元露國	ルスコ・アジヤスキー銀行	銀行業	ダリオフ	監部通
33	露國	ジアレスニ	旅館業	スタウイスキ	紀伊町
34	同		同	レルネル	奥町
35	獨國		船舶業	ピーパンジンク	山縣通
36	希國		旅館業	ジョン・ミハイリデス	監部通
37	同	パイジス商會	洋酒、煙草	エレミ・パイジス	涙速町
38	同	ジョーヂ・ギョルギス商店	洋酒、莨、諸機械類	ジョン・ギョルギス	山縣通
39	チツク・スラバキヤ	スコダ商會	雜貨	ラドルフ・カリナー	同
40	波斯	サノシアン商店	菓子類	サノシアン	同
41	エストニヤ	イーリス商會	雜貨及船舶代理業	サース	東公園町
42	デペマーク	實隆洋行	特產物	アセングリー	山縣通

營口

(營口地方事務所昭和二年六月調)

	國籍	商號	營業種目	經營者	營業所
1	英國	太古洋行	船舶及保險代理業一般輸入(主なる商品砂糖)	コートネー	附屬地外
2	同	怡和洋行(ジヤーデン)	船舶及保險代理業	フォード	同
3	同	安利洋行	輸出入貿易	目下中國人委任經營	同
4	同	亞細亞石油會社	石油及副產物	キート	同
5	同	源來盛	輸出入貿易及船舶土地家屋	バネス	同
6	同	瑞泰洋行	輸入貿易及代理店	イ・エデガー	同
7	同	旗昌洋行	運送及代理業	フワマー	同
8	同	デユハースト商會	輸出入貿易	デユハースト	同
9	同	ト內門公司	藥種	中國人委任經營	同
10	同	英美煙公司	煙草	カッスル	同
11	米國	スタンダード石油會社	石油及副產物	奉天ブラウン管理中國人委任經營	同
12	獨逸	聯德化昌工廠分店	染料雜貨	セーメルハック	同
13	同	雅利洋行	輸出入貿易	シエミツド	同
14	同	克立洋行	染料雜貨	露人ワシリフ	同
15	同	德茂洋行	輸出入貿易	ジヤスパーソン	同
16	佛國	利源洋行	同	現左中國人委任經營	同
17	露國	道勝銀行	銀行業	カーロス(目下整理中)	同
18	同	東支鐵路商事代辦所	運送	オードトラック	同

安東

(安東地方事務所大正十五年六月調)

	國籍	商號	營業種目	營業所
1	英國	怡隆洋行	船舶保險、一般雜貨	本店安東
2	同	太古洋行	船舶保險砂糖其他	

奉天

	國籍	商號	營業種目	營業所
1	英國	カイチフライチヤ商會	自働車販賣	附屬地浪速通
2	同	亞細亞煤油公司	石油及副產物販賣	附屬地外大西關
3	同	英米煙草公司	煙草	
4	同	亞細亞煤油公司	石油及副產物	
5	米國	美孚洋行	同	
6	同	德士古洋行	同	
7	希國	普羅斯公司	煙草、酒類食料品雜貨	
8	米國	德士古煤油公司	石油及副產物	附屬地浪速通
9	同	美孚洋行	同	小西關
10	同	利達公司	綿布雜貨皮革	附屬地外小西關
11	同	惠茂洋行	同	同
12	同	慎昌洋行	綿糸布毛皮	同
13	同	滙隆洋行	曹達灰販賣	同
14	同	遠東實業公司	綿糸毛皮	同
15	同	鼎昌洋行	石油販賣	附屬地浪速通
16	同	記洋行	綿布獸毛皮	小西關
17	同	源隆洋行	綿糸布	同
18	獨逸墨威	西門子電機廠	機械器具	同
19	同	禮和洋行	皮革販賣	同
20	同	世昌洋行	綿糸布毛皮	小西關
21	同	露國滿洲自動車會社	綿糸布	附屬地外小西邊門外
22	露國	秋林洋行	綿布雜貨皮革	同
23	同	仁太洋行	雜貨	附屬地外小西邊門外
24	波蘭	仁太洋行	皮革	小西關
25	同	仁太洋行	雜貨	附屬地外小西邊門外
26	同	ヤリアポフ	毛皮	小西關
27	猶太人	北合洋行	染料塗料	附屬地外小西關
28	米國	美合洋行	毛織物	同
29	墺國	生茂洋行	自動車販賣	附屬地浪速通
30	希國	スルテラ	歐米雜貨	同
31	同	奉天煙草公司	煙草	
32	土國	アヅフ商會	雜貨	浪速通
33	佛國	歐亞洋行	雜貨	商埠地

（奉天地方事務所大正十五年六月調）

長春

	國籍	商號	營業種目	營業所
1	英國	亞細亞煤油公司	石油及副產物	城內西三道街
2	同	怡和洋行	砂糖、織物、保險	同　東三道街

（長春商品陳列所昭和二年六月調）

3	同	太古洋行	砂糖及保險	同　東四道街
4	同	老普隆洋行	煙草、石鹼、香水、香油	同　北大街
5	同	ト內門公司	曹達及靛油	同　西三道街
6	英米	英米煙公司	煙草	附屬地日の出町
7	米國	美孚洋行	石油及副産物類	城內北大街
8	同	德古士煤油公司	石油及副産物	同　同
9	同	勝家縫店機器公司	ミシン	附屬地日本橋通
10	同	興業洋行	自動車及附屬品	同　日本橋通
11	瑞西	汽巴洋行	染料	城內西二道街
12	露國	道勝銀行	銀行業	同　西門裡

哈爾濱

（哈爾濱調査課　昭和元年十二月二十八日調）

	國籍	商號	營業種目	營業所
1	英國（元露）	エス・ソースキン商會	特産物輸出業	コンメルチエスカヤ街
2	同	アレキセーフ・ドノテールロ商會	活動寫眞機械及附屬品	中國大街
3	同	ウエ・エフ・カワリスキー	木材、蛋白質製造工場販賣	本店哈爾濱
4	同	スーンガリスキメリニッツ會社	製粉會社	ポリツエーイスカヤ街
5	英國	ベリタス保險會社	火災及海上保險	カロットカヤ街
6	同	英國食糧輸出會社	各種罐詰業	ポクラニーチナヤ街
7	同	トッパズ商會	石鹼製造業	ボロヂンスカヤ街
8	同	英國極東會社支店	輸出入業	キタイスカヤ街
9	同	ウエルネルクライ會社	同	ノーボトルゴワヤ街
10	同	貿易商會	同	キタイスカヤ街

11	英國	クレマンタスキーベイテス	輸出入業	ノボゴロツトナヤ街
12	同	アジヤインヴエストメント會社	富籤發行	ヒルゼワヤ街
13	同	クツク・ベルチング會社	機械類販賣業	リヤチヤンスカヤ街
14	同	亞細亞石油會社	石油及副産物	ポレワヤ街及傅家甸
15	同	レルネル・エム・イ	瑞西レース、英織物、雜貨輸入業	キタイスカヤ街五九
16	同	英國毛皮中央購買會社	毛皮販賣業	ルイノチナヤ街二
17	同	エイチンゴンシクト商會	同	同　二五
18	同	エ・イ・ビシネル	火災及海上保險	カマンナヤ街二一
19	同	アングリスキーロイド	保險業	キタイスカヤ街
20	同	ブリタンスカヤ商會	自動車調達業	キタイスカヤ街五六
21	同	英國自働車會社	自働車附屬品、ベンジン	キタイスカヤ街
22	同	香港上海銀行	銀行業	ワタプロラツトナヤ街
23	同	バルドビン哈市支店	機械類販賣	ノボトルゴワヤ街三八
24	同	ベコス商會	同	ブリワールナヤ街一五
25	同	ザ・ジャーデン・インゼネーリング・コーポレーション	同	ワドフロチツトナヤ街二
26	同	エ・カサチコフ	既製服及各種、乾物卸販賣	キタイスカヤ街二八
27	同	英支東洋商會	油絲機械輸出、油房	ルースカヤ街二〇
28	同	オケアン	保險業	イボゴロツドナヤ街五八
29	同	プランナーモント商會	輸出貿易、工業化學藥品販賣	イボゴロツドナヤ街
30	同	善綸洋行	毛皮輸出入販賣	ペカルナヤ街一一
31	米國	ベント兄弟會社	織物卸販賣	キタイスカヤ街
32	同	チルガ工業會社	輸出入貿易	モーア街一五
33	同	花旗銀行	銀行	モストワヤ街

34	米國(元露)	ジ・エー・パシキーロフ商會	輸入業	チクザルヌイ大街
35	米國	米支懋業銀行	銀行業	キタイスカヤ街
36	同	ウエ・ボルマン	毛皮、羊毛、獸毛皮貿易	ビルゼワヤ街一一
37	同	國際農具會社	農具機械類	ブルワールナヤ街九八
38	同	シリロ兄弟株式會社	織物、各種雜貨、皮革商	モストワヤ街二七
39	同	米國製菓會社	藥品及化粧品卸業	バザルナヤ街
40	同	クリフ・マーカンチル・コポオレーション	輸入品卸商	ペカルナヤ街七
41	同	アメリカンスキー・バルシウンテル・ベルゲラ	料理店	キタイスカヤ街一八三
42	同	グロブ・イ・ロッテゲルス	保險業	カロラトカヤ街五
43	同	ロバート父子商會	煙草業	ナゴールヌイ大街
44	同	ダンロップ商會	護謨製販賣業	キタイスカヤー街五六
45	同	フレーザル・エウイ商會	自動車販賣業	ポリショイ・プロスペクト
46	同	ブリヤンスオー・エ・ア・	石油、自動車附屬品	マンメルチエスカヤ街一五
47	獨逸	ド・デ・モドウイチ・ピンク會社	輸入品卸商	キタイスカヤ街一〇八
48	同	エス・ローリツグルトエス・ネスフコルト商會	歐洲各國品輸入業	ウチヤストコワヤ街二〇
49	同	ツーケルマン・チッライムゲープリテル商會	電氣機器業	マンメルチエスカヤ街四〇
50	同	ベンニング・ブルンプ會社	輸出入業	サマンナヤ街二七
51	同	セリチング商會	獨逸商品輸入業	カロッツトカヤ街一
52	同	ベリスト・ルーヴフホム・エムベ	保險其他代理業	ルイノチナヤ街一六
53	同	クンスト・アリベリス	機械類販賣	マンメルチスカヤ街六
54	同	獨亞商會	同	ウチヤストコワヤ街二〇
55	同	フリードマン	家具商	デアゴナクナヤ街三二

56	同	ジョセフ・ウルマン	毛皮販賣業	アルチルレールスカヤ街
57	同	シーメンス・シツユケルト	電氣機器具、自動車	ノボトルコワヤ街
58	同	エリドラード	輸出入貿易	ウチヤストコワヤ街
59	同	ビスネル・エルント	機械類	サマンナヤ街二一
60	同	グラウデンク	同	キタイスカヤ街一一七
61	同	ビユルレルブラチヤ	機械製作及販賣	同　五九
62	同	シ・ア・ギンツブルグ	銅鑄造旋盤調製	レコリナヤ街一四
63	同	獨支會社	機械類	デアゴナリナヤ街二一
64	同	ゼツケルマン	歐洲品輸入貿易	コンメルチエスカヤ街一〇
65	佛國	佛支儲蓄會社	富籤發行	キタイスカヤ街五三
66	同	ローラン・マリユース	輸出入業	サマンナヤ街五
67	同	佛亞生命保險會社	保險	カフカズスカヤ街一一
68	同	萬國儲蓄會社	富籤發行	哈爾濱
69	伊國	伊滿シンヂケート	織物、自動車	ルースカヤ街二〇
70	波蘭	チストーチナヤ・バパリヤ	清涼飲料製造販賣	トルコワヤ街六五
71	希國	エ・マツテイ	輸出入業	アルチルレルスカヤ街一三
72	同	ゲ・テ・アンチパス	釀造業	マンナヤ街九
73	墺國	ジロ・フランスア	特產物	キタイスカヤー街

附

(露) 極東歐羅巴商業銀行

(同) 西比利商業銀行

(同) 極東借款銀行

(同) 極東銀行

註 哈爾濱に於ける露商はこれを省く。

以上竝爾餘の商社にして輸入品取扱商の系統、資本關係、連鎖狀態、販賣方策等の一々に就き概示するを得ば自から之等在滿外國商社の商的地歩を明示するを得べきも、今は所詮その暇なきを以て之等の內代表的のもの及特色ある商社に就き概要を述べ本節の責を塞ぐことになしたり。

第二款　代表的商社と特色ある商社の一班

滿洲に於ける外國商社中プラナモンド、英米煙草、亞細亞石油、ジヤーデン、バタフキルド(英國系)、スタンダード石油、テキサス、シンガー、ソーエンヌ、セール・フレザー(米國系)、クンスト・アリベルス、シーメンス・シュケルト(獨逸系)、秋林商會(元露國)等は何れも有名なる大商社にして、販路に大小の差こそあれ、殆んど全滿洲にその羽翼を延べ活躍しつゝあるを見るなり。以上の中クンスト、アリベルス、秋林の兩者は嘗ては北滿及西伯利亞の市場に手を擴げ、相互販路を協定し、大に活躍を試みたるも、今は昔日の面影なく、僅かに哈爾濱を中心として營業を營みつゝあるの狀態なり。而して北滿に於ける爾餘の商社は對露貿易の道杜絕したるを以て漸次南下せんとするの氣配を示す。秋林商會の如き旣に奉天に支店を開設するに至れり。其他特色ある商社としては米國系猶人經營シリロ商會及伊滿シンヂゲートの如きは專ら哈爾濱市場を根據地として北滿一帶にその勢力を張る。この外これに類する商社少なからず。

然れども以上揭げたる商社に就き一々概示することは紙數の制限あるを以てその中四、五の商社に就き概說し、之等商社の活動狀態竝商的地歩の大體を示し、此處に紹介し得ざる多數商社の商業上の地位を窺ふことになすべし。

第一項　美孚洋行(スタンダード石油會社)

大連及營口に石油貯藏大タンクを設備し、專ら米國石油の賣込に從事し居れるが、其他パラヒン、洋蠟、石油用ランプ等の販賣を爲す。

組育に本店を有し奉天を東三省及蒙古地方の總轄店となし、大連、營口、安東、遼陽、奉天、鐵嶺、開原、四平街公主嶺、長春、撫順、本溪湖、哈爾濱等の支店出張所を始めとし滿蒙各地都邑に代理店及委託販賣所を設け、その販路實に津々浦々に及ぶ。

大正十四年度南滿三港に輸入されたる石油は約二千二百萬米噸なるが、中一千六百六十萬米噸は米國より直接輸入せられたるものにして、その輸入狀態に徵するも同社活動の現狀を窺ひ知るを得べし。

同社の石油は本社工場より或は罐入とし又はタンク船によりて輸入せられ、大連、營口のタンク及倉庫に入荷せらる。而して更に各地商狀に從ひ各地支庫に適量を配分せらるゝものにして、支庫は常に背後地に於ける需要に對し、販賣準備を爲せり。而して各地支店、出張所の背後地には無數の代理店又は委託販賣所ありて、之等支店及出張所と相呼應し極力販路の開拓に從事し居れり。その販賣に關しては統制節度ある販賣方策に基き各地支店、出張所及代賣店は一勢に總轄店の指令を奉じ、販賣に從事し居れるが、賣價の如き一に總轄店指令に基くものにして、その方針と狀況とを照合し時機に適する指令を發し一糸亂れず、その間多少行動に機敏を缺ぐと雖も、巨大なる資力と豐富なるストツクとを基礎とし逐次新販路の開拓に從來し居れり。

昔時は敵商たる亞細亞石油會社、テキサス商會等と猛烈なる競爭を爲し來れりと雖も、爾來競爭の無益なるを認め各本社首惱者間に於て申合せを行ひ、相互の販路を犯し又は賣り崩しを爲さゞることに協調行はれ居れる模樣なるが、滿洲に於ても各自の地盤を自から守り相犯さゞることに協調自然に保たれ極力新販路の開拓に力を注ぎ所謂共存共榮の狀態にあり。唯一の例外としては滿鐵への賣込には相互競爭を爲し居れるも、こは入札そのものゝ性質上止むを得ざる事なりと稱せらる。

第二項　英米煙草公司

云ふ迄もなく英米兩國資本家の合同經營にして本店を倫敦に置き世界各地に巨大なる販賣網を張れり。東洋方面殊に對支貿易に就ては上海に總轄店を置き上海香港其他に工場を設け極力下級品の製造に努力し、中國人間の嗜好に投じ得べき製品を以て販路の維持開拓に努力しつゝあるが、上級品は本國より輸入せらる。

滿洲に於ては奉天を總轄店となし、大連、營口、奉天、長春、哈爾濱其他沿線各地に支店又は出張所を置き奥地至る所に代理店及委託販賣所を設け東亞煙草、南洋兄弟商會、パイヂス、聯合煙公司等と市場を競ひ居れり。

同社の商品は中國人を目標となし、品質は勿論、包裝の色調、意匠等に中國人の趣味習性等を取り入れ、專ら信用ある商品の製出に努力せり。

宣傳廣告の如き特に本品販路維持開發上極めて重要なる關係を有するものに對しては惜氣なく經費を投じ、或は鐵道沿線又は山腹等に立看板を設備し、其他都邑の別なく苟くも民衆の目を惹く場所には立看板、ペンキ畫、貼附廣告を爲す等常に消費者の注意を喚起する等有ゆる方面に廣告心理學を應用し有效卓越なる宣傳廣告に力を注ぎ居れることは流石に經營者の腦力の偉大なることを認めらる。而して更に販賣に際しては各種の奬勵法により代賣店又は小賣店をして販路開拓に努力せしむるの方策を立て、他方民衆に對しては購買心を唆る爲め抽籤券、景品及景品券を附す等時機に適したる有效なる手段を次々に考案し居れるが、巨資と巧妙、熱心なる販賣政策とにより猛威を振ひつゝあるを以て東亞煙草、南洋兄弟商會等、何れも苦戰の狀態なり。中華煙公司の廢滅、聯合煙公司等の支店出張所閉鎖せられしことは何れも英米煙草公司の活動の影響を蒙りたるものと見るべし。滿洲に於ける煙草界競爭の如何に激烈なるかを窺知し得べし。

第三項　怡和洋行（ジャーデンマセソン商會）

太古洋行（バタフヰルド商會）と併稱せらるゝ巨商にして兩者の營業略ぼ相似たり。何れも香港又は上海に根據を置き東洋の天地に活動しつゝあるが、同社の業務は海運、保險本國各種製造會社の代理業、砂糖其他製造業、及一般輸出入貿易、船舶代理店等にして、海運にありては東洋方面に於ては中國沿岸及印度支那沿岸に自己所有及代理會社の船舶を就航せしめ居れりと云ふ。滿洲に於ては業務これと大同小異にして、海運、保險代理業、雜貨（砂糖、織物、毛皮）等なり。雜貨中主なるものは砂糖にして爪哇糖を輸入し居れるが、三井、三菱、南滿製糖等と市場を爭ひ居れり。

滿洲に於ける怡和洋行は營口、奉天、長春、哈爾濱等の支店出張所を中心として、沿線及奥地に多數の代賣店を設

け、自己商品の賣込に努むると共に毛皮、豚毛等の買入れに從事し居れるが、太古洋行と同樣支店以外は委任經營若くは代賣制度を採用し代賣店に對しては一定の方針を授け奥地深く販路の開拓に當らしめ居れり。その組織竝機能に就きては明かならざれども古くより地盤を築き中國人間に絶大なる信用を有せり。

第四項　伊滿シンヂゲート公司

千九百二十一年春伊太利ミラノ市に於て伊太利製品の極東販路開拓を目的とせるシンジケート團組織せられ、マルゾット、オイモニ、バルダツチー、タルヂエツテイ、バルト等の諸毛織物會社が其企業組合員中の主なるものとなり同團は直ちに毛織物同製品、絹製品、綿製品、男女帽子其の他雜貨品約二百萬圓を哈爾濱に輸送し來り、之が販賣方を伊太利領事シベリ氏に謀りしに、同領事はチツエリン、グランジ兩氏を紹介し、兩氏に之が販賣を委囑せり。之等商品販賣の結果は製品の流行に適せると價格の低廉なるとに依り意外の成績を收めしかど此處に兩氏は合資組織の許に伊滿シンヂゲート公司を設立し伊太利ミラノに於けるシンジケート團の極東總代理店となるに至れり。而して伊太利シンヂゲートと同公司との經濟關係は全然別箇のものにして現今ミラノ、シンジケート團は哈爾濱シンジケート公司の注文品をフリーにて送り來り、代金取立は出荷後六箇月期日の爲替を哈爾濱外國銀行に取り組み居れり。

同公司の現狀は千九百二十一年開設以來逐年好成績を擧げ、現在に於ては獨り伊太利製品のみならず、ミラノ本店の手を經て佛國品をも輸入し、進んでは米國製諸雜貨類の直接輸入を試み、一手に哈爾濱市の需要を滿たさんとするの計畫を有す。現に在哈市各國小賣商店へ各種織物雜貨類の卸賣を試み漸次販路を擴張しつゝあるの狀態なり。

同公司の取扱品目を見るに毛織製品一切、綿製品、男女帽子、化粧品、其他雜貨、乘用及貨物用自動車竝其附屬品一切にしてフイアード自動車會社、ゼレルリー會社タイヤ竝其他のゴム製品、電信、電話機等なり。

第五項　過去の秋林と現在の秋林商會

イ　過去の秋林とその組織規模の概要

今を去る六十餘年前獨商クンスト・アリベルス商會と露商秋林商會とは前後して極東露領に興り、前者は獨逸産の機械器具及雜貨類を主とし、後者は露國産の織物及食料品を中心とする百貨店を開設したり。

後年北滿地方露國の政治的勢力範圍に歸するに及び、多年努力の結果既に尨大なる組織と整然たる統一を有せし兩商會は滿洲に進出し、露國々族の庇護の下に遂に商業上の勢力を確立したり。

日露戰役前後より歐洲大戰に至る十餘年間は兩者の最も繁榮せる時代にして、露滿兩地に亘る極東一帶の地に各數十箇所の支店出張所と數千の從事員を擁し、宛然兩大王國を形成し極東地方の商權は殆んど悉くこれを壟斷したるが獨り自己の營業の發展を求めたるに止らず、同時に社會的施設に勗からざる努力を拂ひ、一般文化の開發に大なる貢献を致せり。斯くして歲月を經過するに從ひ地方官民の尊信を增し遂には露國官憲すら時として彼等の意圖を奉ぜざる可からざるに至れり。

然るにクンスト・アリベルスは過ぐる歐洲大戰に際し露國に對する獨探の嫌疑と露獨國交斷絶の爲めさしもに大なりし事業も殆んど潰滅に歸せり。斯くて當今にては哈爾濱に於て僅かに舊店舖を守り、若干の代理業務及殘品販賣を

を爲し業務を繼續しつゝあるに過ぎざる狀態なり。

秋林商會も亦露國革命の爲め本國に於ける資財を悉く喪ひ、辛じて北滿地方に事業の一部を維持しつゝあるが近年稍々內容充實し依然哈爾濱の秋林たる名聲を維持し居れり。

當時に於ける同商會の資本、營業組織を見るに

(一)　資　本　一八九九年ブラゴエシチエンスクに於て決定せる定款に依れば資本金は一千萬留にして六十株に分たれしが、一九一七年にありては株式組織に改められたり。當時の定款を見るに資本金二千一百萬留にして、これを六千株に分ち、一八九九年合資會社當時の幹部たりしカシヤノフ一派及バービンツエフ一派を以て主なる株主となしたり

(二)　營業組織　その營業組織は大略次の如し

本部
- 仕入機關
  - 購買事務所
  - 在外事務所
  - 外國駐在員
- 販賣機關
  - 支店
  - 出張所
- 製造機關　各地工場

本部は最初ブラゴエシチエンスク市に置かれたりしも、後浦鹽にこれを移し、一千九百年前後に於てはモスクワに移轉したり。現在にありては獨逸ハンブルグに在りて、仕入機關と販賣機關とを指揮監督し、商會營業の全般を總轄支配し居れり。

A　購買事務所　はハンブルグに設置せられしものにして、歐洲諸國の商品仕入の便に設けられたり。購買事務所を此處に設けたるは當時主として獨逸品を仕入したると、各國商人多數同地に集り居りて商取引上諸種の利便あり、且此地と各國との航行自由利便なりしに依るものなり。而して購買事務所の任務は云ふ迄もなく本部の命令により專ら仕入事務に當りたるものにして、現在は數名を此處に留むるに過ぎざれども、其活動は直接營業上に重大なる影響を及ぼすものなるを以て頗る重要視さる。又本事務所の他の使命は在外事務所及駐在員と密接なる連絡を保ち且彼等を監督するにありたり。

B　在外事務所及駐在員　在外事務所はハンブルグ(一九一二年)倫敦、パリ(一九一三)に置き露國內にこれと同一事務を掌る國內事務所を設けたり。而して本事務所の任務は各仕入季節に於て本部の命令に從ひ專ら商品仕入の任務に服し、他方常に其地市場、取引商店(工場を含む)及商品の研究に任じ、或は其取引先に自己商會を有利に紹介したるが、優秀なる商品を世界市場に需むると同時に自己商會の繁榮に努めたり。

外國駐在員の管掌事務は在外事務所と同樣直接商品の仕入に任ずるの外、駐在地附近の市場竝一般經濟事情を調査することによりて、各地事務所竝に他の駐在員の活動力を補足することに努めたるが、又一部事務所と共に商會商品の販賣に當れり。その駐在地は歐米に於ては、ベルリン、ハンブルグ、紐育、桑港、ウヰンナ、巴里、倫敦にして東洋方面に於ては大連、上海、廣東、橫濱等各地に置かれたり。

今秋林盛時に於ける仕入關係竝營業上の運用と各機關との連絡關係を圖示し當時の狀態を親知すべき資料に供せば即次の如し。

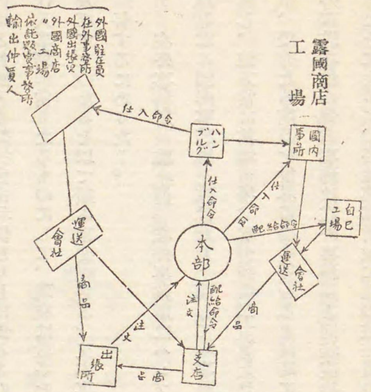

註　委託販賣人にして特に秋林商會の爲にのみ營業し居たるものはハンブルク附近に多かりき。

C　販賣機關　秋林商會の販賣機關は主として支店及出張所にして、在外事務所及駐在員の一部これに從事したり。而して販賣部たる支店出張所は嘗ては西伯利亞極東露領竝南北滿洲一帶に及び其數前後總計三十五箇所に達せり。

之等の支店出張所は何れも樞要の地に置かれ、上圖の如く、各機關の連繫に依り、其機能を充分に發揮し極力商品の販賣に從事したるが、製品の選擇及仕入の巧拙はかゝりて在外事務所若くは駐在員の手腕によるものにして、本部は大體を指示するに過ぎず。但自己工場製品を仕入する場合及支店出張所間に於て有無融通する商品に就きては本部より直接當該箇所に通達するものなり

秋林商會は大體右の如き組織方法の下に營業を營みたるが、過去に於ては幾多の難關を通過するに連れ、その組織の弱所に改廢を加へ、支店出張所の開閉亦常なかりき。現在に於ては支店出張所としては哈爾濱を始めとし、滿洲里、黑河、浦鹽、ニコリスク、カムヂツカに殘存するのみにして、活況を維持せるものは哈爾濱支店に過ぎずして、今昔日の面影なきも、最近に至りては奉天に出張所を設くる等漸次安全なる地帶に向つてその手足を延べんとしつゝあるなり。

以上秋林商會の大體に就き述べたるが、要するに秋林商會の經營は一都市に限られたる連絡にあらずして極東竝南北滿洲一帶を自己の勢力範圍に納め不屈の忍耐と不斷の努力により、克く合資共同の經營を以て過去の偉大を致したるも又文化未開の地方に早くより地盤を開拓したる爲めにして、これが爲め他の商店との競爭を防壓するに便宜なりしが爲めなりと云ふべし。然もクンストアリベルスの如き巨商とは相互に販路を協定すると同時に取扱品種を異にしたることは相互の繁榮をして阻害せしめず、加ふるに地理的關係とその地方經濟狀態百貨店の發達に適したると、優秀なる專門商店出現せざる以前既に動かす可からざる商業上の基礎を築き上げたることは秋林の繁榮を致せるの一原因と見るべく、且又一面に於て各地有力小賣商店中に嘗て秋林に職を奉じたる者勸からず、之等商店は或は秋林の庇護に發達を遂げ又は連繫活動したりと認むべき事情あることは又以て秋林の過去に於ける大を助成したる一原因となりと云ふべし。

ロ　哈爾濱の秋林商會

現在滿洲に於ては哈爾濱新市街の秋林を總轄店とし、プリスタンに支店を設け、出張所を滿洲里、奉天に設く。哈爾濱支店は新市街、埠頭區共哈爾濱最大の百貨店にして、哈爾濱の名を知るもの秋林を知らざるものなき狀態なり。その設備機能歐米百貨店に比し稍々舊時代に屬すと雖も、その取扱商品は依然スタートしたる時代の種目を離れず獨特の營業振りを爲しつゝあり。同商會の哈爾濱に於ける附屬事業は烟草工場、製茶、塗料、腸詰、裁縫工場及發電所にして、此處に製造さるゝ製品は卸小賣に供せらる。發電所は新市街店舗の中庭に設けられ發電機三臺五〇キロワツ

トを發電量として、目下自己店舗に供給する以外餘力を他に供給し居れるが、その需要戸數四百戸內外にして年額二萬圓內外の收入ありと云ふ。

店員は事務所員を合せ二百七十名內外にして依然秋林の名に恥ぢざる營業を繼續し居り、その販賣額は卸小賣を合せ年額九百萬圓內外なりと觀測せらる。而して某銀行の評價に依れば同商會の正味資產は一千萬圓見當なりと稱せらる。

哈爾濱秋林の內部組織を窺ふに次の如く組成せらる。

理事（秘書兼會計部長）

支配人（部長／工場所長—從業員（係長／係員—職工—雇人夫）／發電所長（販賣員））

理事以下の幹部は秘書兼會計部長、新市街秋林支配人、埠頭區支配人、金物部長、購入評價部長、發電所長、煙草工場監督、同工場長、市內取引係長、地方取引係長、會計部長、現金出納係長等なり。

仕入に就きては現在はハンブルグ本部竝購買事務所專ら在外駐在員を指揮し、歐米の仕入に當り、東洋生產品に就きては各機關を通じ購入しつゝあるが、我國との取引相當あり。

秋林の過去に於ける强味はその巨大なる資力と絕大なる信用とを基礎とし極めて長期安價なる仕入に努め、極力その地方の實情に適したる販賣法を採用し、漸進的に營業の發展を企畫したるにあるが、仕入代金決濟の如き六箇月を普通とし、最長期のものにありては十八箇月に及びたりと云はれ、獨商との取引にありては年數回に分ち支拂ふの制度を採用せしめたりと稱せらるが如きは亦以て秋林の强味たりしなり。

今哉昔日の面目を失ふと雖も、革命後は專ら革命による創傷を養ふことに努めつゝあるが、他面過去の目標たりし露人の販路より徐に目を轉じ南北滿洲在住三千數百萬の中國人に市場を需めんと企畫しつゝあるを見る。かゝる志望は一朝にしてこれを期し難き事情あるも、既に奉天附屬地に出張所を設置したることはこの意圖を窺ふに足るべし。

第六項　新手として活躍しつゝあるシリロ商會

歐洲大戰中哈爾濱市場は一時日本品の獨占場とも稱すべき時代を現出したり。當時米國商家は徐に進出を試み居たるが、西伯利亞出兵前後より著しき發展を遂げ、大正九年末には既に浦鹽を始め遠く西伯利各地に亘り販路急激に擴大したり哈爾濱の如き亦同一狀況を呈したるが、其原因主として日本品粗製高價にして、取引條件對手に不利なりしことに基因すと雖も、又一面米國商家の活躍に歸せざる可からず。此處に紹介せんとするシリロ商會の如き亦米國品の輸入增進に寄與したること多大なり。

當時シリロ氏はモストワヤ街に資本金約五萬弗內外を以て呉服雜貨の卸商を經營したるが、革命後の恐慌に堪へ兼ね、飄然として米國に渡れり。彼のこの行動たるや在哈各商店の注目を一身に集めたり。

彼米國に渡るや一面米國の各商店を獵り多量の商品を仕入れ、他面米國銀行に據つて資金の融通及保證を得ること

に努め、更に轉じて歐羅巴に渡り、各地を遍歴して流行遲れの商品を三割乃至四割方安値に叩き仕入し、遂に哈爾濱に歸來したり。然るに之等商品は哈爾濱及北滿市場の時流と需要に適し約四五割の巨利を得たりと稱せらる。

斯く好運に見舞はれたるシリロは引續きインターナショナル、バンキング、コオポレーション(名變る)の後援に依り益々其業務を擴張し、一九二四年遂に同銀行の敷地内に銀行の經費を以て、現在の店舗を新築せしめ、大正十四年末移轉したるが、家賃僅かに年額一千圓なりと稱せらる。

大阪市産業部調査課「東洋貿易研究」に於て各國銀行の勢力と題しインターナショナル、バンキング、コオポレーションに就き次の如く記述せり。「シリロ」の制度は移入米國品の統制、在哈米國商人の制御在哈米國商人のインターナショナル、バンキング、コオポレーションに對する支拂保證等の責任を負はしめ以て一には自行防衛策とし、又一には米國品の供給過剩、米國人相互の競爭より來る弊害を防止し、米國品の圓滑なる輸入增加を助長せんとする目的にありしとせり。蓋し一の適切なる觀察なりと云ふべし。

シリロ商會は同銀行の家屋半以上を使用し階上は殆んど全部を商品の倉庫に當て、階下建物の一半は見本陳列場に使用し哈爾濱を中心とし北滿一帶並蒙古沿海州方面の市場を販路とし卸專門業を營み居れるが、銀行は同商會に對し米國商品を販賣せしむる爲め特に資金上の援助を與へ、商會一切の業務及經理は常に行員を派し監督せしめ居れり。

左に哈爾濱調査員の調査を轉載して、シリロ商會の内容活動振りを示すことは米國商家の活動振り竝商的地歩の一端を窺ふの資料たるべし。

組織及資本

(一) 商號　株式會社シリロ商會

(二) 組織　米國法規に據る株式組織(二五〇株)

(三) 資本金　二十五萬弗　金額拂込濟

　動産　約百五十萬圓

(四) 出資者(株主)

出資者及經營者は左記シリロ三人兄弟である。

アロン　アブラモビツチ　シリロ　(Alon Abramovich Shirlro)

ギルレル　同　同　(Gillel　〃　〃)

ヤコフ　同　同　(Yakob　〃　〃)

註　一番兄のアロンは米國系猶太人にして米國に國籍を置く。

多少の資産家にして最初の資金は殆ど彼の出資にかゝり今日の狀態は彼の努力により築かるゝに至る。

二番のギルレルは同じく兄弟なるも弟のヤコフと共に勞農露國に國籍を有す。

資産は無きも非常なる敏腕家なり。

三番目のヤコフは右兄弟に比し資産、手腕共に劣れども非常なる人格者なりと云ふ。

營業收支

年額取引高　六百萬圓内外(賣買高)

同　販賣高　三百萬圓内外

同資上利益　三十萬圓(約一割)

同　營業費　十八萬圓　内　哈市營業費　十二萬圓
　　米國各地　六萬圓

第三章　在滿邦商の現狀及將來

差引純利益　十萬圓以上

卽最少限十萬圓の純益ある樣觀察さる。

然し此利益は目下分配を爲さず總て積立て居れりと。

營業科目

毛織物一切　皮革（原皮類）　綿織物一切　小間物雜貨類（櫛、ボタン、ゴム製品、レース類、ガーター、縫糸類其の他の各種）　メリヤス製品

但中級品にして主として必要品に屬し而も大量仕入のきくものにして取扱商品は主として米品なれども、英獨其他の商品をも取扱ひつゝあり。

店舗の組織と從事員

1　店舗の組織

支配人
- 仕入部（米國紐育にあり）
  - 出張所（同）
    - 獨逸サクソン州カミネツツ
    - サンドガウン
    - 英國ロンドン
- 販賣部
  - 上海
    - 庶務、會計係
    - 販賣係
  - 哈爾濱
    - 販賣係
    - 倉庫係

2　從事員

イ　事務分擔法

支配人は云ふまでも無く出資者たるシリロ兄弟三人にして且哈爾濱、上海、紐育の三箇所の仕入部及販賣部を適宜監督す卽シリロ兄弟三人は支配人たると共に三箇所の各部長を兼ぬる姿なり。但組織簡單にして且血緣の關係にあるを以て特に截然たる形式を有せず、萬事懇談的に業務を行ふ。

上海、紐育其他箇所の內容明かならず、哈爾濱に於ては販賣部の內に庶務、會計、販賣及倉庫の三係あり、各係に係長を置き其下に若干宛の係員及雇人夫あり。

各係員は品目により擔當を定め、出納記帳其他營業上一切の責に任ずと云ふ。

哈市に於ける使用人の數目下總計五十五名なり。

ロ　給與及待遇

一定の俸給を支給するのみにして、賞與若くは昇進の制度等は全く無し、唯販賣係長のみには其販賣額の五步乃至一割內外を分配する制度を採れり。こは同商會の商品の性質上他の小賣商店の如く販賣員の努力直接其賣上に餘り關係を有せざるに基因するものゝ如し尤も昇給の如きは或期間に於ける勤勉振りに依つて支配人自ら適宜に拔擢昇給せしめ居れり。

俸給額は詳細に知るを得ざれども大略左の如し。

最高	係長級	三五〇圓　配當月割約百圓見當　計四五〇圓
	普通	六〇圓―一五〇圓
	傭人	一五圓

此の外に宿舍費を給せらる。

營業法

1　仕入法

各季節前に支配人三人兄弟の內一人は必ず店に居殘り、他の二人は米國及其他の仕入部所在地に赴き、親しく商品の選擇をなし購入し、適宜の汽船便を以て上海及哈市へ送付す。仕入の巧拙と仕入商品の優劣とは一に上海及哈市營業部の賣上高に影響するを以て最

も愼重且機敏に計畫さる。

之等商品の仕入につきシリロ商會は左の如き有利なる條件を備ふ。

一、先づ取引關係總て現金取引なること。

二、銀行より積極的援助を受くる爲金融の關係非常に樂なり。

三、尙西歐の流行遲の品物は哈市に於て需要されずとするも、元來安價に仕入たる商品なれば、之れを比較的安價に評價し少額の利益を見て東支沿線及奥地に充分供給し得ること。

四、最後に彼等が猶太人なる爲世界各地に亙り意志の疎通容易なること。

2　販賣

イ　販賣法及販路

販賣の方法は卸賣專門にして顧客は哈市、東支沿線を主とし沿海州及蒙古方面にも相當の賣行あり。哈市に於ては露支の小賣商人勝手に店へ來り、自ら現品を選擇し購入をなす。時には數軒の小賣商連合し多少廉價に買ひ占むることもあり。

沿海州、蒙古方面よりは主として一地方の代表者を派遣し一括購入をなす。從つて一回の數量相當多數に上るも之等に對し特別の優待法を講ぜず尙ほ羅紗地に限り天津方面の中國人にも多少賣行きありと云ふ。而して顧客の全部は小賣商人にして、何れも專門的智識を有し見本等に就ては說明の要なく從つて案內廣告等をなさずと稱す販賣商品は復寫三連式傳票により整理して居る。

ロ　取引條件

取引條件は現金賣と掛賣にして、掛賣は主に手形を用ひ三箇月乃至四箇月のサイト付なり。尙華商に對しては往々無手形にて賣込み普通一箇月の短期限を附す。

ハ　販賣上の長短所

1　長所

前述の如く商品價格比較的低廉にして、代金支拂方法の緩漫且便利なる爲哈市小賣商店の殆ど大部分はシリロより購入するの狀態より就中多量に販賣し且幾分後援を受け同商會の商品を小賣しつゝある店にペトロフ商店あり。

このペトロフ商店は哈爾濱に於ける中級以下の小賣商に對するシリロ商會の特定販賣人なり。而してシリロはペトロフに對して特別の後援をなしつゝある模樣なるが、殊に取引代金の決濟に當りては特別なる條件與へられ取引上代金の受渡最も確實なる商店として信用され居れるが、その裏面にはシリロの特別なる後援があるにあらずやと噂さる。

ペトロフ商店は約二十人の販賣人を使用し、業務の取扱方に付ては他商店と趣を異にせり。卽勤務に付ては他の多くの商店は大概午後七時を以て一齊に退店すれども、ペトロフのみは閉店後陳列商品の整理竝其他の手配を行ひ、翌日の用意を爲し退店するを店規となす。而して販賣に付ては歩合制度を採用し月給の外に一日の賣上高の一歩を配當することになし、これを一日及十五日に支給す月給は之れを翌月支給することに定む。因にこの商店はシリロ以外の商品の取扱を行ひ居れるが年額約六七萬圓の賣上ありと稱せらる。

2　短所

在哈一流商店は餘りシリロ商會より購入することを好まず、尤も販賣商品の臨時補充に小量を購入するに過ぎざる狀態なるが、其主なる原因は大略左記事項に依るものと思惟さる。

一、シリロ商會取扱商品は餘りに解り切り、平凡にして少しも珍しからざること。勿論シリロは歐洲市場に於ける流行遲れの商品を仕入れ來る場合多き爲に一流商店には早くから陳列され居れる關係あること。

一、一流商店は幾分珍らしき商品を取扱ふ事を以て其商店の權威特長となすが爲なり。

一、シリロ商會に於て購入したる商品は評價に困難を感じ、且結果餘り面白からざること。

以上の外若しシリロ商會より購入するとすれば、同一商品一流商店にも又普通の安物店にもあることゝなり、顧客は價格の安き方に走ることは一に購買心理に作用さるゝものにして、販賣上不利を蒙る場合多きこと。

尙ほ過般哈市に出現したる勞農機織「シンジゲート」は其品目相似且雙方卸專門なるが爲め「シリロ」に取り不勘脅威を與へたり。但

昭和二年六月の報道に依れば勞農織布シンヂケートは閉店の狀態なりと稱せらる。

銀行との關係

銀行との取引はインターナショナルバンク一軒に限らる。

銀行は二百萬圓の範圍に於て信用を與ふ。こは右二十五萬弗拂込濟の資金全部を抵當にし居ることゝ思はる。

此の外商會の會計一般を同銀行より監督することは前述の通りなり。

其他商品に就ては別に關係なく唯上述の如く銀行は米國商品の販路を確立せしむる目的なれども事實は米國品約四割各國品約六割の割合に於て取扱る。

以上の如く歐米諸國の商社平和克復後續々進出し來り、東洋の天地に市場を開拓せんとしつゝあるが、歐米諸國の輸入貿易戰前に比し著しく增加したることは一面之等商社の商業上の地步著しく强固となりたることを立證するものなり。就中米獨兩商に至りては著大なる發達を來せるが、獨逸商社の如きは既にシーメンス、シュケルトの如き巨商を始めとし大小幾多の商社活動しつゝありて、上揭一覽表に見る如く大連、營口、奉天及哈爾濱の四地に於てすら機械器具商八社、染料雜貨移入商十三社計二十一社に達せることはその輸入額と共に著大なる發展と云ふべし。

斯くて歐米商社の發展と露商の南下とは我國輸入貿易の新敵手たると同時に在滿邦商の脅威と云はざる可らず。殊に露商を除きては何れも商業上の地位確乎たる商社ならざるなく、取扱ふ商品亦選練され加ふるに需要者の商品に對する信賴の程度概して我國製品に勝れる事は愈々以て在滿邦商の活路を阻むものなりと云ふ得べし。然も之等商社の大部分は所謂雜貨中の雜貨に屬する物すら取扱ひ、極めて小量の購入にすら應じ敢えて厭はず、或は滿洲に販路を求めんとする本國商工業者に代り仲介委託の取引に從事し居れるが如き眞摯なる態度に至りては眞に自己の發達と國家的發展を理解し居れるものにして稱讚に價するものあるを見るなり。その競爭に對する態度極めて冷靜にして相互の永遠の發達に着目し、無益なる同志打行爲に出づるもの稀にして、寧ろ在滿邦商のかゝる無理解なる競爭の間隙に附け入り漁夫の利を得つゝあるが如きは屢々これを目擊する所にして、大に邦商の學ぶべき所なりと思惟さるゝなり。

以上極めて雜駁なれども在滿外國商社の大要を概述したり、進んで眞の競爭者たる華商の商的地步に就き述ぶべし。

第二節　華商の商的地步

我國の對滿輸出貿易額の幾割が華商に依りて支配され居るかは根本的調査を行ふにあらざれば明確に指示し得ざる所なり。然れども既に前來說示したる所に依り知らるゝ如く、綿糸布取引中加工綿布を始め一般雜貨類にして中國人向の商品は約七割乃至八割見當華商の手により仕入、華商によりて賣り捌かるゝものと解せらる。而して在滿邦商の取扱にかゝるものは機械類、金屬品、鑛產品の大部分、麥粉、砂糖、煙草等の三、四十種に止まるものと解せらる。之等の實情に就ては既に川口華商の項に於て述べたる所なり。

第一款　日華兩商優劣比較の概要

機に敏なる華商が(1)生活費の低廉と、(2)營業費の少額と、(3)商的手腕の卓越、(4)共同力の强固、(5)商店組織の優秀(6)爲替相場に對する能力、(7)其他有ゆる方面に於てその能力及長所を利用して、在滿邦商の地盤に喰ひ入りつゝあるを見る。就中最もかゝる現象の著しきは最も勢力充實し居れりと一般に認識さるゝ大連なることは、頗る皮肉なりと云

ふべし。之等の實情に就き先に多少絹織物の項に於て說明したるが、彼等は頻に邦人を目がけ販路を開拓しつゝあり て、邦商これが爲め隨所に於て擊退されつゝあるを見るなり。

然も財界變調後に於て著しく其觀あるは一は邦商の財政的大打擊に依ると雖も他面に於て邦商側に幾多根本的弱所 缺陷存することに歸因すべく、華商に商的地步の優越なるものあるが爲めなるべし。

頃者邦人の滿洲に於ける商業及事業上の敗退の根本的原因を銀資金を使用せざることに歸し、銀資金問題擡頭し來 れり。或はこれが爲め銀資中央銀行の創設提唱せられ、或は邦人全部の取引建値を銀建となすべしとし又は滿洲の大 動脈たる滿鐵の收支を銀建とし或は全然銀資に切り代ふべしと主張し居れるが、之等は一應首肯すべき議論なれども 決して近年に始りたる卓說にあらず。彼等の主張する所は多年統制的練訓を受けたる金貨本位國の國民が金貨を本位 通貨として滿洲の地に諸種の取引を行ふことは結局爲替相場の變動に對して注意を怠り、斯くて日常の不注意は重ね 重なりて遂に失敗を招くに至るが故寧ろ根本的に銀資金を使用し以て日常の取引に當らば爲替相場の變動に對し敏感 となり取引上爲替相場變動より生る幾多の災厄より救ひ出し得べしとする論旨に歸着するものの如し。

斯くて日常生活、取引又は事業經營上に於ける過去の損失竝失敗を計數的に說明し居れるがその大部分は肯綮に當 れりと雖も、未だ幾多の研究問題殘存せるを見るなり。殊に銀資金を以て諸種の取引に當ることは論者の說の如く爲 替上より來る不慮の損失を防止し得べしとすれども、國內に奉天票、中國票、交通票、吉林官銀號官帖、黑龍江省官 銀號官帖等の所謂大銀行の不換紙幣濫發の弊竇あり、其他各種の不換紙幣入り亂れ流通し居れるが、更に地方には其地 方に於ける一種の通貨存し或は又私帖（個人商店又は製造業者等の手形）發行流通するあり。又は中國に於ける銀行の

存立を根本的に阻害する無數の錢莊（錢舖）ありて兩替業以外に爲替の賣買、送金、貸越、通貨の賣買等の業務を營み 殆んど銀行業務と同一なる營業を行ひつゝあり、然も之等は財界に於て巨大なる勢力を把持せる者にして、單なる金 銀爲替相場變動の關係を以て律し得ざるものあるに想到せば結局中國に於ける幣制統一問題に逢着し俄かに決意爲し 難きものあるを見るなり。

銀資問題が一般邦人をして商工業上有利なる立場に立たしめ得べきことは一應首肯し得べしとするも、實行に至る 迄には尙未だ幾多の研究を要すべく、且幾多曲折變遷を經過するの要あるべく、然も本問題は一つの原因にして唯一 根本的敗頽の原因なりと爲し難し。

今日華兩商の商的地步の考察に當り、銀資又は銀建問題に研究の步を進むる事は重要なりと雖も、かゝる大問題は それ自體に於て獨立研究問題なるを以て他日に讓らざる可からず。

次に考究すべきは文化低度にして生活極めて低級なる國民の間に於て高級なる生活を營むものが、果して成功すべ きや否やの問題なり。具體的に云へば中國人の間に於て邦人の發展期し得べきや否やなり。

今哉中國人は殆んど世界に足跡を印せざる所なき狀態なるが、就中華商の發展著しきものあるを見る。

彼等は國內に於ては經濟的發達の中心をなし、國外にありては殆んど何れの地に於ても成功を納む、而してその事 證枚擧に遑あらざる所なるが、既に完全なる領土たる臺灣に於てすら幾多の邦人、彼等の壓迫に逢著し悲鳴を擧げつ ゝある狀態なり。

我國民が臺灣に於てすら年々彼等の爲め敗退の悲運に遭遇しつゝあることに想到せば滿洲の如き極めて無秩序なる

經濟組織の下に於て、然も低度なる生活を以て克く黽勉努力して怠らざる華商と伍して果して勝算ありやと云ふことは頗る疑問なりと云ふべし。

惡貨は良貨を驅逐すとはグレシャアムの法則なるが、生活低度なる華商と生活高き邦商と相伍して商業上輸贏を決するとせば、粗衣粗食に滿足する華商に勝算あることは必至の歸趨なりと云はざる可からず。況や適當なる商店及商業組織を有し、優秀なる商業手腕と、卓越なる共同動作によりて永年亂れたる貨幣制度の下に自然の訓練を經たる華商が爲替相場竝國內通貨相場の變動に對し俊敏なる感受性を有することは華商獨特商的地步と云ふべし。

かゝる幾多の有利なる條件を具備する華商と母國に於ける商業形態と同一なる方策を採用せる邦商とが相競ふに於ては當然邦商に勝算なきは自然の數なりと云ふべし。

華商の優勝なる地步に就き說示するに當りザット日華兩商の立場を比較せんか。

1　華商の生活費は邦商に比し遙に低度なる事。

2　營業費に就きては華商著しく少額なる事。

3　華商の營業方針確立せる上に自然的販路亦邦商に比し大なる事。

4　一般中國人雜貨商は坐賣販賣を原則としサービス極めて懇切なれ共、從來の邦商は陳列販賣とカウンター販賣の原則を自覺會得せざりし結果無駄大なりし事。

5　其他の商業に於ては邦商は特殊なるものを除きては極めて進步せざる營業方法を用ひたりし事。

6　商業手腕に於ては華商は既に定評を有し、然も其精神關係にありては自主的ならざる可からざる政治組織、社會組織の下に置かれ居れるが爲め自主獨立の精神著しく發達し、旣に一個の習慣となれり。加ふるに商機を洞察する力と諦めの觀念にありては常に邦人の敬意を拂ふ所にして邦商の如く失敗に對し何時迄も念慮に置かず進んで新販路の開拓に努力するの特性を有せり。その投機取引に對する値頃觀は一般邦人之を投機好、思惑好と見做すも實際は常に實商業に立脚し、寧ろ邦人側投機的なりと言ふを得べし。

7　信用を重ずる點に於ては華商は利害より打算したる一種の信用觀念を有し、之に基礎を置き一種堅實なる態度を支持せり。例へば破產の場合に於て最も顯著なる實例なるが、邦人若し破產に瀕するとせばその大多數は財產を陰匿若しくは蹈躪して整理容易に行はれず、寧ろ惡感を催さしむる場合尠からざるに反し、華商は其全財產を投げ出して潔よく自己の不始末と他に迷惑を及したることを謝し、整理に對し全責任を負ふことを常とせり。彼等の思惑はこれによりて更に將來の新路を見出さんとするにあり。然れば在滿邦人大卸商は邦商との取引を嫌ひ、華商との取引を喜ぶ風あるが如き實例各地を通じ枚擧に遑あらざる所なり。

8　華商の營業手段は決して新しき方法なりと云ふ可からず雖も、民度竝慣習に適應せるを以て適當に行はるゝも邦商は生活費、營業費高きに拘らず、新手段、新しき方法を用ひ、之と對抗することに力を用ひず、加ふるに商品の研究一般に充分ならず、標準化の方策と能力增進に努力せず。

9　商店の經營と資金の關係を見るに華商にありては人と資本とを克く結合し、零碎なる資金を集め、これを合一し、以て協力經營に當るも、邦商にありては拔けがけ功名心强く同志打盡にして合力經營に極めて不得意なり。

10　華商は商店の組織舊式なれども、外界の思想の侵潤遲き爲めか、克く統一され、非能率的なれども分業完全に

行はれ、店員の訓練、利益分配の制度立ち、組織的にして一絲亂れざるものあり。加ふるに資本關係より同字號の聯號形成により舊式チエーン、ストーア形造らるゝも、邦商にありては幾多の缺陷あるを認む。

11　金融の點に於ては邦商は日本の銀行若くは邦人特殊金融機關のみより金融を受くるも、華商は之を自國銀行より受くると同時に日本銀行竝外國銀行より受け或は錢舖又は聯號の援助若くは保證ありて頗る有利なり。然も從來日本銀行は邦人大卸商が一般邦商を嫌ひたると同樣の意味に於て一般邦商を不確實なりとなし華商を歡迎したり。殊に輸出卽特産取引の貸付に重きを置き輸入品取引にありては一般に冷淡なり。加ふるに商品上の融通に於ても華商は自國人竝邦人卸商竝外國商社の三方面より受くるの利益ある拘らず、邦商は一方面にして然も喜ばれざる狀態なり。就中小賣業者にして中級及中級以下の者にありては極めて高利なる資金を利用しつゝあることは發達上甚だ不利なる立場にありと云ふべし。

12　華商にありては市場の組織及販賣網は特殊なる制度行はれ有利なるが、殊に輸入品は自國民を販路の中心となし薄利多賣主義なるを以て邦人の購買力をも捕へ得るの利益あれども邦商は概して然らざるなり。

13　華商の商品賣込は卸にありては決濟相當長期に亘ると雖も、市場は殆んど華商の獨占する所なるを以て彼我の連絡疎通し、通貨相場の變動による決濟上の危險を未前に防止し得るの利益あるなり。小賣商にありては華商は殆んど現金主義にして掛賣なしとせざるも、その歩合邦人に比して極めて少なし。邦商にありては販路狹小なるも、その歩合邦人に比して極めて少なし。邦商にありては販路狹小なる上に一方消費組合、購買組合等强力なる競爭者あり、加ふるに概して中國人の間に販路を求め居らざるを以てその地位や極めて惡し。然も滿鐵、關東廳及其他諸會社の從業員在住邦人人口の大多數を占むる關係上勢ひ掛賣販賣高多額に上り、資金の回轉率は彼等の拙劣なる商業方策と相俟ちて頗るおそし。

算し來れば華商は邦商に比し猶幾多の商的地歩優勢なるものあるを認むるなり。

第二款　市場の組織竝華商商店の名稱及種類

第一項　市場の組織（仕入の經路階梯竝仕入狀態）

華商の商的地歩に就き述ぶるに當り、商店の組織、其經營法竝店員の訓練養成方法及商店と商店との連鎖其連鎖より來る華商の强味等に關し說示することは卽華商の商的地歩の一面を解說する所以なりと認む。

今之等の事項に付き說明するに先ち市場の組織竝商店の名稱種類に就き概說することは强ち無駄の事にあらざるべし。

滿洲に輸入さるゝ商品は大連、安東、營口の所謂南滿三港、北鮮方面の琿春、龍井村、北滿方面に於ては滿洲里、ボクラニーチナヤ、愛琿、松花江及山海關の十の入口よりせらるるが、之等諸地より輸入又は移入せらるゝ商品は各々其地理的關係により或は南滿三港に依り或は北鮮に又は北滿竝山海關より輸移入せらるることは說明迄もなき所にして、之等の輸入狀態、推移竝その依つて來る原因に就き記述せば、商取引上極めて重要なる資料を供給し得べし。就中營口大屋子制度を通じ輸入せらるる經緯に關し述ぶれば極めて重要なる取引上の關係を明かならしめ得べきも、今は到底その時日なきを以て他日に讓るの外なし。而して更に一旦輸入又は移入されたる商品が如何なる徑路と

組織を通じ各地に分配されつゝあるかにつき細說するを得ば對滿貿易上の市場研究に大に稗益する所あるべしと雖もかゝる詳細なる記述を爲す餘裕なきを以て大體に就き記述することゝしたり。

第一　仕入の諸機關

華商によりて直接輸入さるる商品は日本品に就きては大阪川口、神戸、横濱等の主要地に於ける駐在員竝代理店を通じ仕入され、上海、天津等滿洲以外の中國領土より移入さるる中國製品竝仲繼品は上海、天津、山東其他の各港に於ける駐在員又は代理店の手を通じ移入さる。外國品にして直輸入さるゝものは物により異るも、一般雜貨類は滿洲に於ける外國商店卸商又は代理店、委託、仲介業者の手を經、仕入さるゝもの大部分にして、商店により直接外國より仕入を行ふもの絶無にあらざれどもその數極めて少なし。

川口華商に就きては既に述べたり、故に此處には上海に於ける滿洲幇卽出張員竝代理店等の狀態を略述し、南方竝北支一帶に於ける客幇の狀態を窺ふことになし、併せて市場組織の一面を示すことゝなしたり。

A　上海に於ける滿洲幇の現狀

上海に於ける滿洲幇卽出張員は上海調査員の大正十四年十月調に依れば、

營口幇	二四行	
哈爾濱幇	一四行	
大連幇	一三行	
吉林幇	一〇行	
奉天幇	一七行	
安東幇	八行	
長春幇	七行	

計九十三行にして雜貨類の取扱商店は左の如し。

1　大連幇

商號	駐在員數	駐在店名	駐在場所
協茂盛	一	天泰成	英租界三洋橋
德泰號	一	益順恒	江西路恒業里
洪來盛	一	同	同
洪來興	一	同	同
西德泰	一	同	同
天成號	二	同	同

2　奉天幇

商號	駐在員數	駐在店名	駐在場所
純益繅織公司	二	恒順同記	江西路恒業里
同和泰	一	同	同
同興元號	一	益順盛	同
德裕興	一	同	同

註　奉天幇は未だある見込なり。

3　營口幇

商號	駐在員數	駐在店名	駐在場所
德源懋	一	恒祥同記	江西路恒業里
福泰成	一	同	江西路恒業里
滙發東	一	益順盛	同
永和恒	一	同	同
茂記號	一	同	同
源成慎	一	同	同
增興東	一	同	同
泰和春	一	同	同
益興號	一	同	同
永遠興	一	同	同
興記號	一	同	同
興記棧	一	同	同

4　長春幇

商號	駐在員數	駐在店名	駐在場所
世林祥	一	恒案慶	南京路五七六
同合潤	一	同	同
世一堂	一	永興隆	四經路七號
協和福	一	同	同

5　吉林幇

商號	駐在員數	駐在店名	駐在場所
和興福	一	益順恒	江西路恒業里
怡合恒	一	同	同
和興隆	一	同	同

6 哈爾賓幇

商號	駐在員數	駐在店名	駐在場所
公和利	一	益順恒	江西路恒業里
東和利	一	同	同
成餘東	一	同	英租界河南路慶順堂
東來成	一	同	浙江路泰安里七四八
安東裕	一	益豐長	江西里恒業里
成發祥同記	一	同	同
瑞成祥	一	同	同
福里德	一	同	同

之等の出張員は行棧又は行家と稱する仲買、問屋又は報關(運送業)を兼營する一種の問屋の內に一室を借り受け、本店と日々の相場に關する通信を行ひ、間斷なき通信連絡によりて國產品及各國品の仕入に當り居れるが、取引上一切の關係は大阪川口に於ける華商と略同樣なり。

B　行家又は行棧

滿洲幇の仕入取引に就きては行家の仲介援助に負ふ所少なからず。元來行家は仲買又は問屋を兼營し客幇の利便を計ることを以て業務となすも、業務の性質上報關卽運送業務をも兼營するもの少なからず。從つて滿洲幇の商品仕入は勿論貨物の輸送、運送、通關上の手續等一切の事項に就きては行家の手を煩はすものなり。

行家は客幇の仕入に付き賣買兩者の間に立ち一定の手數料を徵し取引の仲介を爲し、時に賣手に對しては代金の前貸を爲し、買手に代りては代金の立換を爲す等の利便を供與するが、他面に於ては概ね宏大なる倉庫を備へ、これによりて顧客に對し貨物保管上の便宜を與ふ。或は又自己の舟車又は定約の船舶に依り顧客の貨物の輸送運搬等商取引上萬搬の業務に携るを以て上海に於ける商取引上不可缺の機關となさるゝ。

之等の同業者は多くは公所を設け同業者間の利害得失の保全除去に努め、同鄉の客幇と相俟ちて取引上の圓滑なる發展に努力しつゝあるを見るなり。

C　其他の諸機關　其他跑合卽仲次業報關等は亦滿洲幇の仕入取引上相當の役割を有すれども改めて此處に紹介を爲さず。

註　斯の如き機關は天津その他の地方にも設けらる。

7 安東幇

商號	駐在員數	駐在店名	駐在場所
和源泰	一	益順恒	江西路恒業里
雙合棧	一	同	同
謙盛恒記	一	恒祥同記	同
同祥興記	一	同	同
廣泰利	一	益順盛	同
福升德	一	同	同
福順源	一	同	同
雙合義	一	同	同

8 開原幇

商號	駐在員數	駐在店名	駐在場所
義順號通記	一	益順義	江西路恒業里

第二　勢力範圍と商品分布の狀態

A　勢力範圍の概要

斯の如き制度機關を通じて輸入さるゝ國產品竝各國品は滿洲各地に於ける本店の商勢力範圍に從ひ更に輸出分配さるゝが、各地方の勢力大體定り居れるものゝ如し。勿論各地華商の勢力範圍は其取扱ふ商品に依り又は資力に依り或

は又舊來の取引連絡の厚薄により異なり、必らずしも絶對的勢力圏設定されざること云ふ迄もなし。然れども滿洲市場構成上の大體よりすれば自からその範圍定り、市場に於ける勢力は或は地理的關係、運輸上、得意上の關係等により略一定せりと云ふも決して失當にあらざるべし。

今大體觀察に從へば、

(一)大連に於ける華商の勢力範圍は遼陽以南を勢力範圍となすものゝ如く、(二)奉天は經濟的實力と地理的地歩とにより、その勢力到底大連の如く狹小なるものにあらず、卽背後地としては南は遼陽以北より東は本溪湖、商品によりては安東にすら及ぶものなしとせず。其他鐵道を中心とする時は東は撫順興京を始めとし扇形に其背後地一帶の地に商勢を延べ、西方は新民、黑山、法庫門等を收むる背後地一帶に及び、鐵路に沿ふては鐵嶺、開原、四平街、鄭家屯を始めとし、白音太來、洮南等の內蒙古地帶にすら勢力を有し、商品によりては長春、哈爾濱の地と關係を有せり(三)長春は吉林省の經濟的中心地とその勢力の及ぶ所相當に廣く、北方は雙城堡以南の各地方、南方は鐵路范家屯、公主嶺に及び或は雙陽、伊通、黑林子、懷德、長嶺、洮南等の地方と相當取引の關係を有す。曾つては哈爾濱のストック市場としてその勢力を保持したり。(四)哈爾濱は北滿一帶のストック市場として又は哈爾濱を中心とする背後地一帶の大市場にして商勢の及ぶ所極めて廣範なり。(五)安東は安東を中心とする背後一帶の地に及ぶ。(六)營口は之等各市場と稍々趣を異にし古き歷史と問屋制度の利器によりその商勢極めて廣く、對岸の都邑は勿論背後一帶の勢力圏に取引を及し更に鐵路各都邑にその勢力を延べ、北方哈爾濱にすら重要なる商業上の地位を占む。現に大正十四年中に哈爾濱より朝鮮銀行を通じ送金したる商業上の決濟資金は一千八百萬圓(この內には輸入品以外の決濟金相當ある見込)に及べるが如きは如何に營口の商勢力の偉大なるかを知るを得べし。

B　商品分布の狀態竝奥地仕入の狀態

イ、商品分布の狀態

滿洲に於ける商品の分配竝奥地仕入の狀態につきては商業貿易に關與するもゝの等しく知らんとする所なるべし。然れどもかゝる調査はこれ迄一般に輸入品の關係を等閑に附したる關係上、今日これに關し全般的に精確なる資料を得ること極めて困難なり。故に此處には長春調査員の報告竝背後地調査員の報告に基き大要を述べ、全般の狀態を推知するの資料に供すべし。

商品分配の狀態が如何なる關係にありやと云ふことは多年望みて止ざる所なれども、調査機關を缺ぐを以て明に示すこと極めて至難の事に屬す。今左に示す所は長春調査員が聯號調査に際し長春商品陳列所員猪野英三郎君の多大の努力に依り各運送店、問屋等につき一々調査したる所を計算作成したるものにして略長春背後地に輸出分配されたる實數に近きものなり。

最近一箇年に於ける長春市場を基點とする重要商品異動概況　(大正十五年長春商品陳列所調査)

品名	價格	生產國別 日本支那外國	長春消費額	背後地に再移出額(馬車)	摘要
綿布	五、七五〇千円	六〇% 三〇% 一〇%	二、二五〇千円	三、五〇〇千円	外來
綿糸	四、六八〇	六二 三八 一	一、一七〇	三、五一〇	同

加工綿織物	二,六八〇	三五	四五	二〇	八八〇	一,八〇〇	外來
高級織物	一,九七〇	一八	四七	三五	六九〇	一,二八〇	同　綾子類を含む
毛織物	九六〇	二〇	—	八〇	四八〇	一八〇	同　純毛布も含む
棉花	九七〇	—	一〇〇	—	二二〇	七五〇	同
石油	一,〇三〇	—	—	一〇〇	八〇	九五〇	同
砂糖	九六〇	二〇	—	八〇	三八〇	五八〇	同　氷砂糖も含む
鹽	二,三五〇	—	一〇〇	—	四五〇	一,八〇〇	同
陶磁器	四七〇	四三	五五	二	一二〇	三五〇	同
燐寸	三六〇	六〇	四〇	—	四〇	三二〇	日本の六〇%ハ現地生産他は營口及ハルピン生産
卷煙草	一,九八〇	二	三三	六五	七六〇	一,二二〇	外來
石鹼	二七〇	七五	二五	—	九〇	一八〇	但内洗濯石鹼は現地生産
靴下	一,〇〇〇	二	九八	—	四二〇	五八〇	外來
腿帶子	三九〇	六〇	四〇	—	九〇	三〇〇	同
柑橘	二六〇	七〇	三〇	—	六〇	二〇〇	同
其他ノ果實	三二〇	一八	八二	—	一〇〇	二二〇	同
落花生	四四〇	—	一〇〇	—	六〇	三八〇	同
線香	六二〇	—	一〇〇	—	七〇	五五〇	同
古新聞紙	二一〇	八九	一一	—	七〇	一四〇	同
洋紙	二二〇	八五	—	一五	一二〇	一〇〇	同
支那紙	三〇〇	—	一〇〇	—	一二〇	一八〇	同
鹽魚	一三〇	七〇	一〇	二〇	三〇	一〇〇	同
セメント	三〇〇	三五	四五	二〇	一八〇	一二〇	同
カメ及土器	一七〇	—	一〇〇	—	六〇	一一〇	同

硝子板	七二〇	二八	—	四二	二六	五〇四	爲替の變動に依り年々日本及外國製品の割合變化あり
蔘子粉	四,二〇〇	一五	八五	—	二,四〇〇	一,八〇〇	現地生產
硝子器	六〇	八七	—	一三	三〇	三〇	外來
皮革類	二二〇	五〇	一〇	四〇	一一〇	一一〇	同
鞋類	六〇〇	—	一〇〇	—	一二〇	四八〇	防寒鞋を含む
帽子類	四二〇	二	九一	七	三六〇	六〇	外來防寒帽を含む
安平	三二〇	—	一〇〇	—	六〇	二六〇	外來
麻袋	一,六〇〇	一〇	—	九〇	一,二〇〇	四〇〇	同
建築材料	九四〇	五〇	一〇	四〇	四二〇	五二〇	同
洋蠟燭	一六〇	—	八五	一五	四〇	一二〇	支那八五%は現地產
鹽昆布	三〇〇	六〇	一〇	—	一二〇	一八〇	外來
茶	九五〇	二	九八	—	三五〇	六〇〇	同
醬油	二三〇	一〇〇	—	—	一四〇	九〇	同
煖爐	六〇	一〇	九〇	—	二〇	四〇	支那產は主として現地
綿毛布	三三〇	五	七〇	二五	一一〇	二二〇	外來
支那酒	三三〇	—	一〇〇	—	一一〇	二二〇	同
高粱酒	三六〇	—	一〇〇	—	一八〇	一八〇	現地產
染料	一八〇	三五	—	六五	六〇	一二〇	外來
馬車油	二〇〇	—	—	一〇〇	一二〇	一八〇	同
琺瑯器	一九〇	九五	一	四	八〇	一一〇	同
毛皮類	六四〇	—	一〇〇	—	一六〇	四八〇	同
鐵	一一〇	六〇	三五	五	五〇	六〇	日本の分は鞍山又本溪湖を含む
絨毯	二三〇	—	一〇〇	—	五〇	一八〇	外來

塗料	九〇	五〇	—	五〇	三〇	六〇	外來
鐵銅製品	二、一三〇	三五	五〇	一五	七八〇	一、三五〇	同
農具	八八〇	—	一〇〇	—	一八〇	七〇〇	同
車輛用具	三九〇	二〇	八〇	—	一一〇	二八〇	同
護謨製品	八〇	九〇	—	一〇	八〇	—	同
藥品類	一九〇	六五	一〇	二五	一八〇	一〇	同
人力車及自轉車	三〇	一〇〇	—	—	三〇	—	同
蠟	八〇	—	—	一〇〇	八〇	—	同
支那雜品	五、一八〇	—	一〇〇	—	三、二〇〇	一、九八〇	同
日本雜品	三、〇五〇	一〇〇	—	—	二、二〇〇	八五〇	同
外國雜品	九五〇	—	—	一〇〇	七八〇	一七〇	同
計	五四、〇九〇	三三	四七	二〇	二二、九七〇	三一、一二〇	

註　1　上記の數字は長春を基點として當地需要及背後地に馬車輸送せしものゝみを掲げたるものなれば吉長線及東支線に依り輸送せられたるものは之を含ます

2　品目中麥粉、豆油、高粱酒、蠟燭、燐寸、醬油、粗製煖爐、洗濯石鹼等は主として當地に於て生産せしものにして其他は概ね他より輸移入せるものとす

3　品目中日本雜品は主として中國人向商品のみを算出したるものなれば在住邦人所用本邦製品は算入せず

4　本表は長春城内に於ける主なる雜貨商店百軒に付き各取扱商品別に算出計上せり

以上の統計に依り略如何なる商品が如何なる割合によりて長春を中心として分布されつゝあるかを示したるが、これに依り各地主要地を中心として輸入品の分布されつゝある狀態をも略ぼこれを想像するを得べし。實際は大連、奉天、長春、安東、哈爾濱、營口等の主要都市に於てかゝる調査を決行するの必要ありと雖も、多年調査に從事し、そ

最近一箇年間に於ける長春市場を基點とする重要商品異動概況 (背後地別に現したるもの)

大正十五年調査

目 \ 價格	綿布	綿絲	加工綿織物	高級織物	毛織物	棉花	石油	砂糖	鹽	陶磁器	燐寸	卷煙草	石鹼	靴下	腿帶子
	金額	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
春	千円 2,250	1,170	880	690	870	220	80	380	450	120	40	460	90	420	90
常	180	20	60	30	10	50	50	10	180	20	—	80	10	20	10
陽	100	100	80	80	20	30	40	20	110	20	20	80	10	30	20
林	900	850	120	130	40	—	80	120	180	60	—	280	20	100	50
惠	180	80	160	40	—	80	80	30	130	20	—	30	—	20	10
餘	220	340	200	160	50	80	120	70	40	60	—	120	20	110	30
賚	170	180	130	100	10	80	60	10	30	60	—	40	10	20	30
樹	150	160	110	80	20	20	50	30	60	20	—	40	10	30	20
城	120	420	120	110	—	80	30	30	20	30	—	80	20	70	30
安	230	50	80	80	10	80	100	30	110	10	30	100	10	30	20
德	150	70	100	40	—	70	80	40	180	10	30	70	10	20	20
嶺	80	80	40	20	—	—	60	—	—	10	20	70	10	10	20
通	30	30	80	30	—	30	30	—	—	—	20	—	—	10	—
蘭	80	40	70	40	—	70	70	30	180	10	—	—	10	20	20
子	110	20	70	90	—	30	30	30	180	10	20	30	—	10	—
子	30	50	70	40	—	30	10	10	110	10	20	30	—	10	—
昭	120	110	30	80	—	—	20	10	30	20	20	40	10	20	10
濱	500	650	180	110	20	—	—	70	—	10	—	—	20	—	—
他	140	260	100	20	—	20	40	40	26	10	14	100	10	50	10
	5,740	**4,680**	**2,680**	**1,970**	**1,050**	**970**	**1,030**	**960**	**2,016**	**510**	**234**	**1,650**	**270**	**1,000**	**390**
%	60	62	35	18	20	—	—	20	—	43	60	2	75	2	60
%	30	38	45	47	—	100	—	—	100	55	40	33	25	98	40
%	10	—	20	35	80	—	100	80	—	2	—	65	—	—	—

目 \ 價格	柑橘	其他ノ果實	落花生	線香	古新聞紙	洋紙	支那紙	鹽魚	セメント	カメ及土器	硝子板	麥粉	硝子器	皮革類	鞋類
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
春	60	100	60	70	70	120	120	30	180	60	130	2,400	30	120	120
常	10	10	20	30	10	—	—	—	—	—	10	—	—	—	10
陽	10	10	10	40	10	—	10	—	—	—	10	80	—	—	10
林	30	20	50	70	—	70	40	20	30	—	60	500	10	30	110
惠	20	20	10	20	10	—	—	—	10	—	—	60	—	—	20
餘	30	30	10	10	20	10	20	10	10	—	—	120	5	30	60
賚	20	20	10	10	10	—	10	—	10	—	—	80	—	10	20
樹	10	20	10	10	10	—	10	10	10	—	10	80	—	10	10
城	—	20	10	10	—	—	10	10	10	10	—	20	—	—	30
安	10	10	30	30	10	—	10	10	10	20	20	100	5	10	40
德	10	10	30	20	10	—	10	—	10	20	20	120	5	10	20
嶺	—	—	10	20	—	—	10	—	—	10	10	—	—	—	20
通	—	—	10	30	—	—	—	—	—	10	—	80	—	—	—
蘭	—	10	20	10	—	—	10	—	—	—	—	—	—	—	20
子	10	—	30	20	10	—	—	—	—	—	10	60	—	—	10
子	10	—	30	20	10	—	—	10	—	10	10	60	—	—	20
昭	10	20	40	40	—	—	—	10	10	10	—	200	5	—	20
濱	—	—	—	70	—	20	20	—	—	—	—	—	—	—	—
他	20	20	50	90	30	—	20	20	10	20	20	420	—	10	60
	260	**320**	**440**	**620**	**210**	**220**	**300**	**130**	**300**	**170**	**310**	**4,380**	**60**	**230**	**600**
%	70	18	—	—	97	85	—	70	35	—	40	15	97	50	—
%	30	82	100	100	3	—	100	10	45	100	—	85	0	10	100
%	—	—	—	—	—	15	—	20	20	—	60	—	3	40	—

目 \ 價格	帽子類	安平	麻袋	建築材料	蠟燭	鹽昆布	茶	醬油	煖爐	綿毛布	支那酒	高粱酒	染料	馬車油	琺瑯鐵器
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
春	360	60	1,200	420	40	20	350	140	20	10	10	180	60	20	80
常	—	—	—	—	—	—	20	—	—	—	—	—	—	—	—
陽	—	10	10	20	—	10	20	10	—	—	—	—	10	—	5
林	10	—	30	110	30	60	80	—	—	—	—	80	30	20	10
惠	—	—	10	—	—	10	20	—	—	—	—	—	10	10	—
餘	10	40	20	70	20	50	70	—	—	—	3	—	10	10	20
賚	—	10	10	30	10	10	20	—	—	—	—	—	10	10	10
樹	10	30	—	10	10	—	10	—	—	—	—	—	—	10	—
城	10	20	10	70	10	20	50	10	—	3	5	—	—	10	—
安	—	20	30	40	10	10	30	10	5	3	3	20	10	10	15
德	—	20	30	30	10	10	30	10	3	2	2	20	10	10	15
嶺	—	20	30	10	—	—	10	10	5	2	2	—	—	10	5
通	—	10	10	—	—	10	10	—	—	—	—	—	—	—	—
蘭	—	—	10	—	—	10	20	—	—	—	—	—	—	10	—
子	—	10	10	—	—	10	10	—	5	2	—	—	—	10	—
子	—	10	10	10	—	10	10	10	2	1	—	10	—	10	—
昭	10	30	80	10	—	30	30	10	10	4	5	—	—	10	15
濱	—	—	30	—	—	—	80	—	—	—	—	—	—	20	—
他	10	30	70	10	20	30	80	20	10	3	—	50	30	20	15
	420	**320**	**1,600**	**840**	**160**	**300**	**950**	**230**	**60**	**30**	**30**	**360**	**180**	**200**	**190**
%	2	—	10	50	—	90	2	100	10	5	—	—	35	—	95
%	91	100	—	10	85	10	98	—	90	70	100	100	—	—	1
%	7	—	90	40	15	—	—	—	—	25	—	—	65	100	4

目 \ 價格	毛皮	鐵	絨毯	塗料	鐵鋼製品	農具	車輛用具	ゴム製品	藥品類	人力車及自轉車	蠟	其他 支那雜品	其他 日本雜品	其他 外國雜品	計
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
春	160	50	50	30	780	180	110	80	180	30	80	3,200	2,200	780	**22,760**
常	10	—	—	—	10	30	—	—	—	—	—	20	20	—	**940**
陽	30	—	10	5	20	40	20	—	—	—	—	40	30	10	**1,250**
林	60	—	—	—	310	100	30	—	5	—	—	820	110	30	**5,895**
惠	10	—	—	—	70	30	10	—	—	—	—	50	30	—	**1,290**
餘	70	10	40	5	80	50	30	—	3	—	—	180	120	20	**2,916**
賚	30	—	20	—	30	20	—	—	—	—	—	70	30	10	**1,460**
樹	30	—	—	—	70	30	—	—	—	—	—	60	30	—	**1,300**
城	40	—	10	4	80	30	20	—	2	—	—	130	70	20	**1,914**
安	30	10	20	10	120	60	30	—	—	—	—	160	50	10	**2,001**
德	30	10	20	10	100	40	40	—	—	—	—	120	40	10	**1,807**
嶺	20	10	20	5	80	30	10	—	—	—	—	70	10	—	**859**
通	10	—	—	—	20	10	—	—	—	—	—	30	10	—	**510**
蘭	—	—	—	5	20	20	—	—	—	—	—	30	10	10	**855**
子	—	—	—	3	40	20	—	—	—	—	—	20	20	—	**940**
子	10	—	—	3	30	40	—	—	—	—	—	30	20	10	**826**
昭	10	10	10	5	80	40	30	—	—	—	—	120	40	10	**1,484**
濱	30	—	—	—	70	40	—	—	—	—	—	280	40	10	**2,270**
他	60	10	30	5	120	70	60	—	—	—	—	290	170	20	**2,863**
	640	**110**	**230**	**90**	**2,130**	**880**	**390**	**80**	**190**	**30**	**80**	**5,720**	**3,050**	**950**	**54,140**
%	—	60	—	50	35	—	20	90	65	100	—	—	100	—	33
%	100	35	100	—	50	100	80	—	10	—	—	100	—	—	47
%	—	5	—	50	15	—	—	10	25	—	100	—	—	100	20

註

一、左記の數字は長春を基點として當地需要及背後地に馬車輸送せるもののみを掲げたるものなれば吉長線及東支線に依り輸送したるものは之を含まず

二、品目中麥粉、豆油、高粱酒、蠟燭、燐寸、醬油、粗製煖爐、洗濯石鹼等は主として當地に於て生産せしものにして其他は概れ他より輸移入せるものなり

三、品目中日本雜品とあるは主として中國人向のもののみを算出したるものなれば在住邦人所用本邦製品は算入せず

四、本表と前表の相違に付ては作製者の意見を徵し將來機を見て訂正することあるべし

最近一箇年間に於ける長春市場を基點とする重要商品異動概況（背後地別に現したるもの）

大正十五年調査

品目 / 仕向地別 / 價格	綿布	綿絲	加工綿織物	高級織物	毛織物	棉花	石油	砂糖	鹽	陶磁器	燐寸	卷煙草	石鹼	靴下	腿帶子	柑橘	其他ノ果實	落花生	線香
	金額	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
長春	千円 2,250	1,170	880	690	870	220	80	380	450	120	40	460	90	420	90	60	100	60	70
五常	180	20	60	30	10	50	50	10	180	20	—	80	10	20	10	10	10	20	30
雙陽	100	100	80	80	20	30	40	20	110	20	20	80	10	30	20	10	10	10	40
吉林	900	850	120	130	40	—	80	120	180	60	—	280	20	100	50	30	20	50	70
德惠	180	80	160	40	—	80	80	30	130	20	—	30	—	20	10	20	20	10	20
扶餘	220	340	200	160	50	80	120	70	40	60	—	120	20	110	30	30	30	10	10
太賚	170	180	130	100	10	80	60	10	30	60	—	40	10	20	30	20	20	10	10
楡樹	150	160	110	80	20	20	50	30	60	20	—	40	10	30	20	10	20	10	10
雙城	120	420	120	110	—	80	30	30	20	30	—	80	20	70	30	—	20	10	10
農安	230	50	80	80	10	80	100	30	110	10	30	100	10	30	20	10	10	30	30
懷德	150	70	100	40	—	70	80	40	180	10	30	70	10	20	20	10	10	30	20
長嶺	80	80	40	20	—	—	60	—	—	10	20	70	10	10	20	—	—	10	20
伊通	30	30	80	30	—	30	30	—	—	—	20	—	—	10	—	—	—	10	30
舒蘭	80	40	70	40	—	70	70	30	180	10	—	—	10	20	20	—	10	20	10
弓棚子	110	20	70	90	—	30	30	30	180	10	20	30	—	10	—	10	—	30	20
五棵子	30	50	70	40	—	30	10	10	110	10	20	30	—	10	—	10	—	30	20
陶賴昭	120	110	30	80	—	—	20	10	30	20	20	40	10	20	10	10	20	40	40
哈爾濱	500	650	180	110	20	—	—	70	—	10	—	—	20	—	—	—	—	—	70
其他	140	260	100	20	—	20	40	40	26	10	14	100	10	50	10	20	20	50	90
計	**5,740**	**4,680**	**2,680**	**1,970**	**1,050**	**970**	**1,030**	**960**	**2,016**	**510**	**234**	**1,650**	**270**	**1,000**	**390**	**260**	**320**	**440**	**620**
日本品%	60	62	35	18	20	—	—	20	—	43	60	2	75	2	60	70	18	—	—
支那品%	30	38	45	47	—	100	—	—	100	55	40	33	25	98	40	30	82	100	100
外國品%	10	—	20	35	80	—	100	80	—	2	—	65	—	—	—	—	—	—	—

品目 / 仕向地別 / 價格	古新聞紙	洋紙	支那紙	鹽魚	セメント	カメ及土器	硝子板	麥粉	硝子器	皮革類	鞋類	帽子類	安平	麻袋	建築材料	蠟燭	鹽昆布	茶	醬油
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
長春	70	120	120	30	180	60	130	2,400	30	120	120	360	60	1,200	420	40	20	350	140
五常	10	—	—	—	—	—	10	—	—	—	10	—	—	—	—	—	—	20	—
雙陽	10	—	10	—	—	—	10	80	—	—	10	—	10	10	20	—	10	20	10
吉林	—	70	40	20	30	—	60	500	10	30	110	10	—	30	110	30	60	80	—
德惠	10	—	—	—	10	—	—	60	—	—	20	—	—	10	—	—	10	20	—
扶餘	20	10	20	10	10	—	—	120	5	30	60	10	40	20	70	20	50	70	—
太賚	10	—	10	—	10	—	—	80	—	10	20	—	10	10	30	10	10	20	—
楡樹	10	—	10	10	10	—	10	80	—	10	10	10	30	—	10	10	—	10	—
雙城	—	—	10	10	10	10	—	20	—	—	30	10	20	10	70	10	20	50	10
農安	10	—	10	10	10	20	20	100	5	10	40	—	20	30	40	10	10	30	10
懷德	10	—	10	—	10	20	20	120	5	10	20	—	20	30	30	10	10	30	10
長嶺	—	—	10	—	—	10	10	—	—	—	20	—	20	30	10	—	—	10	10
伊通	—	—	—	—	—	10	—	80	—	—	—	—	10	10	—	—	10	10	—
舒蘭	—	—	10	—	—	—	—	—	—	—	20	—	—	10	—	—	10	20	—
弓棚子	10	—	—	—	—	—	10	60	—	—	10	—	10	10	—	—	10	10	—
五棵子	10	—	—	10	—	10	10	60	—	—	20	—	10	10	10	—	10	10	10
陶賴昭	—	—	—	10	10	10	—	200	5	—	20	10	30	80	10	—	30	30	10
哈爾濱	—	20	20	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	30	—	—	—	80	—
其他	30	—	20	20	10	20	20	420	—	10	60	10	30	70	10	20	30	80	20
計	**210**	**220**	**300**	**130**	**300**	**170**	**310**	**4,380**	**60**	**230**	**600**	**420**	**320**	**1,600**	**840**	**160**	**300**	**950**	**230**
日本品%	97	85	—	70	35	—	40	15	97	50	—	2	—	10	50	—	90	2	100
支那品%	3	—	100	10	45	100	—	85	0	10	100	91	100	—	10	85	10	98	—
外國品%	—	15	—	20	20	—	60	—	3	40	—	7	—	90	40	15	—	—	—

品目 / 仕向地別 / 價格	煖爐	綿毛布	支那酒	高粱酒	染料	馬車油	琺瑯鐵器	毛皮	鐵	絨毯	塗料	鐵鋼製品	農具	車輛用具	ゴム製品	藥品類	人力車及自轉車	蠟	其他		
																			支那雜品	日本雜品	外國雜品
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
長春	20	10	10	180	60	20	80	160	50	50	30	780	180	110	80	180	30	80	3,200	2,200	780
五常	—	—	—	—	—	—	—	10	—	—	—	10	30	—	—	—	—	—	20	20	—
雙陽	—	—	—	—	10	—	5	30	—	10	5	20	40	20	—	—	—	—	40	30	10
吉林	—	—	—	80	30	20	10	60	—	—	—	310	100	30	—	5	—	—	820	110	30
德惠	—	—	—	—	10	10	—	10	—	—	—	70	30	10	—	—	—	—	50	30	—
扶餘	—	—	3	—	10	10	20	70	10	40	5	80	50	30	—	3	—	—	180	120	20
太賚	—	—	—	—	10	10	10	30	—	20	—	30	20	—	—	—	—	—	70	30	10
楡樹	—	—	—	—	—	10	—	30	—	—	—	70	30	—	—	—	—	—	60	30	—
雙城	—	3	5	—	—	10	—	40	—	10	4	80	30	20	—	2	—	—	130	70	20
農安	5	3	3	20	10	10	15	30	10	20	10	120	60	30	—	—	—	—	160	50	10
懷德	3	2	2	20	10	10	15	30	10	20	10	100	40	40	—	—	—	—	120	40	10
長嶺	5	2	2	—	—	10	5	20	10	20	5	80	30	10	—	—	—	—	70	10	—
伊通	—	—	—	—	—	—	—	10	—	—	—	20	10	—	—	—	—	—	30	10	—
舒蘭	—	—	—	—	—	10	—	—	—	—	5	20	20	—	—	—	—	—	30	10	10
弓棚子	5	2	—	—	—	10	—	—	—	—	3	40	20	—	—	—	—	—	20	20	—
五棵子	2	1	—	10	—	10	—	10	—	—	3	30	40	—	—	—	—	—	30	20	10
陶賴昭	10	4	5	—	—	10	15	10	10	10	5	80	40	30	—	—	—	—	120	40	10
哈爾濱	—	—	—	—	—	20	—	30	—	—	—	70	40	—	—	—	—	—	280	40	10
其他	10	3	—	50	30	20	15	60	10	30	5	120	70	60	—	—	—	—	290	170	20
計	**60**	**30**	**30**	**360**	**180**	**200**	**190**	**640**	**110**	**230**	**90**	**2,130**	**880**	**390**	**80**	**190**	**30**	**80**	**5,720**	**3,050**	**950**
日本品%	10	5	—	—	35	—	95	—	60	—	50	35	—	20	90	65	100	—	—	100	—
支那品%	90	70	100	100	—	—	1	100	35	100	—	50	100	80	—	10	—	—	100	—	—
外國品%	—	25	—	—	65	100	4	—	5	—	50	15	—	—	10	25	—	100	—	—	100

（四八頁の次）

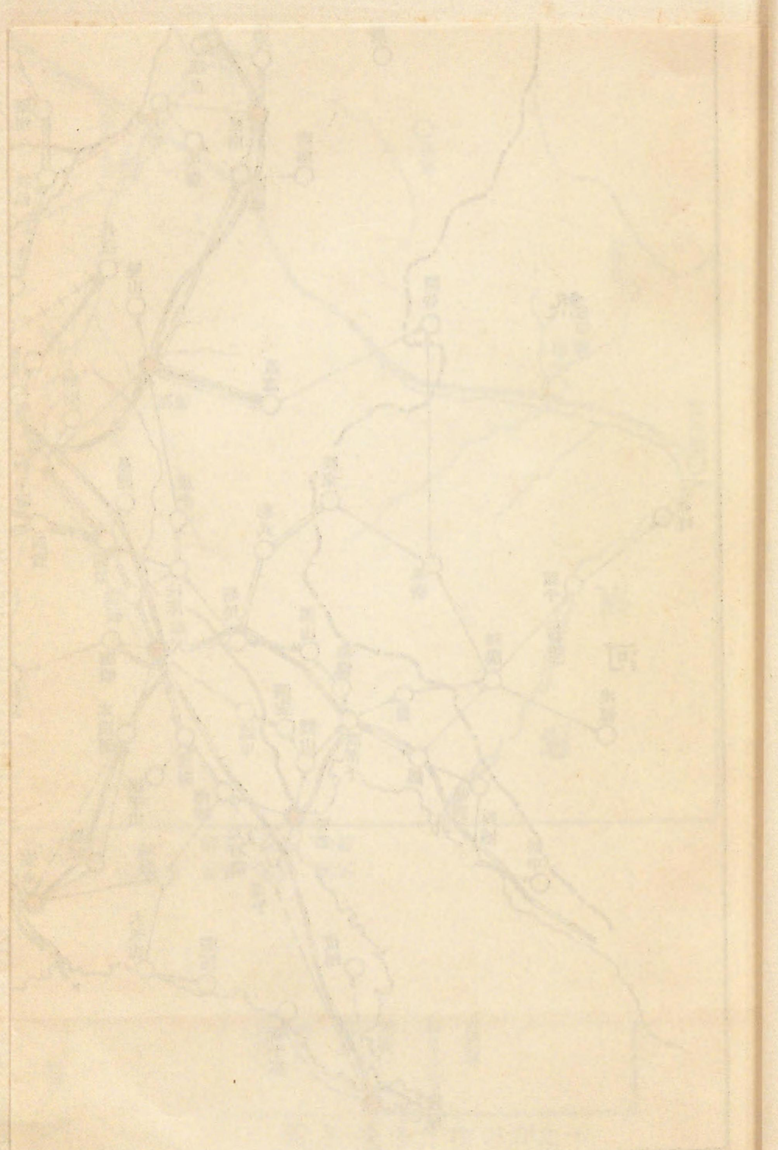

大連、奉天、長春、哈爾濱、營口、安東、吉林、ヲ中心トスル輸入商品分布狀態圖

の地方の實情に精通し、加ふるに多大の努力を拂ふにあらざれば到底斯の如き調査を決行する能はざるを以てかゝる調査の必要なる所以を記錄し此處には一般を推測するの資料に供す。

以上示した所を滿洲全體に亘り推考せしむるの便宜上之を概略圖を以て示さば自から、主要都市華商の勢力範圍竝商品分布の狀態をも明かになすを得べし。

ㄖ　奥地華商の仕入狀態

滿洲に於ける奥地仕入の狀態は此處に全般的模樣を示し能はざるを以て商品分配の關係と同樣長春に於ける背後地の關係を示し以て全般を推察することゝせり。此處に示さんとするものは長春背後地の一部たる伊通、雙陽、舒蘭、農安懷德等の奉天省及吉林省都邑十箇所に及ぶものなるが故これにより滿洲に於ける華商の仕入關係を窺知し得べし。

本調査地方（寧門を除く）は何れも鐵道の便なき邊陬の地なる以て營口、奉天、大連等の問屋側より直接出張取引等の便なき爲め、一般商品の仕入方法は其地方の所謂豪商にありては商品の仕入に最も有利と認むる物資の大集散市場例へば長春、營口、奉天又は大連等に夫々自家店員を常派駐在せしめ、隨時所要商品の仕入を行ふ。之等の商家は他面多くは本店所在地に於て特產物の取引を兼營し居るが爲め、何れも當該市場と取引上の關係を有するを以て該駐在員をして賣込、仕入兩方面の衝に當らしめ居れるもの勘しとせず。又中流程度の商店にありては店員を常派するの餘力なきを以て冬夏兩仕入時期に於て（冬物は陽歷九月乃至十月、夏物は同二月下旬乃至三月中旬まで）各自仕入市場に出張し大體其季節に於ける所要商品の仕入を行ふを通例となす。更に小資本の小賣商にありては主として前記兩者の供給に待つものなるが、最寄鐵道沿線の市場より仰ぐを普通となす。而して之等外來品の仕入は馬車運搬賃の關係上

多くは結氷期に於て爲さるゝものなり。

次に各仕入地に於ける仕入品の種類別若くは國別を見るに上海及天津、北京等の市場より移入さるゝ中國々産品は營口を經由するものを以て最多とし、國産絹織物、粗布、綿絲、加工綿布、銅鐵器類、粗製陶器等の雜貨類は殆んど營口より供給せらる。又營口問屋大手筋の直輸入に係る日本雜貨類にして供給せらるゝもの尠しとせず。外國品にありては卷煙草、石油、砂糖、染料を除く（上記商品は何れも滿鐵沿線大小市場に於て仕入せらる）外は多くは在營有力華商の直輸入に依るもの多く、從つてこれが販賣權華商に把握せらるゝ狀態なり。其主なるものを擧ぐれば高級織物毛織物、煉乳、洋釘、鐵線、干葡萄、麻袋、腕時計、硝子板等なり。

奉天市場に於て仕入さるゝものは主として日本雜貨乃至高級加工綿布にして、奉天製各種加工生産品（帽子、鞋、靴下、手袋、毛皮、タオル、腿帶子、下級皮革製品等）及錦縣附近産毛皮、絨、毯、絨帽、絨鞋竝南方製品等の一部にして外國製は營口又は長春に於て仕入するを最も有利なりとさる。

大連にありては中國産品としては上海製高級雜貨類の一部食料品、果實類に過ぎず。日本品としては高級織物綿絲布の一部海産物、密柑、硝子板、古新聞、建築材料其他雜貨類の一部分なり。又外國品にあつては營口又は長春に於て仕入するを有利とする關係上特殊品の外極めて少なし。

長春は本調査地方に最も隣接し且滿鐵最北端に於ける物資の一大集散市場たるを以て背後地方の需要品仕入地として最適の地たり。故に背後地方一帶より店員の派遣、駐在若くは聯號自家取引上の仕入乃至は代辦事務を取扱はしむる聯號を設置せるもの頗る多し、或は又地理近接せる關係上隨時相互に出張取引行はれ、從つて自然信用上の諒解あり、且通貨同一なる等他に見る能はざる有ゆる利便を具備せるを以て背後地に於ける大小商家にありても長春を唯一の仕入地となす。

長春に於ける仕入商品の主なるものは日本品にありては在長春有力華商の手より直輸入されたる各種雜貨及加工綿布竝在長春邦商を經て一旦長春華商の手に亙りたる綿絲布竝一部の加工綿布等にして外國品にありては卷煙草、石油砂糖、染料等を除く外何れも此地に仕入行はる。

要するに長春は各背後地の需要に備ふる物資の供給市場たる自然の資格を備へ滿洲に於ける所謂各國品の總括的第二仲繼市場にして恰も陸上の港たる觀あるを見るなり、故に背後地の商人にして各地に店員を派遣するの實力なきものと雖も單に長春一箇所に店員を派遣するのみにして一般商品の仕入に毫も不便を感ずるの憂なく、又背後地とは至つて近距離にある爲め隨時相互往來するの利便あるを以て商品仕入上重要なる市場とせらるゝなり。

然り而して仕入徑路の表面より見れば長春を以て之等背後地の第一位市場なりとせらるるも實際に於ては營口を第一位となす。如何となれば背後地商人にして營口に店員を派遣し能はざるものは長春に於て仕入を行ふもの大部分なれども、各仕入季節に至り營口より出張する營口商人と在長春自家出張員との間に直接取引行はるゝもの尠からざるが爲めなり。

營口が斯の如く仕入地として長春背後地と密接なる取引關係を有する所以は既說の如く交易市場として古き歷史を有すると大屋子卽問屋制度の關係に基くものにして、一は南方各地客商の來營大屋子に止宿して取引を行ふに歸因し、他は過爐銀の制度を通じて圓滿に取引決濟さるゝが爲めなり。

背後地調査員が營口の强味に就き略記する所は大體に於て要を盡し居れるを以て左に摘記すべし。

營口に於ける大取引は總て大屋子の手を經て行はる。然らざる時は著しき不利不便を感じ完全なる取引期し難し。例へば今奥地より商品の仕入を目的として來營せる商人にして所要商品の仕入に當り、其對手は多くは南方より賣込みの爲め出張せる華商なり。

然れば相互間の信用の程度不明にして直接取引を行はんとせば勢ひ現金取引の外道なし。此場合大屋子を利用する時はこれによりて相互間に最も安全なる取引遂行せらる。故に一般奥地商家は大屋子と密接なる信用關係を結び大屋子内に宿泊若くは一室を借り受け大屋子を通じ所要商品の仕入を行ふ。その賣買に當りては直接客人同志の交際を爲さず、大屋子の外交員と交渉し取引上一切の關係は大屋子と客人との間に決せらる。

大屋子を通じて取引を爲したる商品代金の決濟は客人間の取引に於ては大屋子と大屋子間に於て、商店と客人間の取引は大屋子と商店の間に於て一旦決濟せられ、然る後客人との決濟は別に定めらるゝ所に從ひ行ふものなり。此場合大屋子は二分五厘乃至三分の手數料を受く。斯くて大屋子を通じて行はれたる取引は延取引の便法あるのみならず偶々決濟期に於て仕拂金に不足を告ぐる場合は大屋子に於て一時立替或は院内保管の商品に對し特に金融の途を講ずる等有ゆる利便を供するを以て取引上極めて利便なり。

之等客人中銀爐と取引あるものは銀爐を通じ帳尻決濟を行ふも、取引なきものは滙水(爲替)の買入により決濟を行ふものにして何れも銀爐を通じ決濟行はる。過爐銀の決濟期は舊歷三、六、九、十二の四期に分れ毎月始に清算さるるものなり。

斯の如く大屋子と過爐銀との存在は營口市場に於ける特色にして他に見さる制度なるが、一般商取引と金融を圓滑ならしむるの結果奥地華商の營口に於ける取引は大なる利便あるなり。然るに奉天、大連及長春等の地方との取引は營口に於ける如く、特殊なる利便營口に比し少なきを以て自然營口との取引大となるなり。

其他仕入代金決濟關係に就きては大體川口華商の項に於て述べたるを以て此處には之れを述べず。

更に以上述べたる所を全般的に示す爲め仕入品の徑路楷梯に付き圖解せば一層觀念を明瞭ならしむるを得べし。

各國及中國品の仕入の徑路階梯及分布の概略圖解

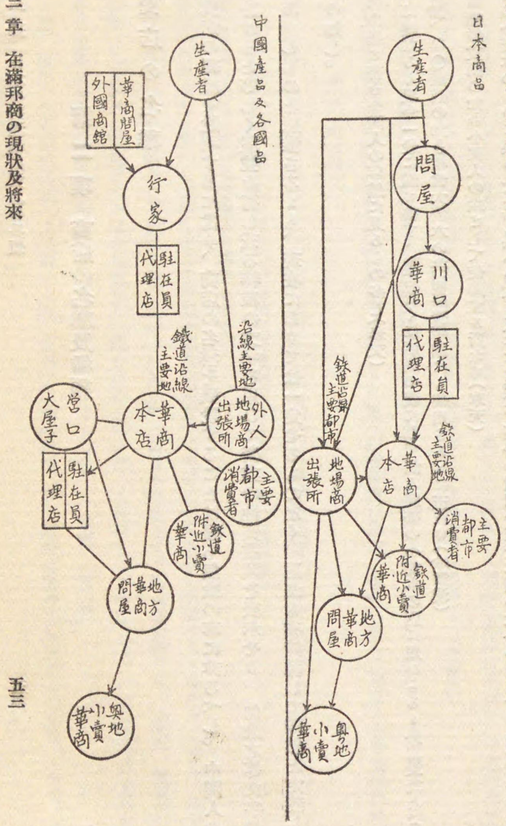

第二項　商店の名稱及種類

第一　商店の名稱

先づ華商商店の組織を說明するに當り、商店の名稱を概說することは强ち無駄の事に非るべし。中國人の有する店舖は我國に於けると等しく屋號を有し或る特種の文字を用ひて營業の性質種類を表示せり。勿論之等文字の意義は古に於て定法ありしものと思惟さるゝも、現在にありては一定せるものなく、用法も亦錯雜して確然と定義し得ず。概說すれば下の如し。

舖(鋪)　○○舖と書き小商人の店舖に見るもの多し(奉天)

本來の字は鋪なるも現今一般に舖と書す。商店若くは店舖の義にして個人經營の小資本の店に用ひらるゝ外、現在では○○綢緞舖、○○雜貨舖、○○錢舖の如き相當大資本の共同經營店舖にも使用さるゝに至れり(哈爾濱)

店　舖と同樣雜貨商の如き小商人の主として使用する所なり(奉天)

個人經營の小資本のものに限られて居るが、現今に於ては出資、經營の種別乃至資本額の大小を問はず○○金店、○○飯店等の如く數萬數十萬元の大店にも使用せらるゝに至れり。尙特に旅館客店を略して只店と云ふ場合もあるあり。(哈爾濱)

行　或一種の營業を指す。果實類を賣買するものを菓子行と云ふ。(奉天)

日本に於ける○○商會の如く、大規模の商店或は卸問屋等の如きものに當る。(哈爾濱)

棧　倉庫業者、卸賣商人、旅館等の商號に用ひらる。元來倉庫の義なるも爾來倉庫を所有して需要に應じ隨時供給し得る卸賣商に轉用され延ては旅舍に迄用ひらるゝに至れり。

一般に倉庫を貨棧、倉庫を有する問屋を行棧、或は棧房、旅館を客棧と呼ぶ。(奉天)

莊　小賣と卸賣とを論ぜず其取引旺盛にして、如何なる巨額の取引をも卽時に辨じ得るものには一切之を用ゆ。元來普通商人に用ひらるる字なるも時に銀行業者等が錢莊、票莊等の如く使用する場合もあるなり。然し此場合資金運用程度の確實、取引廣きもの に限られ、然らざるものは錢莊と云はずして錢舖と稱す。(奉天)

貨物の一般的名稱にして、其の種類に依りて廣莊、洋莊等あり、然し之が轉化して商店の意味に用ひられ、專門商店を意味するに至れり。布莊(綿絲布商)、鞋莊(靴商)茶莊等其の一例なり。又貨物の消費地を莊口と稱す。(哈爾濱)

局　元來前淸以前皇室御用の綢緞を辨ずる所を綢緞局と稱したる如く、民間に於ては殆ど用ひ得ざりし文字なりしが、爾來漸く轉化して信局(郵便局)書局(書籍店)藥局(藥種商)等に用ひられ製造販賣業者は勿論、現在に於ては單なる小賣業者の間にも濫用せらるゝに至れり。(奉天、哈爾濱)

坊　一般に油房、染房と稱する如く、一定の用法ありしも、現在は用法紊れ書房と云ふ如き例外もあり。(奉天)

又元來、工場の性質を備へたるものなりしが現在は普通商店にも用ひらる。(哈爾濱)

以上の外經營組織の如何に依つて特殊の名稱を有せり。

豐記　日本の合名會社に酷似し、多く三名の親戚關係者相出資して連帶の無限責任を負擔するものあり。若し、死亡其他の事項に依り組合員二名となりたる場合は屋號は其儘なるが、一人となる時は小豐記とす。全支那同樣なり。(奉天、哈爾濱)

公記　合股にして數名乃至數十名の組合員出資し、組合員の推薦に依つて經營するものにして、○○公記とせず只公記と稱す。然れ共現今は全然別個の屋號を用ひ例へば大羅新、同記等とするもの多し。(奉天、哈爾濱)

協記　合記、洽記、姓記等皆同樣にて三名以上若くは合資組織の店舖にして連帶無限責任を負ふものなり。(奉天、哈爾濱)

第三章　在滿邦商の現狀及將來

振記　泰記、仁記等と同樣、一個の商店が出資して其商店の第二掌櫃的、或は第三掌櫃的が他に一個の商店を經營する場合同屋號に㊢字を附するものあり。（哈爾濱）即天豐湧記の如く、兩者の間連帶無限責任を負ふものなり。

東記、西記　前者と略同樣、一個の商店が出資して、他に一個の同業を同一市場に經營する場合用ふるものにして、同屋號に東記、西記等を附し其關係は聯東聯財なり。我國の本支店關係に似て全く然らざるものなり。和順泰——和順泰東記等其一例なり。（哈爾濱）

老櫃、東櫃、南櫃、西櫃、北櫃　之等は支店にして同一市場に同屋號を用ひて開業する場合に、關係を明白にする爲に用ゆ、卽大德堂——大德堂老櫃——大德堂東櫃等是なり。

右の豐記以下は組織上、出資者は連帶責任を、業務擔當者は無限責任を各々負擔し居る關係上戰亂其の他經營上の手違より一軒が破產する場合は其損害巨大なる時はこれが爲め各關係店舖は相續いて破產倒產する憂目を見るを常とす。（哈爾濱）

公司　公司は純然たる法人にして我國の會社に相當す。公司を分ちて四となす。

(1) 合資公司　我國の合名會社に同じ。

(2) 合資有限公司　我國の合資會社に同じ。

(3) 股份公司　我國の株式會社に似たれども無限責任。

(4) 股份有限公司　我國の株式會社と同じ。

第二　商店の種類

華商の主なる商業の種類に就いて概說すれば下の如し。

雜貨舖　普通の雜貨商にして生活必需品は總て備ふるも中流以上のものにありては必ず綢緞、綿布類を備ふるを原則とす。

東洋雜貨舖　中國人は日本の事を東洋と呼ぶ、故に特に日本製商品の多くを取扱ふ商店を指す、然れども絕對に日本品に限ると云ふに非ず。

雜貨代理店　營口の大屋子に相當するものを指し全くの代理店なり。哈爾濱にては絕對に大屋子なる語を用ひず、必ず代理店と稱す是卽該地は漸く三十年の歷史を有するに過ぎずして、營口等の如く古き歷史を有せざる都市なるが爲斯る新熟語を用ひたるに過ぎず

雜貨布莊　雜貨舖の大なるものにして實質に於て何等異らず只織物類を中心とするものなり。

雜貨磁器　陶磁器類を主として雜貨類を兼營せるものにして餘り外國陶器類を取扱はず、江西省、浙江省邊と密接なる關係を保つもの多し。

雜貨酒局　燒酒卽高粱酒に限り取扱ふもの

雜貨魚舖　鹽魚、鮮魚類を最多とし雜貨類之に次ぐもの。

雜貨菸舖　菸は煙草を指す、從來中國人は葉煙草を扱ひ來りたるが現在は漸次卷煙草に變りつゝあり。

雜貨皮莊　中流以上の商店に多し、普通の雜貨店若くは百貨店等に於て比較的毛皮類を多く扱ふ店に用ふ。

雜貨鹽店　鹽は官鹽局の專賣品なるが小賣は雜貨店の兼營に係る。

綢緞雜貨舖　百貨店乃至は雜貨舖に酷似し居るも只絹物類を主とし他に比し綢緞の多き點を異にす。

糧房雜貨棧　糧棧と雜貨店とを兼營する店なれども無論雜貨類は小賣を爲さず代理若くは卸賣のみをなす。

糧棧　特產商とも稱し大豆を始として、其他穀類を大量に取扱ふ巨萬の資本を擁せるものゝみにして轉運（運送）客棧、糧車店等業務も兼ね行ふ。

糧米店　米粟高粱等の精白にしたるものゝ小賣店を指す。

錢糧業　北滿に於ては哈市にのみに觀る獨特の營業にして錢業と糧棧とを兼營するものなり、目下哈爾濱には三十九軒の同業者あり何れも數萬乃至數十萬元の資產を有するものなり。

磁器代理店　陶磁器の代理店にして營口に於ける大屋子に相當す、哈爾濱に於ては江西省の製品を最多とし日本品之に次ぐ。

錢莊　兩替店なれども同時に爲替業務をも營む又通貨の賣買も行ひ、小口の短期貸付をも行ふ。

錢舖　前者と同樣なるもの。

滙票莊　滙兌莊とも稱し錢莊錢舖等より更に大なる資本を擁す。原則として爲替業務のみを扱ふものなれども、現在は兩替、金貸等も營む。

當舖　質屋業にして、極めて小規模のものに押行と稱するものあれども問題とするに足らず。貸付期限は最低一箇月より三箇月、六箇月、十二箇月、二十四箇月、最長三箇年までとす。

錢業　錢莊、錢舖、滙票莊等に似て非なるもの、必ず取引所ある都市にのみ之を觀る、兩替及爲替業務を扱ふ外金票銀塊等の現物取引を爲すも多くは先物賣買なり。多くは數萬元の資產を有し錢業公會まで設けられ甚だ盛なり。但哈爾濱以外に於ては所謂錢舖と稱せらるゝものなり。

金店　金銀首飾樓とも稱し金銀の現金を買賣する外金銀器皿及貴金屬製品を扱ふ。

錫器舖　錫製器具取扱店にして皆製造販賣を爲す。

五金行　金、銀、銅、鐵、錫の五種の金屬品と云ふ意味にして此名稱を附したるも銅、鐵器を始として有ゆる金物類を扱ふ店を指す

鐵行　鐵板及鐵棒、古鐵等の賣買業者。

飯館　飯莊、飯店、皆等しく料理屋又は飮食店に相當す。

客店、客棧　單なる旅館業者もあれ共其他料理、運送を兼營し居るもの尠らず旅店、客店、若くは只單に店と稱する場合もあり

茶莊　茶業店なり中日人は平生非常に多く茶を喫する外年末誕生其他の祝事の贈物用に供せるゝを以て甚だ盛なり。哈爾濱のみに於ては數十軒の茶莊を有し大なるのは皆、漢口、上海邊の巨商と直取引を行ふ。

豆腐坊　普通の豆腐屋にして大規模のもの無し。

醬園　味噌、醬油、漬物等の製造販賣業。

海味店　海味とは海產物の事なり、原則として海產物店に當るも海產物のみに限らず瓶詰罐詰類及其他の食料品をも取扱ふ。

鮮貨店　果物屋を指すが近來罐詰類をも取扱ふに至れり。

面粉莊　面は麪の義にして小麥粉の販賣店なり但火磨は製造工場なり。

茶食莊　茶食店とも稱し、菜葉の外に食料品を扱ふ茶莊と海味店とは兼營なり。

乾菜店　昆布、鹽干魚、落花生等を販賣し日本の乾物屋に同じ。

估衣舖　元來古衣商を指したるも古衣に限らず、新品の既成服をも扱ふ、この商店は日本人には想像も及ばざる程多し。

軍衣舖　軍隊用の衣服及其附屬品の專門製造販賣店なり。

裁衣舖　成衣舖とも稱し全く支那服專門の仕立屋なり。洋服商は別に洋服店と稱す。

布舖　綿織物類專門店を指す小規模のものなり。

帽舖　男女各種の帽子專門店なり。

織布工廠　棉織物工場を指すものなれども單に綿布に限らず靴下、手袋其他のものも製造す。

呢絨莊　綢緞布舖等に似たりと雖もサージ、羅紗類のみを扱ふ。

棉花店　哈爾濱に於ては店數少きも營口、上海方面より輸入す。

油房　豆油及豆粕の製造工場。

火磨　新式の製粉工場。

燒鍋　燒酒製造所。

粉坊　豆素麵製造所。

第三章　在滿邦商の現狀及將來

面城舖　石鹸及其他の工業用としての曹達商店。
洋蠟廠　蠟燭及石鹸工場なり。
轉運公司　運送業にして客棧代理店等を兼營す。
汽車公司　自働車の意にして卽自働車會社の意味なり。
山貨舖　小資本のものゝみにして、農具、鐵鍋、燐寸、鹽、葉煙草、麥粉、洋蠟燭及其他の雜貨類なり。
飾子舖　フルヒ商なり。
南貨店　主に上海を經由して輸入さるゝ南支及南洋方面の物産を取扱ふ商店を指す。紅糖、海紙等を扱ふもの最も多し、食料雜貨類をも扱ふ。
京貨莊　北京製の商品を取扱ふ店なり。
百貨店　所謂デパートメントストアにして數千萬元の資本を有するもの少からず哈市には義豐源、公和新、大羅新、同義慶等あり等と稱す。
油漆行　靛卽藍及其他染料商なり靛油顏料或油漆店等と稱す。
染房　染物屋の意なり。
雞圈舖　飾及支那料理店用の饅頭蒸器等曲物專門店を指す小規模のものなり。
鏡子舖　鏡及硝子器具店にして皆小資本のものなり。
雨傘舖　兩具店なり、土地に依りては專門店としては立行かず何れも他の雜貨と共に取扱ふ、蓋し雨期短き爲なるべし。
古物舖　古玩舖とも稱し所謂古物商にして哈爾濱の如き新興の商業都市には極めて少し。
毡鞋舖　鞋は卽綿製支那靴を指す大仕掛の專門店少なし。但漸次時代の要求に從ひ各店共皮靴をも取扱ふに至るべし。
磚瓦舖　燒瓦店にして町はづれ若くは町より離れたる所にあり。
柳條舖　支那行李を始めとし農具筐手提其他種々の用途に供せらる。
書舖　書館、書局等と稱す書籍及文房具を扱ふ。
裱糊舖　表具師若くは經師屋に當る、一體支那の家屋の內部には必ず紙を貼るを常とするが故に之が材料を販賣するもの。
皮膠舖　膠專門製造業者にして必ず各都市にあり古來支那は畜產盛んにして肉食の發達せる土地柄として當然興るべき職業なり。
報館　新聞社。
木行　木杆局とも呼び木材商なり。
扇子舖　扇乃至團扇の製造販賣店にして單に紙製のものに限らず棕梠或は羽毛又は草製等のものあり、專門店としては無く他の雜貨を兼業するものあり。
鐘表舖　時計商を指す、一般に時計の外眼鏡寶石類をも扱ふ。
印刷局　俗に石印局と稱するも强ち石版刷のみに限らず。
葯行（藥行）　各種の藥種及藥材を取扱ふ。
皮店　生或は鞣製皮の販賣業者なり、秋より冬にかけて大々的に營業をなすも夏季に至れば皆毛皮を藏ひ込み普通の既成支那服を取扱ふを常とす。
炮舖　炮は爆にして爆竹の意なり。五月節、八月節及新年等を始として冠婚喪祭等には必ず爆竹を鳴らす風習あり、從つて此の販賣店多し、普通專門の炮舖より卸を受けて小賣する雜貨店等の兼營に係るもの多し。
鍋底店　鐵鍋及安平を扱ふもの最も多し其他雜雜品を扱ふ。
玻璃廠　硝子器の製造販賣業者
照像館　寫眞屋。

麻袋莊　特産物包裝用としての麻袋を販賣する店にして豊作の年には北滿のみにて一千百萬枚の麻袋需要せらる。
煤廠　石炭商
澡塘　○○泉の屋號を用ひ、全くの風呂屋なり。
以上列記の外石油、石炭、皮革、電料、牌匾店、山貨店、山海貨、煙廠、瓷器、紙煙、肥皂、製木杆、架席棚、油酒及其他各種のものあり。

附　店内設備の名稱

日名	華名	英名
商店	商賣或は鋪子	Store
販賣臺(計算臺)	欄櫃	Counter
陳列戸棚	亮匣或は貨匣	Show case
裝飾臺	亮架子	Display stand
商品棚(陳列棚)	貨架子	Show shelf
會計	收錢處(賬桿子或は收款處)	Counting room
陳列窓	門窓又は門市上的窓戸	Show window
店員の居場所	欄櫃裡(洋灰地)	—
顧客の居場所	欄櫃外(洋灰地)	—
商品包み臺	包裹處	Packing department
事務所	賬房	Office

以上は總て此處に紹介の必要なきも將來の研究資料として折角調査したるものなるを以て特に掲げたり。

第三款　商店の組織竝經營

第一項　商店の組織

第一　商店組織の種類

滿洲に於ける華商商店の組織はこれを出資經營の形態より區別すれば大體左の四種に區別するを得べし。

(1) 個人出資單獨經營
(2) 單獨又は個人出資共同經營
(3) 共同出資共同經營
(4) 株式組織

以上の分類は必らずしも適當なりと稱し難きも、出資經營の實體より見ること說明上便宜なりと解したるが爲めなり。

(1) 個人出資單獨經營商店　は說明する迄もなく出資經營共に一個人の資力手腕に待つものにして、我國には此種經營のもの大多數に上り相當の營業を爲すもの少からずと雖も、滿洲に於ては所謂一文商內の部類に屬すと云ふも過言にあらざる狀態なり。故に華商は之等を勞力に依る商業なりと稱し、稍々資力力量あるものは共同出資共同經營か、個人出資共同經營に依るを普通となす。

(2)　單獨又は個人出資共同經營商店　此種商店は我國に於ては餘りその例を見ざるものにして、一個人、法人又は團體等の單獨出資者と一人又は數人の勞務出資者とを以て組織せらる。而して出資者は普通開店當初に於て營業種目竝利益配當率等を協議決定し、經營上の權限は擧げて經營當務者に委任するを普通となす。滿洲には此種商店大多數にして小は野菜果物商、小雜貨商を始めとして、大は輸入問屋、特產商及諸種の工業經營に及ぶ。大商店中には或は豪農、大官、督軍等の出資によるものあり、又は東三省官銀號、吉林及黑龍江省官銀號等の出資にかゝるもの少なからず。後に示す長春永衡字號竝哈爾濱に於ける廣信字號の商店は何れも吉林永衡官銀號又は黑龍江省官銀號廣信公司の出資にかゝるものなり。而して大なるものは何れも無限責任を普通となす。

(3)　共同出資共同經營商店　此種商店は滿洲に於ける普通の形態に屬し、中には大官の出資せるものあるを見るも多くは商家の出資經營に係るものなり。而して經營の態樣等は大體に於て前者と異なる所なしと雖も出資經營の形態に依り大體左の三種に區別せらる。

イ　數人の出資者單に出資し經營を他に委任するもの

ロ　出資者中一人又は數人經營の衝に當るもの

ハ　出資者中の一人又は數人と他の經營者と共同經營に當るもの

(イ)の場合は概して大經營に屬し、殆んど無限責任なり。(ロ)の場合は概して資力信用大ならず、多くは中級商店にこれを見、(ハ)の場合は(イ)と大同小異にして連帶無限責任なるが近年かゝる經營の傾向著しく增加しつゝあるを見るなり。

斯の如く合資共同經營の盛なる所以は由來する所極めて遠しと雖も、根本原因は中國の政治及社會組織に胚胎せること論ずる迄もなき所なり。過去に堯舜の善政なしとせざるも、多くは惡政に陷り、軍、政共に社會の安寧福利と背馳して政治は軍憲の商賣と化し、全く國家生活と社會生活とは相獨立し存在の素因條件を異にするに至れり。斯くて國民は政府に依賴する能はざるを以て此處に國民は悉く自から守り自から進むの道を講じ社會的生存に重きを置き自治の道發達するに至れるが、一般に合資共同經營の發達を以て大家族制度又は非長子相續に歸する所以も畢竟は獨立自主の精神に歸せしむべきものと云ふべし。其他貯蓄機關の不備、財產保護上の不安、金融其他經濟的機關構成に對する國家政廳の無援等算し來れば幾多の原因を見出すべし。

奉天駐在員はその調查中に中國には獨力を以て大事業を經營するに足る資本家少なく賄賂中飽に懷を肥やしたる官憲は親しく商業に從事する能はず、地方紳士は農本主義の結果專ら商事を顧るを潔しとせず、細民は貯蓄營利の念盛なるも貯蓄機關完備せざるを以て各々徒らに金錢を死藏し其利息を損せんことを恐れ、親戚朋友をして企業せしめ、自己は其金主となりて其利を收むるに至れり。是れ中國に組合企業の多き所以なりと述べたるは强ち誇張の言にあらず。又大連調查員が中國の相續上の習慣は長子相續にあらざるを以て一つの財產を數人の子女に分配相續せしむるときは其一人當の額少額となり一個の商賣をすら經營するに困難なれば寧ろ其子弟共同し經營するを利益となし今日の風を生ずるに至れりと云へるはその共同經營の遠因經過を闡明したるものにして又一面滿洲に於て、今尙大家族制度行はれ居れるの實情をも窺知し得る資料たるべく、或は長春駐在員が親戚朋友常に團結し强固なる共同經營を爲し危險を分擔して共に利益を計り相助け信用の增進、業務の發展に努力すと述べたるは經營に對する華商の共同團結の狀態

と彼等の經營執務に對する眞摯なる態度を覗ふに足るべし。

然らば如何なる組織內容を有するか進んで說明せん。

第二　出資竝利益分配方法

A　紅　賬（契約書）

華商の業務を開始せんとするや先づ財東（資本家）と經營當務者との間に營業の方針、營業の種類及利益配當率等を議定し契約書を作成するを普通となす。之を紅賬と稱す。（紅帳、鴻帳、萬金帳とも云ふ）

紅賬には普通財東の出資金額出資物の種類、財東と經營當務者卽掌櫃的との利益分配率、營業の範圍、種類、決算期、掌櫃的の權限、信用設定の限度等主なる項目のみを記載し、相互各一通づゝ所持し、決算期又は解散に至りて始めて之を披見するに止り其他は密封して餘人には全然披見を許さず。今參考の爲め紅賬を例示すれば次の如し。

第一例　譯　文

契約人某今回某ノ下ヨリ資本小洋若干元、某ノ下ヨリ資本小洋若干元、某ノ下ヨリ資本小洋若干元合計資本若干元ヲ受ケ某所ニ於テ某號某種ノ營業ヲ開設シ、相互ノ決議ニテ毎三年ニ結算スルコトヲ定メ、其ノ所得利益ハ資力ト勞力別ニ分配シ、平日ハ相互使込又ハ營業資金ヲ借用スルコトヲ得ス尙玆ニ章程幾條ヲ議定シ契約ヲ結ブ、凡テ我同人ハ各自章程ヲ遵守シ違フコトナク、我等協力同心一致シ永遠ニ利益スルヤウ期センコトヲ希望ス

左ニ資力及勞力ノ所得配當率ヲ列記ス

某資本配當　若　干

同　同　同

同　同　同

某勞力配當　同

同　同　同

同　同　同

章程　一、投機又ハ內職スルコトヲ得ス

二、理由無ク金錢又ハ身元保證ヲ爲スコトヲ許サス

三、本營業以外ノ營業ニ從事スルコトヲ得ス

中華民國某年某月某日

第二例　譯　文

合同契約書

陳善記、趙士記、王月記（氏名ノ下ニ書セルハ商家ノ慣習ニシテ意味ナシ）ノ三名今志ヲ同クシ道合ヒ意氣相投スルニヨリ爰ニ特ニ資本ヲ合セテ英租界後馬路ニ於テ德日茶葉舖ヲ開設セントシ玆ニ之レカ契約書ヲ作ル資本金（股ハ株

股本ハ資本金ヲ意味ス）總計廿元（純分九八ノ銀ニシテ上海通用銀）一千兩トシ之ヲ十株ニ分チ其中趙士記ハ四株ヲ引受ケ合計九八銀四百兩ヲ醵出シ陳善記ハ三株ヲ引受ケ即合計九八銀三百兩ヲ醵出シ王月記ハ三株ヲ引受ケ同シク三百兩ヲ醵出シテ其資本ニ充ツ、茲ニ立合ノ上議定シテ程昌盛ヲ迎ヘ經理人（支配人、取締役又ハ業務擔當者仲買人ノ意アリ）ト爲シ年一分ノ利子（官利ハ規定ノ利子ノ意）ヲ配當シ其純利益ヲ十三株ニ分チ其十株ヲ以テ之ヲ株主ニ與ヘ（東ハ主人股東ハ株主ナリ）一株ヲ以テ公積（積立金ナリ）ト爲シ一株ヲ支配人ニ與ヘ以テ其勞ニ酬ヒ一株ヲ支配人ヨリ夥友（店員各手代ナリ）ニ分與シ其勞ニ報ユ店員相互和親ニ務メ共同一致事ヲ成スハ厚ク望ム所ナリ特ニ茲ニ契約書三通ヲ製シ各目其一通ヲ持シ以テ證トス。

議定箇條

一、議ス株ヲ有セル各資本主ハ平日素リニ資本ノ融通使用ヲ禁シ以テ業務ノ確實ヲ保チ全局ノ維持ヲ計ルコト

一、議ス業務上得タル利益金ハ支配人ノ手ニヨリ結算書ヲ作製提出セシメ毎年決算期ニ至リテ結算シ之ヲ分配スルコト

一、議ス店中ノ手代ハ情實ニヨリテ之ヲ用フルノ弊ヲ禁ジ凡テ支配人ヨリ其技能ヲ察シテ之ヲ黜陟スルコトヲ得ルコト

一、議ス店中ノ業務ハ株主之ニ干涉スルコトヲ得ス、只檢査スルコトヲ得ルノ外一切支配人ニ於テ之ヲ執行シ以テ其責任ヲ明カニスヘシ

一、議ス店中各手代ノ薪水（俸給）ハ每月支給シテ明カナラシメ概シテ遲延スルコトナシ、受取ルヘキモノヲ取ラサルモノハ支拂ヲ司ルモノニ就テ之ヲ問フヘシ

一、議ス各使用人ハ賭博ヲ以テ娛樂ト爲スコトハ堅ク禁ス。

光緒二十八年吉日契約案ヲ作ル

陳　善　甫（印）
趙　子　良（同）
王　月　樓（同）

契約證據人　程　昌　盛（同）
　　吳　緝　甫（同）

代筆人　周　世　昌（同）

第三例　譯文

茲ニ契約書議案ヲ作ル某竊カニ念フニ人ハ須ラク補助ヲ俟チ、事ハ助成ニ依ルヘク決シテ獨力ニシテ能ク兼ネ行フモノニ非ス、今某等志同シク道合フニ因リ各資金若干ヲ出シ某舖ヲ開設スルガ、互ニ金錢ヲ斷ツノ交際ヲ結ヒ玉石相攻ムルノ研究ヲ積ミ力ヲ竭シテ經營シ、彼此ノ區別ヲ爲サス、心ヲ持スル正直ニ公私ヲ忘レテ貪ラス獲ル所ノ餘剩ハ年ヲ追ツテ清算シ或ハ分チテ之ヲ自家ノ用ニ供シ或ハ留メテ以テ資本ニ入レ諺ニアル如ク麗水金ヲ生シ崑崙玉ヲ產セシメンコトニ務メン各其誠實ヲ盡シテ決シテ隱シ詐ルコトナカルヘシ若シ此クノ如キ情アラハ雯ンソ天網ヲ免ルルコ

トヲ得ンヤ後日ノ證ナキヲ恐レ玆ニ此ノ契約書ヲ作リ以テ證トス

以上の三例は夫れ〳〵其體裁に特色を有するを以て第二、第三例は內容詳細に亙り殆んど間然する所なく出資の內容出資者掌櫃的ば奉天に於けるものにて三例中其中間に位し第二例は內容詳細に亙り殆んど間然する所なく出資の內容出資者掌櫃的店員の選則を列擧し經營の大要一目瞭然たり第三例は開店に至る理由明白なるも利益分配等に就きて規定する所なく只對人信用に重きを置くも將來に當て紛糾の恐あるべし、固より之れは更に何等かの附則を伴ふものなるべし。

註　第二、第三例は支那經濟全書第四輯所載にかゝる。

B　決算及其時期

決算期は商店により異なり或は一年決算を採り、三年一回を採用し又は五年一回となすものあれども、普通三年一回舊十二月末日を以てするを普通となす。かゝる所以は歲には豊凶あり、都市に盛衰あるを以て三年を一期となし、平均を取るを安全なりとするにありと思はる。勿論每年末中間決算を行ふものなり。而して一決算期に擧げられたる總收入より養家、鞋金、勞金其他諸給與、商品仕入代金、諸稅其他一切の經營上に要したる諸費用を控除して、初めて股による利益分配行はれ財東及掌櫃的に對する利益分配行はるゝに至るものなり。

若夫れ決算期に於て紅賬に定められたる設立期限到來せんか多數財東の出資に依る場合全部の出資者更に經營を希望する時は協議の結果其儘經營繼續さるるも、若內一人又は數人の財東繼續を希望せざる場合は之等の財東は脫退し減少されたる資本を以て繼續經營を行ふ場合あり、或は新なる出資者を得て業務の經營を繼續する場合あり。若し又全部の出資者存續を希望せざる時は解散に至ること說明する迄もなし。而して更に財東が決算期以外の時季に死亡したる場合は其出資は其相續人に依つて繼承せらる。若し又掌櫃的の死亡又は不德、其他の事項によりて財東が掌櫃的の執務を欲せざるか、或は自ら希望せざる場合は假決算を行ひ、これに依り紅賬に定められたる割合を以て掌櫃的に支給し他より新に掌櫃的を招聘して營業の繼續をなす。

解散を除く出資者の移動には必ず商號の一字を變更せらる。こは中國の商慣習として出資者乃至掌櫃的の何人たるやを問はず商號を以て行ふが爲にして又一面商店內部の組織に變更を生じたる場合第三者をして識別を明瞭ならしむると共に將來の紛糾を避けんが爲なり。

C　出資の種類竝利益配當

之等商店の出資方法は二種に分たる。一は金錢を以て拂込むものにして錢股と稱す。時としては不動產、動產、又は商品等を以て出資に代ゆるものなしとせず。二は所謂勞務出資にして商店經營當務者が勞務を提供するものなり即これを身股と稱す。股とは我國に於ける株と同意義にして分前を意味するものなり。股は資本額の大小出資者の多少に依り或は六股を以て資本總額となし、又は十股あり。十六股あり。四十股ありて一定せず。

股の分け方は是亦資本額、商店の規模、出資者及掌櫃的の數の多少等に依り定り各地異なると雖も、大體各地方に於ける習慣に支配さるゝ所なり。その實例に就ては全然秘密に附し外部よりこれを覗ふこと困難なれども、各調查員の調查を綜合するに大體次の如し。

(1) 東家三股　(2) 同　五股　(3) 東家六股　(4) 同　七股　西家四股　同　三股

(5) 東家 一〇股　西家 六股
(6) 同 一六股　同 二四股
(7) 東家 一二股　西家 八股
(8) 同 二股　同 三股

にして五分五分のものあり、三と二、二と三、五と三、七と三、六と十九等の割合のものあるを見る。

利益分配に就ては財東に對するものは各自の出資額に從ふも、西家に對するものは掌櫃的一人の場合は其掌櫃的の收得に歸するも、中級以上の商店にありては一人の西家は絶無と云ふ。二人乃至四、五人を普通とするを以て、從つて掌櫃的の階級に依り配當率を異にするものなり。假に十六股を以て經營せる商店ありとせんか、紅賬の定めにより財東に十股を配當し殘り六股を西家に分配さる。この場合西家の分配率は大體次の如し。

頭掌櫃的　二股
二掌櫃的　一股半
三掌櫃的　一股二分
四掌櫃的　八分
五掌櫃的　五分

と云ふが如く夫々經營當務者の階級によりて分配せらるゝなり。

此處に注意すべきは利益金の分配方に新傾向を生じたる事なり。卽一は決算期に於て分配金中積立金を設くるに至れると、他は利益分配率著しく西家に對して厚くなりたること是れなり。前者は決算期に於て東家及西家に分配せられたるものゝ內より或一定額を店內に保留積立するものにして東家の積立金を護本と稱し、西家の積立金を護身と稱す。之等の護本及護身は當然東西兩者の所有に歸すべきものにして單に兩家の申合せにより第二資本として店內に積立するに過ぎざるものにして、近年各地にこの傾向を增しつゝあるを見る。而して後者は未だ一般のものにあらず寧ろ例外中の例外とも稱すべきものにして大連に於ては益發合一軒のみに見らるゝ現象にして他に調査中發見するの機會を得ざりしも、恐らく將來商店經營上に大に影響を及すべきものなりと思惟さるゝを以て多少極端なる事例なりと雖も少しく左にこれを紹介すべし。

益發合は現在特產、錢鈔(通貨の賣買)等を主業となし長春、大連、哈爾濱、上海等に支店を有し盛に營業を營みつつありと稱せらる。當初益發合は本店を創設するに際し股の分け方を東家十二股西家八股としたるが、漸次業務發展を來し此處に支店を開設するに當り、別に出資せしめず、長春本店の資本額と東西兩者の護本護身を利用し純然たる支店を開設し各支店に於ける利益配當率は最初設定したる率に從ひ西家のみに股を與へ營業を行ふことになしたる結果、今日に於ては股の總數四十餘に達せり。大正十五年三月大連調查員の調查したる所に依れば東家と西家との分配率は同十四年に於ては十二股對三十八股となり、東西兩者の間は六と十九の割合となれりと云はる。而して掌櫃的の滿足は勿論財東も亦業務の發展を喜び居れりと稱せらるゝことは邦人當業者の以て範とするに足ものと言ふべし。

第三　店內の人的構成

華商の店內に於ける人的構成を見るに中流以上の商店は勿論中流以下に於ても相當大規模のものにありては普通幹部、手代、見習の三部を以て構成せらる。この外炊事、夜番等あれども極めて小規模の商店にありては特別に之を置

かず。今華商中流以上の商店に就きて見るに左の如し。

(1) 財東(資本主)

(2) 經營者即掌櫃的(老板、經理、執事、主任、總辦等と稱す)

(3) イ 內櫃的(管賬的) 簿記計算 ／ ロ 外櫃的(管跑街的) 外廻手代 ／ ハ 欄櫃的(管賣貨的) 販賣係 ＼ 夥計

(4) 學買賣的(學生意的、年輕的、商業見習)

(5) 大師傅　炊事人

(6) 打更的　夜番

使用人の數は營業の規模、種類によりて異なるも、小は數人より大は百數十人に及ぶ。以上の區別は大體一般商店に於ける常態を示したるものなり。

次に商店の業務の運用を示す爲め以上の大體を說明すべし。

A　財　東

財東は所謂資本家の意味にして掌櫃的を兼ぬる場合を除きては其店內に居住すること無く、營業一切の全權は紅賬卽規約に基き特に自己の爲め保留したる權限以外は擧げて一切掌櫃的に委任し、決して店務に干涉する事なし。卽財東の關與する所は決算期に於て豫め定めたる所に基き利益の分配を受くるのみにして、掌櫃的を絕對に信用して營業一切の裁量を爲さしめ、缺損を生じ經營困難となる場合に於て、始めてその失敗の原因を考察し或は繼續經營の有利なるものは更に出資し、失敗の原因經營者の手腕人格に基因し繼續經營を不利なりと認むる場合はこれを閉鎖せしむる等の處置に出づるに過ぎず。

B　掌　櫃　的

(1) 掌櫃的の階級　掌櫃的は或は老板、支配人、經理、主任及總辦と稱し、所により店によりその名稱を異にすれども、畢竟經營當務の幹部にして店務一切の權能を掌握するものなり。而して商店創業の際の取り極めにより東家、西家の間に於て人物手腕に從ひその階級定められる。例へば五人の幹部を定めたる場合に於ては之を頭掌櫃的、二掌櫃的、三掌櫃的、四掌櫃的、五掌櫃的と云ふ如く商業及經營上の手腕力量等を以て順位を定むるが西家に分配さるゝ股の分前も自からこの順位によること前述の如し。

斯くて定りたる掌櫃的の順位は卽商店經營上の權限の順位に影響するものにして、頭掌櫃的は一切の全權を有し、店務の處理營業の盛衰、店員の任免、關係悉く彼の手中に歸す。彼よりの協議を俟つにあらざれば他の掌櫃的は一切これを犯す能はざるものとす。而して爾餘の掌櫃的は各定められたる部署權限に從ひ苟くもこれに違背することなし。然れども若し頭掌櫃的疾病、不在其他の事故に依り職務を遂行し得ざる場合は直ちに次位の掌櫃的代りて彼の權限を代行し店務を掌るも、重大問題の處決に際しては一々彼の指令に待つものなり。元來掌櫃的は學生意的より起り夥計卽手代を經、更に幾多の練訓修得をへて、その地位を獲得したるものにして、我國の如く彼等は高等教育を受けたるものに

あらざれども、自己の掌る業務に對しては自他共に認むる所にして、出ては社會上の地位を占め、入りては彼等の一擧手一投足は悉く其經營に又は店員の態度修養に影響を齎す所極めて大なり。彼等の學びし所、彼等の行ふ所は舊式にして近代的進歩の跡を見ずと雖も、一切萬事に推廣して風紀を支配すると同時に實業界の師表たるなり。これを經濟的に見れば掌櫃的は財界に不可缺の機關にして如何に豐富なる資本ありと雖も、彼等の參加を待つにあらざれば克く業務經營竝其發展を期し能はずと云ふ狀態なり。蓋し彼等が西家として、その股を取得する所以又宜なりと云ふべし。

掌櫃的は普通一定の給料を支給せらる。その給料たるや極めて少額にして年額百元內外より二、三百元內外に過ぎず。然れども自己の所有に歸せざるものは一切店費を以て支辨し、甚しきに至りては彼等の收入に課せられたる公費すら店費を以て仕拂はるゝものあるを見るなり。然りと雖も彼等の地位は我國の如く一個の支配人にあらずして、寧ろ店主とも云ふべきものにして彼等の手腕力量、配當制度、商店の組織等結合融和して、克く店務の充實と業務の發展を達成せしめつゝあるを見るなり。かくて配當せられたる利益は邦人の場合に於ては優良なる商家は營業資金に繰入るゝを常とし、稍々安逸を願ふものは家屋の建築を爲し不良なるものに至りては投機取引に投下して、所謂元も子も失ふを常とすれども、華商にありては財東も掌櫃的も共に持ち去り或は安全なる土地の買入に投下し又は別に適當なる掌櫃的を求めこれに資金を授けて營業を行はしむる等、第二資本の蓄積に努むるを常とす。而して最初に投下したる五十萬元の資本は依然として五十萬元とし、營業發展の結果自然に賦與せられたる信用と築き上げたる無形の資産を以て營業を繼續しつゝあることは後に述ぶる聯號の背景による信用の擴大と共に業務の遂行を順調ならしめ居れり。かかるが故に彼等掌櫃的は卽無形の資産の蓄積なりと云ひ得べし。近年華商間に純益金中より積立金を設くる風習生じ來れるが財東のものを護本と稱し掌櫃的のものを護身と稱す。

C　勞金——夥計

勞金とは勞銀を受くる店員と云ふ意なるべし。その意味明瞭ならず。要するに學買賣的又は學生意的と掌櫃的の中間にある階級にして所により夥計とも稱す。所謂德川時代の手代に當るものなり。彼等の職務は上記の如く普通三部に分たる。

(1)　內櫃的(管賬的)

店舖內にて帳簿事務を司るを本務となすが大體に於て庶務、會計を兼ね大商店に於ては金錢出納係、書信係其他營業上の事項につき各別に管賬的を置く、又先生とも稱する所あり。事務の必要上文字を知るの必要多きより來れるものか。

(2)　欄　櫃　的

店頭に在りて直接來客と應接し、掌櫃的の命ずるか儘に賣買するものなり。其性質上顧客に與ふる好惡の感情は賣買の實際に影響すること甚しきが故に之か訓練に努め居れり。

(3)　外　櫃　的

商店により少くとも一、二名多くは數十名の外櫃的を置く、常に市街を巡廻調査し、貨物の出入に注意すると同時に總ての外交事務卽得意先を廻り注文を取ると共に新商品の賣込、賣掛の回收等に留意し又各商店の營業振信用等に

注意す。但自ら賣買取引を決する權能を有せざるを以て有利なる商機を捕え得たりとするも、一々掌櫃的に報告し其指揮を仰ぎたる後に非ざれば取引を決定すること能はず。而して錢舖、特産商にあつては市場に出入して取引に從事するものあり。或は遠く背後地の市場に入りて得意廻りに當り店務の發展販路の擴張に當るものも亦外櫃的の職務なり。何れも掌櫃的の指揮命令の許に行動し、委任せられたる權限以外に於て商業に從事する能はず。

之等夥計はその能力手腕によりて頓て將來の掌櫃的たるものにして掌櫃的の監督指導の許に身を持し一意業務に當り苟くも不規律、不身持の行爲を許されざるなり。

D　學　賣　的

學買賣的は學生意的年輕的とも稱し、我國の小僧丁稚に相當す。大概十二、三歲を最低年齡となし店內の雜事に從事する傍ら取引の消息、懸引の呼吸等を見習ふものなり。大商店にありては多くは六、七時頃より閉店するが故に終業後は夜學に通學せしむるものありと雖も、多くは店內に於て算盤記帳等の練習、見習等を爲さしむ。大連の如く夜間開業する小賣店にありては日を定め特に商業上必要なる事項を修得せしむる等式古しと雖も、華商に適したる程度の教育を授け居れり。

學買賣的の見習期間は普通三年にして其間嚴格なる店規の許に修業せしむるものなり。然れども將來の見込なきものは用捨なく解雇入替を行ひ、極力見込あるものゝみを養成して三箇年後に於て技倆成績優良なるものより手代卽夥計の階級に進ましむるを通例となす。而して夥計に至りて漸く商賣人の仲間に加へらるゝものなり。

華商の店員採用方法を見るに殆んど全く見習制度にして先づ學買賣的の養成に主力を注ぎこれによりて優良なる店員を得んとしつゝあるを見るなり。故にその採用は華商に取りては最も重要なるを以て嚴格に行はる。而して店員の採用は普通左の二方法に依る。

一、信用ある商店又は個人より紹介を受けて採用するもの

二、當該商店の得意先の紹介に依るもの

前者は學買賣的採用上最も有效にして且身元人物確實なるものを得るに有利なり。後者は前者の如く有效有利にあらずと雖、も得意先を繫ぐと云ふ政策的の意味も含み居れるものなり。この外經營當務者の緣類の者をも採用する場合あれども多くは之を自己店內に採用せず、他人の商店に入れ修養練磨せしむるを常となす。そは自己店內に置くことは充分なる訓練陶冶を行ひ得ずと思惟さるゝが爲なり。

學買賣的の採用に當りては一般に雇契約を結ばず、保證書を取り採用を行ひ、如何なる場合と雖も確實なる保證人を缺ぐ時は入店を許さざるものなり。然も保證人は日本の如く有名無實にあらずして、本人に對しては絕對責任を負ひ、本人の故意なると過失なるとを問はず、其商店に及したる損害に付きては充分保證の立場を明になすものなり。

かゝるが故にその採用に當りては素性不明なるもの又は曾つて他店に勤務したるものは極力之を避くるを以て彼等の入店は頗る困難なり。然も得意先關係又は資本關係等により採用されたるものと雖も、店員として充分間に合はず或は將來の見込なきものは何等用捨なく解雇をなすが、かゝる場合は必らず一、二年間使用し體裁よき辭令を以て解雇するの手段を採るものなり。今參考の爲保證書の樣式を示せば次の如し

保證書（又は保條）

今保得〇〇〇人
貴號學生意(學徒)凡有天災病業倫摸舞弊不守舖規等情概歸小號一面承管恐口無憑示此保條爲證
中華民國　年　月　日

保證人　〇　〇　〇（商號印）

〇〇〇大號台照

右　譯　文

保　證　書

茲ニ某々ヲ保證シ貴號ニ商業(工業)ヲ見習ハシム、若シ天災疾病盜竊等ニヨリ店則ヲ守ラサル等ノコト有ラハ弊號ニ於テ全責任ヲ負フヘシ、後日ノ證トシテ一札件ノ如シ

中華民國　年　月　日

保證人　某　　號（印）

某々大號

E　雜　役　夫

以上により商店内の人的構成の概要を述べたり。以下述ぶるものは直接店務に關係なきも人的一要素として紹介すべし。

(1)　大師傅　日本人より見れば如何にも大袈裟なる名稱なれども一炊事人に過ぎず、普通日本の家庭乃至商家に於ては婦人炊事に當るも滿洲に於ては殆んど全部男子の手に依て爲さる、故に大抵の商家にありては此大師傅の仕事は獨立の仕事として行はるゝなり。

(2)　打更的　之も獨立の業務として爲さる、卽夜警なり、火事盜難其他夜間營業時間以外に於ける不意の事故に備ふるものなり。勿論打更的と雖も絕對に夜警以外の仕事をなさざるものにあらず、晝間には學買賣的の爲さざる雜務に從事するものなり。

第二項　店員の訓練昇進制度竝給與其他

第一　店員の訓練方法竝店規

店員の訓練に就きては既に前來多少述べたる所なるが、邦商の外部的訓練陶冶を中心とするに反し、全然內部的にして通常夜學に通學せしむることなく、讀書算術等は閉店の後又は暇ある場合先輩店員又は掌櫃的手を取りこれを敎へ、開店中は常に算盤又は相場聞き其他の困難なる仕事に從事し、或は先輩店員と共に得意先の訪問又は取引所等に出入し現實なる商業に從事するものにして、全く見習制度たるに背かず。所謂見樣見眞似により自然その商業上の智能を體得せしめ、技倆力量の訓育練達をなすを以て萬全なりとなさる。

華商に於ける特色は店員殆んど全部店內に宿泊し商用乃至必要ある用事以外に於ては平素一步たりとも戶外に出づるを許さざる事なり。然も之等の風習は掌櫃的にすら適用せられ、通ひ番頭の如きは極めて少數にして、近代的商店

以外には之を見ず。而して掌櫃的は身を持すること嚴格にして夥計又は學員等之に倣ふ。近代的店規なきと雖も自から規律ありて平常人の和即所謂チームウオーク取れ居ることは商業上の强味と云ふべし。

掌櫃的にして商用以外に於て遊里に入ることは勿論以下店員にして花柳界に入るものは商人として資格なきものとして擯斥せられ、店員として地位を失ひ社會に信用を保つ能はざるものなり。近年大連の如きは邦人の氣風にカブレ多少の緩み看取せらるゝものなしとせざれども、之を一般に見れば頗る堅固なるものありて、この風習容易に崩壊すべしとは思惟されざるなり。

今店規と見るべき一般的のものを見るに掌櫃的は主として之等學徒乃至店員に對して

金錢の大切なること
獨立心の必要なること
節約の大切なること
業務に勤勉なるべきこと
刻苦精勵すべきこと

を敎へ込み其の他

嘘を言はざること
業務中腰を掛けざること
秩序を保つべきこと
禮儀を重んずべきこと
外出歸店に際し挨拶すべきこと
客に煙草茶等を出すべきこと
客に對し戸の開閉をなすべきこと

等を實行せしめ居れり。

又店員が平素心懸くべきことを例示すれば。

一、店則を確守すること
二、務めて早起すること
三、每朝の行事　地を掃き櫃(勘定臺)及卓子を拭き椅子の配列筆墨の準備、上長洗面の用意をすること
四、地を掃くときの注意(其一例)地を掃くは先つ水をまき灰塵の立たざるやうになし、地上に金錢の落ちたるを拾はば主人に交付すること。又字を寫したる紙片は一應檢めて紙屑籠に入れること
五、同上(其二例)店內宿所床又は地を掃くには外より內に向ひて掃き內より外に掃くることを禁せり（若外に掃き出すは一家の不吉として嫌忌することより來る）
六、來客時の注意　客到らは座定まるを待ちて、煙草をすゝめ、次に茶を勸む、長座の際は之を繰返し歸れば、すべて原の場所に復して整頓すること

練習すべき課目

第三章　在滿邦商の現狀及將來

一、人の商賣を見習ふこと
二、快活にして雜事を學ふことを厭はざること
三、讀書算盤の學習、算盤の稽古は夜間に於てすること
（商家は空算盤を拂ふことを忌み日中は練習を許さずと云ふ）
其他のことは特に言ふべき程の事はなく萬人に共通の事項なれば省く。（奉天）
以上は主として學貿賣的に關するものなれども又勞計にも適用せらるゝ所多し、斯の如く店規として特に價値ありと爲し難きも、一般に具體的にして守るに便なるべく、然も之等店規は空文にあらずして嚴として確守せられ居れることは、現今風規敗頽して混沌たる我國商家の風潮と到底比すべくもあらざる所なり。

第二　店員の昇進制度及其他

店員の昇進方法及其年數等は各人の智能技倆體力に依りて自から異り、從つて其昇任に遲速あるは滿洲と雖も免れざる所なり。然れども普通店員は學貿賣的の階級を經て昇任するものにして、學貿賣的の期限を終りたるものは其才能人物の如何に依つて勞金の各部內に配置さる。一旦勞金の階級に昇任すれば以後殆んど其人の運命は才能と店舖の大小とに支配され全く豫斷の限りにあらざれども、順序として掌櫃的に進むを普通とさる。而して徒弟より手代に昇進するは早くて七年遲くば十四、五年更に執事人、支配人に進むのは數多の年數を要す。此間に於て彼等は有ゆる機會と事件に遭遇して商業に習熟するものなり。又業務に精勵したるものは決算に際して地位を昇進せしめらるゝことは勿論なり。大師傅、打更的は所謂傭人とも稱すべきものにして全然營業に關係することなきを以て拔群の技倆手腕なき限り昇任の途無く、永久に之等の階級に蟠々するに過ぎず。

A　一般店員給與及昇給

財東及掌櫃的に付て既に說明したるを以て省く。勞金(夥計)即手代の受くる給料は所謂勞金にして使用人中最上に屬し支給額も店員中最も多し。彼等の給與は商店の規模營業狀態によりて異なるを以て此處に詳細に述ぶる能はざるも少なきは一箇年六、七十元より多きは三百元に及ぶものありと。此種定額給與の外賞與を支給せらるゝこと勿論なり。賞與金につきては是れ亦詳細に述ぶ能はざるを以て他日に讓るの外なきも、大體營業成績に從ひ支給せらるゝものにして、何れも多少利益配當の趣旨加味さるゝものなり。

學貿賣的、大師傅、打更的の給料は千差萬別にして概言すること困難なり。學貿賣的は年齡も若く、將來に希望を懷くものなれば其手當も衣服、帽子、靴代等を償ふに足らず、食費、散髮代は店持ちなるも、風呂代は然らざる場合多し、先づ我國に行はれたる年期小僧と大體異ならざるものと見らる。

大師傅、打更的は前者と異なり將來の希望も薄く、又之を念頭に置くもの少く、妻子を有するものを多き故に其受くる給料も晉に身の廻りの用を足す以外に妻子眷族を養ふに足る程度なり。

店員の昇給方法に付きては調査を缺きたるを以て此處に紹介する能はざるも一定の昇給期あるは勿論なり。他日調査發表する機會あるべし。

衣服は上は掌櫃的より下は大師傅、打更的に至るまで支給せらるゝことなく、住居と食は悉く店費を以て支辨さる。

然も食物は大體上、中、下の區別を設け、上は米飯にして副食物も質量共に豊富なれども中、下は高粱にして副食物亦之に伴ふ、中は勞金以下學買賣的、大師傅、打更的の常食なり。以上は常食なるが中國の三大節即正月及五月節、八月節には特別料理を献立し、掌櫃的以下店員全部擧て業を休み鼓腹擊壤の愉快を貪るものなり。

給與とは意味を異にするも接待費について一言せんか、取引先の客人來店したる時は接待費用は全部店費支辨にして大體掌櫃的其任に當り、勞金以下が接待の任に當ること絶無なり。而して勞金夥計の親戚が來訪したる際は數日間の滯留を認めらるゝを通例となす。

由來中國に於ては古より商店には婦人は不淨なるものとして店内の居住を許さゞる習慣にして、小商人を除けば店員數百を使用する商店に於てすら一人の婦女子を見出すこと能はず、惟ふに不淨なりとの迷信より來れるも、一には多く他省に出稼するにより一家眷族を引具するは不便多かりし爲め、遂に今日此の慣習を招來したるものと考へらるゝが、又一面業務の能率より來れるものと稱せらる、彼等の考へに從へば店内に婦女子を置くことは之が爲め業務に專心を缺き商事怠になるが爲めなりと云ふ。

かるが故に勞金以下は勿論財東掌櫃的に於ては一般に同一地に家族を有するも店内の居住を許されず。時折歸家するに止る。若し出身地遠隔の地なるものは一箇年に一回乃至二回業務閑散期に於て歸省を許さるに過ぎざるを常態となす。

然れども近年に至り一は在住邦人の家族生活に刺戟せられ、他面彼等商業の基礎强固となりたる等の關係より家族を招來し同一地に居住せしむるもの增加しつゝあるを見るが、就中頭掌櫃的にして家族又は第二夫人を店内後方特別建物に起居せしむるものを生ずるに至れるを見るなり。但後者は極めて稀なる現象にしてかゝる行爲は頭掌櫃的以下には許されざるものなり。

B　勤務時間及休暇

滿洲一帶に於ける華商は殆んど皆舊式經營法なる爲休暇も亦古來の慣習によるものにして、中國の三大節即正月及五月、八月の兩節最も主なる休業日なり。正月は特産商及輸入問屋の如き大なる商店は半箇月即元日より十五日迄殆んど休業の狀態なり。然らざるものは大抵三日長きも五日を越ゆることなし。殊に大連の如き邦商と競爭に立てるものは然りとなす。而して大晦日は日本と異り休業し、或は三日迄全休とし其後半日宛營業する商店もあり、正月十五日は元宵節にして其前後一日宛大抵の商店は休業をなす。五月は端午節にて同月五日、八月十五日には何れも其前後を通じて三日宛休業し、或は爆竹を擧げ其他特殊の料理を作り粽、月餅を食して愉快に此日を過す。それ以外日曜祭日と雖も休業することなし。各個人としては病氣以外休むこと能はず但掌櫃的以下大部分他省のものなれば一年に一回四十日前後の歸省を認め、閑散期を見て交代歸省せしむるも、旅費は店費を以て支辨さるゝものにあらず。亦一家不幸の場合に之を利用することを許さる。現在大商店にて祭日を休業することあれば今後時勢の進歩に連れて、日曜祭日等の休業增加すべし。元來中國に於ては特殊の祭禮多く、譬へば天齊廟、財神廟等の祭禮は店員交代にて休むことあり、總て此休業に對する一般的慣例は正月、五月、八月の三回に限られ他の休業は各商店の掌櫃的の考により一定せざるものなり。

營業時間は其營業方針舊式なるが故に一定せず又商業の種類異なり、甚しきは未明より日沒に至つてやむものさへ

あるを見る。粮穀の如き卽是れなり。然れども一般店頭販賣を行ふ雜貨商の如きは早朝より日沒後二、三時を以て閉店するもの大多數にして邦人の如く長時間の營業を爲すものは極めて稀なる狀態なり。

只全滿洲中最大の例外は大連に於ける卸小賣（問屋を含む）商竝小賣商店に見る現象にして、邦人の最も長時間營業するもの十六軒と華商十七軒とを比較するに邦商平均十二時間四十分なるに反し華商就業時間は十四時間五十四分なるは驚くべき長時間と云ふべし。かゝる現象は一は華商が邦人を目的として營業を營むもの多きと、一は邦商の營業振りに引き入れられたるものにして、全く競爭の結果なりと云ふべし。

以上により華商の店舖の組織、經營竝店員の訓練方法等に就き概說したり。未だ述ぶべき幾多の事項あり又檢覈すべき幾多事項ありと雖も今は時機と處を得ざるを以て總て他日に讓らざる可からざるを甚だ遺憾とするものなり。

要するに華商店舖の組織、經營及店員の採用訓練方法等其他に於て特異なりとする處は第一自主獨立の精神發達せることとなり。第二は資本の合同及共同經營の發達にして、第三は分業制度と人の和卽共同動作の優秀なることにして第四は利益分配制度なるべし。第五は店員の訓練方法中國社會風潮に適應せるものにして、第六は經營に際し出資者經營者を信賴し全權限を附與し、全能力を發揮せしむるにあり。第七は果して當を得たる觀察なりと云ひ得べきや否研究の餘地ありと雖も、恐らく全く放任されたる財界の現狀華商の活動に有利なることとなるべし。換言せば下手に政府當路者が經濟政策を用ひざる所に彼等華商の能力を發揮すべき天地あることとなるべし。第八は之等華商が聯號を形成して獨自の商的地步を築き上げたる結果なりと斷言し得べし、其他擧げ來れば幾多の特異とする所ありと雖も、大體以上揭げたる事項は華商の商業及貿易界に雄飛し、その發展を招致したる諸原因なりと云ふを得べし。

第三項　華商聯號の意義竝內容

（支那式チエーン・ストーア）

華商の發展しつゝある原因要素に就きては第一項乃至第二項に於て略之を概說したり。今此處に華商の發展的原因として特記せんとするものは華商の聯號なり。

以上述べたる如く華商の商店組織、經營方法には幾多の特色特長あるを認むるが、かゝる組織制度により經營せらるゝ商店は滿洲の都邑は勿論、南支各地に亙り聯號を組織し、恰も蜘蛛の巢の如く、その手を擴げ販賣網を形成し居れることを見るなり。各地駐在員の調査によれば、かゝる聯號の關係にあるものは調査員により發見せられたるもののみにて實に五百九十七店に及べり。更に之を全滿洲に亙り調査せば莫大なる數に上るべし。今聯號の意義內容に就き述ぶるに先ちその調査に基き各地別にその數を示せば次の如し。

大　連	六七軒	遼　陽	四軒	營　口	四五軒
奉　天	一二一軒	開　原	一一軒	長　春	五四軒
四平街	四〇軒	哈爾濱	一二八軒	公主嶺	四一軒

註　聯號の店名、業種、資本主、經營者竝連絡關係等を一々整理し一覽表を造ること困難なれば卷末に記載することになしたり。

聯號は廣き意味に於ける一種の商店組織なり。華商が割合手堅く又手廣く取引に從事し業績の發展を遂ぐる所以も

亦一面聯號の制度機能に因由すること言を俟たざる所なり。

先づ說明の便宜上聯號を定義せんか大體次の如し。

聯號とは一人又は一人以上の出資者を有し、同一出資者又は異なりたる出資者を交へたる二個又は二個以上の同種若くは異種商工業を營み各自獨立會計及利益配當制度を有する商店の連鎖なり。

元來聯號は字義より解釋せば字號を連ぬると云ふ意味にして、同字號卽屋號を同じくする商店が同一地域又は他地方に於て開設せられたるものと最初開設せられたるものとの連鎖なりと云ふ意味なり。例へば

(1)營口の東永茂、公主嶺の東茂泰、(2)吉林の永衡官銀號長春の永衡通達、公主嶺の永衡達、(3)齊々哈爾の廣信公司哈爾濱の廣信豊、廣信升の如き字號を同じくせる商店の連鎖にして資本關係に胎胚するものなり。

故に聯號たるの條件は(1)一人か又は一人以上の出資者を有する同一又は字號を同じくする商店の同一地域又は他の地方に開設せらるゝにあらざれば聯號を形成し得ざるものなり。而して同一地域に開設せらるゝものは普通業務種目を異にするもの多く、具體的に云へば雜貨商、油房、特產商、錢莊等異なりたる業務を營むものにして、營業地域を異にするものは同種營業多き模樣なり。然れどもかゝる營業上の區別は必らずしも絕對的のものにあらずして土地の事情商業上の關係等より來れるを以て一概に定め難きこと勿論なり。

而して聯號の第二條件は必らず各商店獨立會計を立て利益分配制度を備へざる可からず。卽是れ近代的連鎖商店と異なる所なり。本條件は論理上絕對的のものとなす可からざるも、現在華商が商店を經營するに當り何等法律又は行政上の保護を受くるの道なく各自治を以て自己の繁榮を企圖するの外なき現狀に於てかゝる制度自然に發達したるものなり。

と、他面嚴然たる商業上の慣習なるを以て寧ろ絕對的條件と見るべきものにして、然も聯號が特に一般連鎖商店と異なる所以も一は此處にあり。

元來聯號の意義は第一項及第二項に說明したる組織內容を有する商店が同一地域又は隔地に於て支那式連鎖商店を開設して聯號全體の發展を企圖せんとするの目的を案出せられたるものにして一種の連鎖商店たるを失はざるものなれ共、近代的連鎖商店が普通同種營業を同一地域又は隔地に設け營業すると異なり。異種の營業を行ひ獨立會計竝利益配當制度附隨する點に於て商業上の機能を異にするものなり。

第一　聯號の種類

聯號は之を資本關係よりすれば大體四種に分ち說明することは便宜なるべし。聯號を資本關係より分類することは聯號の內容を明になし、又聯號發生の原因竝聯號の意義を明瞭ならしむるものにして分類本來の目的に合致するものなり。以下少しく解說すべし。

聯號關係にある商店の出資者中には必らず一人又は一人以上の出資者を有し、二箇又は二箇以上の同種若くは異種の業種を同一地域若くは隔地に開設するにあらざれば聯號を形成せざること旣說したる所なり。今

A　甲、乙、丙の商店が聯號關係に在りとする場合其出資者同數にして且同人なるときは例へば長春の益發合を本店とする大連、哈爾濱、上海の益發合、(2)芝罘の政記公司を本店とする大連、安東、天津、青島及上海の政記公司、(3)哈爾濱の三つの源成東の如き恰も我國の本支店の關係にあるものは之を聯東聯財と稱し商店組織中種類稀なるものに

して各店の損益は全體の利害に影響するものなり。只普通本支店の關係と異なる所は必らず、紅賬によりて利益配當設定せらるゝと、各店の經營は各店の幹部たる掌櫃的に權能全然委ねらるゝことにして其他は我國の本支店と異なる所なし。尤も全體の營業方針は本店に於て決定せらる。

B　甲、乙、丙商店が聯號關係に在りとする場合其出資者同數にして且同人なる時例へば(1)營口の東永茂と大連、開原の東永茂(2)吉林の永衡官銀號を財東とする長春の永衡通達、公主嶺の永衡達、長春の永衡升、(3)懷德縣の豪家趙芾棠を財東とする公主嶺の泰和順、泰和成、泰和增、泰利豐の如き同一財東及同一資本のものは何れも獨立の會計及利益配當制度を有し、各箇獨立の經營によるものにして、各箇の利害損益は全體に直ちに影響せざるものにして一般普通に行はる形態なり。之等は財東より見れば何れも直系聯號なれども、上記益發、政記、源成の如く聯東聯財のものにあらず、通常之を聯東不聯財の聯號と稱せらる。

此種聯號商店は普通字號中頭より二字を同じくし下の一字を適當なる文字を以て變へ財東と直系なることを明示するを常態と爲すものゝ如し。然れども時としては何々北棧、何々東、何同記、又は例外として永衡達に對し永衡通達と中間に一字を挿入するもの稀に見らる。尙東永茂の如く同一字號を用ゆる聯東不聯財の聯號なしとせざれども、東永茂の如きは從前聯東聯財なりしも後切り離して聯東不聯財に直したるものにして從來の行きがかり上同一字號を用ゆるものにして普通の用法と云ふべからず。

元來斯の如く聯東聯財は直系の聯東不聯財の如く同一字號又は同樣なる字號を用ゆる所以は字號によりて對者を して取引と自己の信用を重ぜ しむるの目的に出でたるものにして一概に論ずべからずと雖も財東の財力及其商店の地位を表示すべき一手段と解せらる。

C　又、甲、乙、丙が聯號關係にありとするとき同一出資者を中心として同數又は異なりたる數により他の出資者を加へ開設せられたる場合例へば(1)哈爾濱に於ける大羅新、同記祥、(2)哈爾濱に於ける天豐湧、天豐東(3)又は公主嶺の天公盛と奉天の天合盛、四平街の天合盛、長春の天合錢の如く漸次小規模のものより大規模のものに發達する經過に於て異分子を次第に加へ發展せるものあり。此種聯號はA及Bに於けるものと發展の經過に於て實質上何等異なる所なきも、只他の資本家を加へ發達することに於て異分子を糾合し共同經營すると云ふ點に於て特色あるものなり。此種のものには天合盛の如く一見聯東聯財に似たるものありと雖も賣り出したる屋號を用ゆることを便宜となしたるに過ぎざるものにして聯東不聯財のものあり。而して此種聯號Bと趣を異にすれども中心財東を同じくする關係上直系聯號と見るべきものなり。

D　或は又A、B、C、Dの聯號商店の財東又は經營者が更にA、B、Cの出資者の一人若くは數人又は他の出資者と共同して開店し、經營者の屬する商店の後援により開設せらるゝ場合は傍系に屬するものにして、前者を老賬と稱し後者を二賬と稱す。此種聯號は之を三種に分ち說明せば明瞭となるべし。

(1)　老賬の出資者と經營者と共に資本主となり、他に經營者を求め商店を開きたる場合。

(2)　老賬の出資者と他の出資者と共同出資し別個の商店を開きたる場合。

(3)　老賬の經營者が全然他の出資者と共同出資して別に經營者を定め開きたる場合。

此種のものは實例を以て說明する事は繁に堪へざるを以て後に圖示すべし。

今以上に說明したるA、B、C、Dの連鎖關係を圖解によりて示せば次の如し。

A及Bの場合

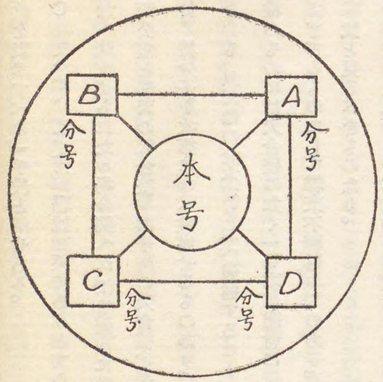

イ　縱に連鎖するもの（隔地）

註　業種は同種異種共にあり縱は連絡關係を示すものにして各店と聯絡するものなり。

ロ　横に連鎖するもの（同一地域）

註　(1)　外圓は同一地域を示す。

(2)　業種は同種異種共にあり。縱は連絡關係を示す

C及Dの場合

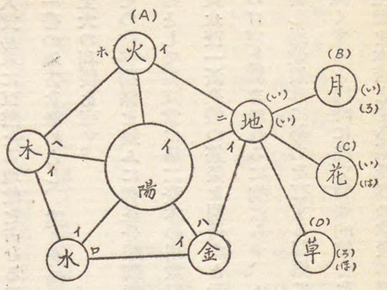

註　A　は陽を老賬とし、地、水、木、金、地の二賬を開きたる場合にして、同一地域及隔地兩樣のものを現す。而して(イ)は陽の資本を示しロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、は異なる出資者を示す。(イ、ロ)、(イ、ハ)、(イ、ニ)、(イ、ホ)、(イ、ヘ)は陽と合資經營のものを示す。故に陽のイとロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、と合資したる地水、火、木、金の間は陽の財東により結ばる。

B　(い)は老賬陽の資本(ろ)は經營者の資本にして月店を開く、前項Dの(1)の場合なり。

C　(い)は老賬陽の資本(ほ)は別の出資者の資本にして花店を開く前項D2(2)の場合なり。

D　(ろ)は地店經營の資本（ほ）は別個の出資者の資本にして草店を開く前項(D)の(3)の場合なり。

第二　聯號の內容及機能

A　例　　示

聯號の內容及機能に就きて述ぶるに先立ち四、五の聯號關係商店に就き概說することは商店發達の經過及聯號の內容竝機能を明にする上に於て便宜なるべし。

第三章　在滿邦商の現狀及將來

1　東永茂一派　東永茂一派は當初廣東の廣茂泰、永茂泰相謀りて現銀五萬兩を以て同治二年三月開店以來銳意店務の發展に努力し來れるが、其後潘玉田を共同出資者とし、且財東たらしむるに及び更に店務を擴張し或は大屋子、代理店を開き糧棧、油房、燒鍋を營み、又は銀爐、錢舖、船舶業等商工業諸般の業務に從事し、今や聯號の數二十餘に及び、資産積みて數千萬兩に達すと稱せらる。

其營業方法たるや極めて堅實にして、六十餘年の信用を基礎とし、加ふるに特殊の經營方策を以てし、南北滿洲輸出入貿易界に巨然たる地位を占むるに至れり。而してその輸入貿易に對するや代理店、大屋子等の機關を通じ遼西遼東一帶の地方を始めとし、遠く北滿東蒙地方にすら巨額の取引を開き他方銀爐を有し過爐銀界に勢力を占め取引決濟上至大の利便を有す。

その內容關係を觀ふに利益分配制度確立し居るに拘はらず、財東經理共に利益分配金を持ち去らず、悉く之を護本護身として積立常に第二資本の用意周到にして或は之を資本に繰り入れ各地に直系傍系の聯號を開設する等全力を擧げ東永茂一派全體の繁榮を期待すと云ふ。かるが故に現在東永茂に從屬する各聯號商店は何れも銀行錢莊等に當座預金の口座を開き居れるに拘はらず、決して融通を受けしことなしと稱せらるゝが、眞疑確かならざれ共恐らく銀爐を經營し過爐銀界に勢力を有する關係にも依るべきか、更に傳ふる所に依れば潘玉田勢力下にある各聯號は資本的結合を深くすると同時に他方親族的結合を企て、これによりて一層强固なる基礎を築き居れりと云ふ卽一例を以て示せば公主嶺を本店とする東茂泰の掌櫃的胡仁臣、大連東茂泰掌櫃的李敬明と營口東永茂支配人李升海とは共に從兄弟にして熱心に業務に從事居れる如き是なり。

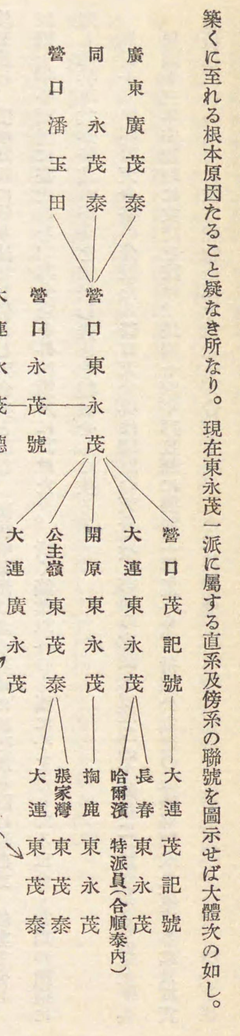

2　天合盛一派　公主嶺の錢莊天合盛とし云へば昨夏奉天官憲の無理解なる壓迫を蒙りたるを以て世人の記憶に新なるものなり。此程迄斯界に怖をなさしめたる錢舖も元は名も無き朝陽鎭の一寒村に興りたるものなり。明治四十年母海曜、高潤亭其他一名出資して資本銀三千五百元を以て公主嶺附屬地外に天合義を創設し、貴金屬細工業を營み居たりしが、歲を重ぬるに從ひ地金銀等の賣買等より兩替の必要起り、遂に兩替業をも兼營するに至れり。後間も無く數名の資本家を糾合し、新に公主嶺附屬地內に錢舖天合盛を開設し兩替業を開始せり。當時の資本金約二萬元內外と稱せらる。

斯くて地方特産物取引其他商業上の發展に伴ひ爲替業務及通貨の賣買旺盛となり、其優秀なる商店組織と勝れたる斯の如く有ゆる點に共力一致の方策を用ゆることはその制度組織の長所と相俟ち東永茂一派の繁榮を誘致し現狀を築くに至れる根本原因たること疑なき所なり。現在東永茂一派に屬する直系及傍系の聯號を圖示せば大體次の如し。

協同力に依り、克く堅實なる發展を辿り來れるが、大正初年以來特に著しく基礎強固となれり、世界大戰當時其の餘波を受けて經濟界好景氣に轉ずるに及び、自然銀價の騰貴を來し從つて業務又繁忙を加へ、遂に各地に支店を設け、業務擴張の必要に迫られ、民國三年先づ四平街の出張所を支店に改め天合盛とせり、此年より天津、上海向爲替取組を開始せり。民國四年昌黎縣及樂亭縣の出張所を、同五年長春、開原出張所を各々支店に改め愈々北滿進出の第一歩を踏出せり。尙出張員を大連、天津、上海に派するに及び、全く營業上の連絡網を完備するに至れり。續いて大正七、八年の最好況時代、銀價暴騰時に際しては前記三方面の出張員より電報せる刻々の各地相場は取引上に莫大なる便宜を與へ優に五、六百萬圓を利したりと云ふ。斯くて一時一箇月の取引高一千萬圓內外に達したりと傳へらる。

民國九年は第一回奉直戰後にして奉天當局の錢莊に對する壓迫苛しかり爲、奉天出張所を改めて支店となし奉天政界の實情を探る便となしたり。此年哈爾濱に支店を開き兩替、爲替の外實に北滿特產物の買付をなす目的を以て粮棧を設け、債權回收に依り油坊を併合し天合盛と改む、爾後哈爾濱以北の各地に出張所を設け錢莊業、粮業を營む。民國十年哈爾濱に盛記當を、其分店を外四箇所に設けたり。斯く錢業以外の方面に手を伸したるは全く當局の壓迫に對し兩替專業が營業の安全を確保し難きを覩破せるに依る。

民國十一年開原天合盛の分號たる營口天合興は開原の天合興、洮南の志誠永、遼源の志誠信に投資して聯號とせり。民國十三年安達站に支店を設け、民國十四年拜泉縣に製粉工場を設く。折柄公主嶺の粮棧興順源失敗するに及び貸付債權回收の名目に依り建物全部を引取り天合棧を興し改めて興順源の掌櫃的任樹德を其儘掌櫃的となし、粮棧を經營せしめ後天合盛の粮棧部となせり。更に右任樹德は自己の資本を基礎に天合盛、天合棧に出資せしめ同年秋天合隆（粮棧）を開き兼ねて掌櫃的となり經營するに至れり。

斯の如くにして天合盛は滿洲錢業界の巨商となるに至れるが、惟ふに全く商店の組織、制度及經營方法の優秀なる點と、本支店各地間に於ける連絡の圓滑なりしとに基くものにして、奉天官憲の壓迫を蒙る以前には其資產數百萬元に達したりと云ふ。然るに民國十五年八月金融界擾亂を名として奉天官憲が開原に於ける營業閉鎖を筆頭に各地天合盛一派に與へたる累禍は華商斯界に採り前古未聞の一大不祥事にして誠に惜みても餘りあと云ふべし。

天合盛の聯號網を圖示すれば下の如し。

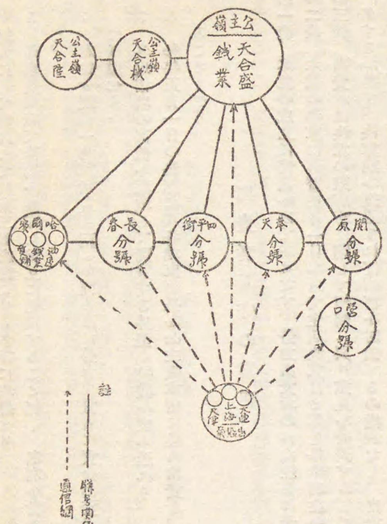

天合盛の特色

1　天合盛の店員は皆毋海曠氏自身の教育訓練を受けたるものにして一箇年以上公主嶺本店に於て實地見習をなし後各支店、出張所に配屬さるゝものなり。

2　機敏なる通信連絡を圓滑ならしむる爲に電信、電話の利用法を極度に奬勵し、之が經費は營業費中主位を占むるも惜ざるものである。

3　二人を一組とする現金持參運搬人は中東、南滿、四洮線一帶に常に十組內外活動巡回し確實に現金輸送の重任を果し居るが故に東三省官銀行初め各銀行錢莊は全く天合盛と常に取引關係を結べり。

4　爲替業務は各種の貨幣に就いて取扱ふは勿論、爲替料割引料は共に甚だ低廉なりき。天合盛營行の爲替は信用

絕大にして關内にては東三省紙幣よりも多額に流通せり。

5　從事員は總て誓約を嚴守し相互に軋轢すること無く　私利を計る者無く、故に開業以來未だ詐欺、横領等犯罪人を出せること無し。

6　利益分配は一決算期(毎三年)を經る度に勞力出資者に資金出資者の資格を與ふるが故に從事員は何れも責任の重きを自覺し勤務に精勵せり。

7　各地相場の高低を覗取して廣買する外堅く投機を戒め居れり。

8　毎年正月一日の決算には各地支店長を公主嶺本店に集め出資者、支配人相共に店務に就き協議し同月六日迄に各支店長は歸任すること、せり。

（公主嶺地方事務所二木桂三郎調）

出資者五守の章程

第一條　本號の成立は信義を以て主となす、勞力出資者の自由經營に干渉するを得ず。

第二條　本號の決算は毎層正月一日を以て定期決算日と爲し毎年利益の三割を分配す。三年を以て總決算期となす。

第三條　出資者は決算の際店務に關して相談に與り意見を發表することを得、本人自身出席し又は代表を派す。事に臨みては皆必ず署名するを要す。決算期を經過すれば店務を討論するの權利なし、出資者は來賓の禮を以て待遇す。

第四條　出資者の親戚の者は嫌疑を免るゝ爲店員に採用せず。

第五條　本號の名義を擔保に供し又貸付することを得ず。

第六條　出資者は百元以上を借用することを得ず。

但必要の時は月利二分を以て融通す出資者の當座預金には利子を附せず。

第七條　出資者の定期預金は月利一分五厘とす。

勞力出資者五守の章程

第一條　同人(店員一同)は道義に基きて結合し全扁の精神を以て天合盛の經營に當る、私利私慾を營む事を得ず。

第二條　同人在職中は自己計算の取引又は同種の商業を經營して天合盛の公益を滅利するを得ず。

第三條　同人は必ず相當の保證人を立て該保證人は服務上の一切の危險を擔任すべし。

第四條　同人は勤儉、誠和を以て立身の本となし衣服綢緞及紈袴の狀を禁す、髪束又天然を基とし、剃髪、鴉片、紙煙、冶遊、賭博は皆嚴禁す、犯す者は直ちに免職す。

第五條　同人の動作は須く定時出務捺印すべし、前後し或は各個勝手の行動を採る事勿れ、犯す者は直ちに免職す。

第六條　費用は皆記帳し置くべし、現金を携帶竝故無くして長く貸出すを得ず、但必要あらば月利一分八厘を以て融通す預金は月利二分とし以て店員を優遇す。

第七條　勞力出資者の親戚は店員に採用せず又店内に遊び居ることを許さず以て其依頼心を滅じ流弊を杜ぐ。

第八條　勞力出資者及其他の店員は一度免職されたる時は手續を完了し、退店の契約書を書し、直ちに退去すべし、留ることを許さず然らざれば保證人より之を處置すべし。

第九條　同人在職中は公平に謝禮す、勞力出資者に非るものは一決算期間の執務振の如何に依りて勞銀の給與を停め股份を與ふ。

第十條　同人は毎年の休養期を二箇月とす、各自の事務の繁閑を酌量し公事を妨げざる樣交互に休暇を與ふ。家族を此の地に有する者は毎週休暇を與ふ。勞力出資者は毎年二ヶ月歸省を許可す。

年少店員にして初めて採用され者は二箇年を經て四箇月の歸省を與ふ、其後は隔年二箇月の休暇を與ふ。冠婚喪祭は請暇一箇月とす。

資金出資者　勞務出資者　利益分配法

第一條　勞力出資者にして利益五分を取る契約の者は毎年五百元、それ以下の者は三百圓とし其の額を超ゆることを得ず。但此の分配金は第三年以後に於て純利益中より差引きて與ふるものとし若し營業損失となりなる時は俸給として與ふるものとす。

第二條　毎年の小決算には純利益の三割を資金出資者及勞力出資者にて分配取得す、殘りの七割は二年間据置き之を用ふることを得。

但本年利益ありて明年利益なければ該七割は資金出資者に於て全部没收す、大決算を經過したる時は此の限に非らず。

第三條　毎三年を大決算期となし、出資高に應じて分配し此より初めて出資者は其分配高に對して所得權あり。但大決算後は分配高の

113145

三割を使用することを得、而して三年目以後は第一年の七割を使用することを得、大決算期後へば營業缺損となるも其期の缺損は前記と混合せず、資金出資者一人に於て責を負ふ所謂勞力出資者三年にして皆資金出資者の資格ありとは卽ち此の意なり。

第四條　資金出資者及勞力出資者、若し半途にして退職し又は免職となりし時前年度の決算に依りて清算し其年の利益の分配に與ることを得ず。

（公主嶺地方事務所二木桂三郎調）

以上の如く、天合盛は極めて特色ある商店經營を行ひ來れるが、同店を支配せる實權者は主たる財東たる母氏及高氏にあらずして、長春天合錢の頭掌櫃的崔品三なり。頃者探り得たる所によれば崔は眞に天合盛の總參謀にして而も極めて重要なる大黑柱の一人にしてその氣略、意氣、手腕、力量天合盛一派を壓し居たりと云ふ。然れど彼崔品三は財東の親柱たる母海曜を飽迄立て、自から母の參謀として極力母を支持し苟も越權の行爲に出ず、克く天合盛一派の繁榮に死力を致し、悉く母の命令に服し業務發展を招致することに所謂絲の下の努力を拂ひたりと云ふ。而も天合盛の大を築くに至れる巧績の大半は崔の力によれるに拘らず、自から卑下して母を支持し、母亦崔の獻策を容れ自己の主張として母の名を以て命令を下し、母は崔を信賴して實權を密かに委ね、自己は常に全天合盛の統一を計り、或は常時各商店を巡視して只管チームウオークを取りたりと云ふことは內外商店界の美談と稱すべし。

3　永衡字號一派

官銀號は光緒二十四年十月吉林省將軍延茂が資本金三萬兩を以て創設せるものにして、最初は永衡官帖局と稱せり。銀元を鑄造して之が不足を補ふために官帖を發行し、官吏より民間の納稅に至るまで之を使用せしむるに至れり。

光緒二十六年七月銀五萬兩を增資して官帖を發行し低利融通を計るに及び公私百般の取引に使用さるゝに至れり。光緒三十四年に至り巡撫朱家王氏は官帖局內に官錢局を併設して銀元、銀兩、鈔票を發行し、官帖の不足を補ひ財

界の匡救、省內施設費の不足を補給することゝせり。

宣統三年八日巡撫陳照常氏により官帖官錢兩局を合併し、改めて永衡官銀號と名け組織に大改革を加へ資力と信用とを充實し、各地に分號を設け官帖の勢力は遂に全省に瀰漫するに至れり。斯くて其事業は銀行業以外に兩替、特產物、質、各種問屋、雜貨舖、電燈業及擔保流に依る土地、森林等をも經營する事となれり。

元來銀行の經營は省長督辦たるの軍閥巨頭連が全權を掌握し居れるものにして、其發行する官帖の收縮濫發は自由に人爲を以て行はるゝが故に軍費、政費の所要あれば隨時濫發に依つて之を支辦し、又各種附帶事業に損失を見れば金融上の優越權を行使して、民商と競爭して他を斥くるは易々たり。或は窮すれば紙幣を增發して之を强制通用せしめ市場を左右しつゝある狀態なり。

如斯官憲の暴威を以てするが故に絕對に損失を蒙る事なく、年々幹部連は多額の利益配當を獲得し居れり。然れば省內の產業にして苟も有利なるものと認むるものは重稅を課し、若くは永衡號の同業者と競爭せしめて利益を獲得する等極めて有利の立場にあり。或は有利なる事業にして成績良好其回收不能に陷るを待ちて資財を差押へ、之に適當なる經營

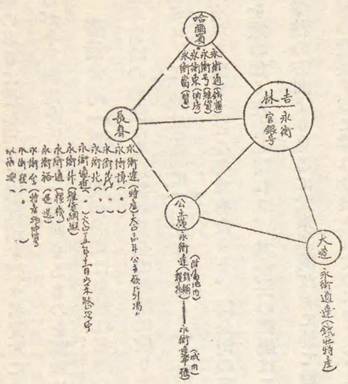

且將來の價值確實なるものには資金を貸付けて援助し、

者を定め經營せしむる等銀行業務以外殆ど百般の事業を兼營せり。

斯くて自己の領有となれる燒鍋其他の事業にして永衡字號に改稱せしめたる直系、傍系の支店分號は全省に渉り五十有餘の多きに達し相互に聯號網を張り名實共に金融及事業界の支配權を握れり。而も之等の聯號は何れも聯東不聯財なるが今其聯號商店にして判明せるものを圖示せば次の如し。

4　**廣信公司一派**　廣信公司は黑龍江省内の商工業の圓滿なる發達を計り地方の開墾を促進する使命を以て一九〇五年當時の黑龍江省巡撫程德全の奏請に依り設立せられたる官民合辦の會社なり。資本五千萬兩内二千萬兩は官憲の出資にして、他は民間にて引受けたるものと稱す。然れども民有株は漸次回收されて現在に於ては特別關係ある人士の所有株を除きては全部官有なりと。同公司の事業は近年大に發展を遂げ黑龍江省主要都市に支店又は分號を設け經濟界を意の如く左右し居れり、其發展の經過はこれを銀行業務と他業務とに分ち考察するを便とす。

銀行業務の方面より見るに元來黑龍江省に於て通貨として僅少なる現銀及吉林官帖を使用し來りたるが、省内農業及商工業の發展するに伴ひ金融上至大の不便を感じ、加ふるに邊域にして必要なる資金を得るに困難なる爲め之が一時的救濟策として同公司を設立し、紙幣を發行して官衙の諸支拂は勿論、納稅等にも之を使用せしめたり。斯くて遂に同公司の紙幣は廣く江省全體に亘り流通するに至れり。

斯の如く地方特殊の要求より設立せられたる同公司は紙幣發行をなし、江省中央銀行たる業務を掌り、或は爲替及貸付業務をも營み又は破損紙幣の交換等に依り莫大なる利益を擧げ來れるが更に進んで質屋業をも兼營するに至れり。

質屋業の開始せられたるは移民に小口資金を融通するに胚胎し、專ら開墾事業を促進することを目的としたるものにして、貸付利子も一般に低率なる爲廣く利用せられ居れり。卽省城の惠濟當、呼蘭、綏化、慶城、海倫、巴彥に於ける廣信當等は皆此目的に據つて生れ出でたるものなり。

其他の事業としては油坊、製粉、電氣、林業、船舶、金鑛業及採鹽業有望なるものあり。卽一九〇一年には資本金十萬留の官營齊々哈爾電燈廠を引繼き增資すると共に晝間不用の蒸氣を利用して油坊工場を附設せり。一九一二年には債權回收に依り富拉爾基にある廣記火磨を併せ（一晝夜の小麥挽碎能力は十噸餘）。一九一八年三月には哈爾濱に廣信輪船經理處を設けて船舶業を營み、最初は汽船二隻、大艀船二隻を購入し、金鑛地と哈爾濱間の運輸業に從事したるが、後一九二三年通原森林公司の事業不振に陷るに及び其所有する曳船一隻、大艀船二隻を移管して同航路に就航せしめたり。一九一八年の秋には湯原縣下の木材伐採を目的として設立せられたる通原林業公司に出資し、同公司は業務を擴張すると同時に、天利公司をも買收して、縣下の林業を一手に收め更に綏楞、通北諸縣の森林伐採權を收め此處に小興安嶺西南支脈六百支里に渉る林場を占有するに至れり。卽綏楞、海倫の兩地に支店を設け其伐採したる木材は陸路搬出して附近の市場に供給するの外船舶業を兼營して哈爾濱に搬出し居れり。最近まで汽船三隻、大型艀船二隻を之に就航せしめたるも、近年同公司の林區附近に馬賊の跳梁甚しきと且公司の經營稍困難に傾くに及び其所有する大型艀船は廣信公司船舶部に提供せられたり。一九一九年卽哈爾濱財界の最好況期には哈爾濱に一晝夜小麥挽碎能力二十七噸を有する製粉工場を設立したり。一面に一般製粉業者は北滿の小麥產額僅少なる上に其買付に窮し到底滿足に挽碎能力を發揮し得ざるは勿論過半は操業不能の現狀に陷りたるに拘らず、廣信公司の經營に係る工場のみ

は同公司の粮棧部にて極めて有利な條件の下に容易に原料を買付け得らるゝの便ある爲業績極めて良好にして而も其製品は直に附近市場に需要せらるゝと云ふが如き優越を占むるに至れり。今年更に海拉爾に於ける電燈廠を大洋五萬元を以て買收し、更に資本を十一萬元に增加し今日に及ぶ。

次いで漠河及奇乾河金礦の業績不振となるに及び遂に廣信公司之が經營を引繼ぐ、一九二〇年には哈爾濱に廣信油坊を設立し（水壓式一日の豆粕生產能力の二千六百枚）又同年採鹽業を引繼ぎ之が販賣業をも開始したり。こは蒙古政廳が曾て廣信公司より三十萬元を借り入れ償還不能に陷りたる爲差押へられたるものにして、海拉爾南方ダブスノール湖の採鹽業なり。含鹽多量純白色なる商品は海拉爾支店及滿洲里販賣所にて賣捌き居れるが純益莫大なるを以て重要なる公司の一財源と見做さる。續いて一九二一年には綏化に電燈廠を設け、海倫には廣信湧の附屬事業として雜貨店及燒酒の釀造を營む、何れも債權回收不能の結果差押に依るものなり。斯くて廣信公司は一九二六年巨額の利益を擧げたるに拘らず、呼海鐵道に二百九十萬元を支出したる爲收支相償はざるに至れる折柄偶々齊々哈爾本店支配人龍雲青の財政的奇智に依り、哈爾濱市場に於ける黑龍江大洋の流通額增加を企てたる所的確に實現し稍々窮狀を挽回せる結果、本年度の事業計畫として海拉爾製粉所に糧業を兼營せしむる事となり、字號を廣信泰と稱し昂々溪より西滿洲里及蒙古に至る區域の穀物買付をなさしめ、海拉爾の電燈廠、蒙古の鹽湖をも同店の管理に移せり。

斯の如くにして廣信公司は諸種の事業に手を延ばし黑龍江省一圓に亙りて經濟界の支配權を把握し居れり。之等の內廣信公司直營のものと然らざるものとは明確に區分し得ざるも、直營に非らざるものは何れも廣信公司を財東とし、

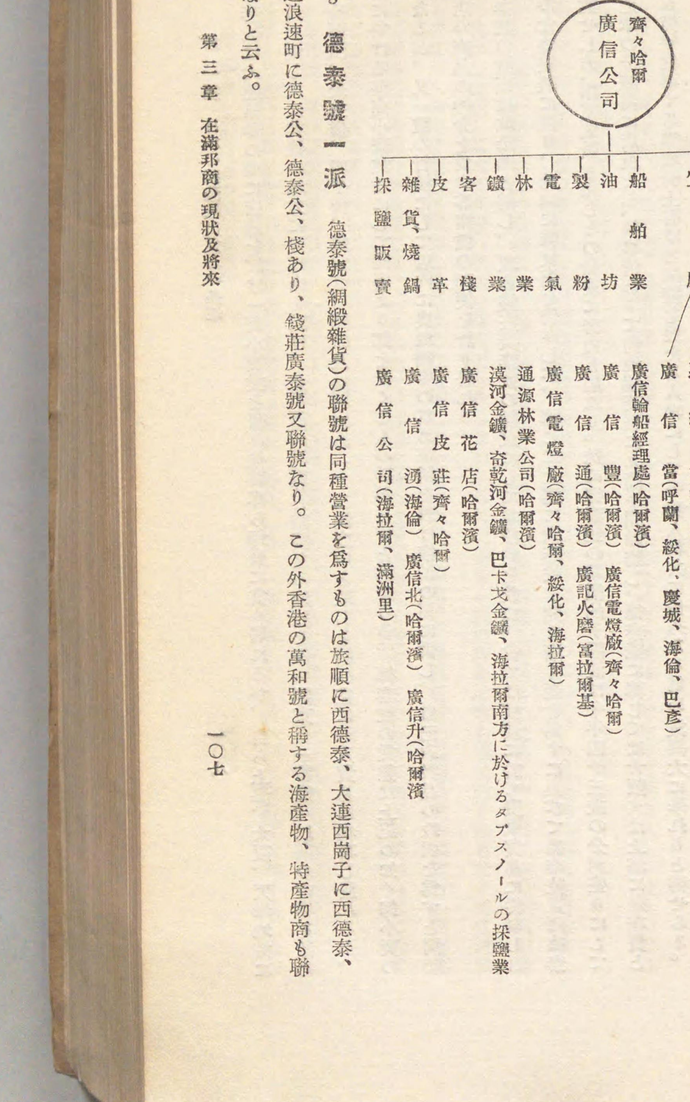

中國獨特の組織構成に依り經營せらるゝ聯東不聯財の聯號なり。之等聯號關係にあるものを一表にすれば次の如し。

5　德泰號一派

德泰號（綢緞雜貨）の聯號は同種營業を爲すものは旅順に西德泰、大連西崗子に西德泰、大連浪速町に德泰公、德泰公、棧あり、錢莊廣泰號又聯號なりと云ふ。

德泰號は大連樞要の地に店舖を設け一面小賣業を營み他面專ら卸賣に當り居れるが、自ら上海、大阪、天津地方に出張員を派し又は其他の地方に代理店を設け、前記西德泰等と密接なる連絡を保ち關東州一帶遼陽以南の市場を始め遠く哈爾濱、公主嶺、四平街、鄭家屯、開原及鐵嶺等の一、二流商店と取引を結び盛に輸入貿易に從事し居れるが、大連に於ける華商小賣業者にして同店より卸を受くるもの尠からずと稱せらる。德泰號の業態は上記の如く卸小賣の兩樣なるが、又一種の行棧にして店內に奥地顧客の爲め宿所を設け宿泊の便に供し、自己取扱品の取引を爲すと同時に他店の商品の仲介を爲す等諸種の利便を計り居れり。

德泰號の財東は歐陽鵬と稱し、現在錢莊廣泰號の財東にして掌櫃的を兼ぬ。曾ては橫濱に於て廣東貿易に從事し日露戰爭當時旅順に渡り、此處に雜貨商を營みしが、轉じて大連に廣泰號を開き漸く產を爲すに及びて德泰號及西德泰を開業せしめ、相互氣脈を通じその發展に努力し居れり。殊に德泰號の掌櫃的于靜波は今年四十三歲の分別盛りにして曾て芝罘の公源昌に店員とし、後事情ありて同地協茂盛に九箇年間勤務し、德泰號に轉じては大阪又は上海に駐在員として五箇年從事する等取引上有ゆる試練を經たる人物にして手腕人物共に優秀なる爲め業績大に擧れりと稱せらる。

德泰號の內部關係を窺ふに資本主としては表面前記歐氏となり居れども、內實は華商共通の共同出資にしにして歐氏親族一統相集り出資し歐氏その代表者なりと云ふ。而して財東と掌櫃的との利益分配率は六對四の割合にて其他の待遇良く、商店の組織制度極めて善く、順調なる發展を遂げつゝあるが本期の利益金十五萬元に上れりと噂せらる。今德泰號の聯號關係を圖示すれば次の如し。

（聯東不聯財）

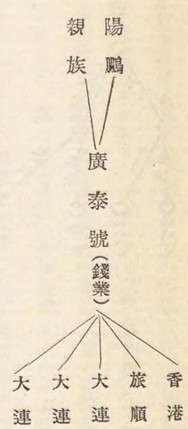

B　結　言

以上東永茂、天合盛、永衡字號、廣信字號及德泰號に就き述べたる所により聯號の內容略ぼ明白となり且その機能も想察することを得たるべし。

上來述べたる如く聯號の發生は合資、共同經營の良手法を用ひて生れたるものにして、中國獨特の商店經營方法より發芽し、發育したる自然的產物なり。而も當初聯號を形造らんとして計畫したるものにあらずして、一の商店が發展して自から分裂し其處に多數の子店を生み出したるものにして、恰も一粒の籾地に落ち或は五十粒となり又は百粒と實り或は又一核地に落ちて發芽し幹を生じ枝を增したるの觀あるを見るなり。是れ近代的連鎖商店と其構成の經過要素に於て根本的に相異のある所なり。かるが故に聯號相互間の連鎖は極めて密なるものありて相互扶助の自然に行はるゝこと亦故なしとせざるべし。

かゝる有機一體の聯號が互に相助け相補ひ行くこと自然の理にして、何人も否む能はざる所なり。奉天駐在員は聯號に於ける三個の特長を擧げ(1)は聯號間の諸問題は圓滿に解決し易し「血は水よりも濃い」との格言の如く全く他人

よりも知人間には紛糾少なく又起りても比較的解決し易き道理なり。殊に華商は利に敏にして利益と共に行動するを以て「聯號は有力なる紛爭解決の鍵なり」とし。(2)には聯號間の財東は同鄉人多く只さへ幾多の親みあるに、增して共同出資により業務を營むが故に相互利益を計り相互扶助を利便とするを以て益々相互扶助の精神を涵養するに至るとなし。(3)には聯號は共同の利害を有するを以て甲店の利害は乙店の利害となり、相互の利益を計る上より商品金融其他各種の便宜を供し、無意識的に取引の圓滑を生ずるの利益あり。錢莊の如き特に然りと云ひ、又大連調査員は聯號關係にある商店は相互の關係密接にして而も華商間には日本の如くコールマネーに類するものなきを以てこれに類したる金錢の貸借盛に行はれ、期間は大體長くして十日短かきは二、三日の範圍にして且無利息無證文にて融通さるるが故、危急に際して克く難關を切り拔くるが如き蠻當巧妙に行はるると稱す。

哈爾濱調査員は聯號關係にある商店には商品を融通し合ふ場合ありとなし、その關係を左圖の如く示せり。

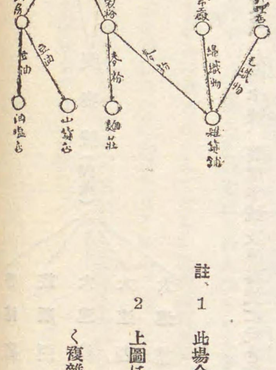

註、1　此場合決濟は現拂にあらずして各精算期に於て精算さる。

2　上圖は解り易く一覽表に示したるものにして事實上圖の如く複雜にあらず。

以上調査員の言の如く聯號關係にある商店は精神的物質的に互助援護を爲すことは他の商店間に於けるものと異なること言を俟たざる所なり。然れども實際聯號關係にある商店が相互の間に如何なる連鎖連絡行はれ、相互の發展を如何なる程度に於て助成しつゝあるかは各の立場と關係によりて異なるものにして、一々の場合を調査するにあらざれば明言し難きも、右の三調査員の報告は例示したる五聯號關係商店の實情と照合し承認し得らる所なり。而して聯號中には上記の如くその種類を四種に分類し得らるゝを以てその關係極めて密なるものと比較的密ならざるものとの關係によりて相互援助上の厚薄あること勿論なり。例へば聯東聯財のものにありてはその盛衰直ちに各個の生存に影響するを以て殆んど全く本支店の關係と變る所なかるべく。聯東不聯財の聯號に於ては商店構成上の關係如何によりて厚薄あるべし。況や傍系に至りては更に關係疎なるべきは論理上肯定せらるゝ所なり。

要するに華商の聯號は構成上の素因極めて遠く且深きものありて、華商發展上の一楔子たるは勿論合資、共同經營の機能を發揮する上に不可缺なる組織なりと斷言し得べし。而して各調査員は各幾何かの短所を擧げ居れるが、長所は又短所を伴ふべきこと世上一般の現象にして當然なりと雖も、此處にその短所を揭げ論議することは時を得ざるを以て後日に讓らざる可からざるも、長所は短所を補ふて餘りあるものなり。又各地調査員は普通商店の本支店と聯號關係とを比較し居れるも、以上述べたる所によりその大體を諒察せらるべく、又近代的連鎖商店との區別竝機能との差異に附き論及すべき筈なれども紙數嵩みたるを以て後の機會に讓るの外なし。

編者は本章第二節を華商の商的地步と題し、日華兩商の優劣に就き概說し、進んで市場の組織に於て華商の仕入、賣込方法竝勢力浸潤の現狀を概記し、尙その商品を取扱ふ商店の組織機能竝華商の發展し行く實情を概說する爲め華

商の諸制度竝聯號の機能等に就き論述したり。斯くて全節を通觀する時如何に華商の商的地歩强固なるかを知るを得べし。斯の如き華商の商業上の確乎たる地歩に對し在留邦商が如何なる商的地歩を基礎として對抗活動しつゝあるか節を改め說示すべし。

第三節　在滿邦商の商的地歩

第一款　在滿邦商の商的短所

上來述べたる如く外國商社の進展狀態と華商の根强き發展狀態に對して、在滿邦商の狀態果して如何なる現狀にありやは等しく邦人の知らんとする所なるべし。

第一項　邦商の一般的情勢と敗慘狀態

既に前節に於て華商と邦商とを比較し、在滿邦商の短所の一端を概說したり。而してその逐年敗退に赴きつゝある原因に就きては以上述べたる所により略ぼこれが實情を想察し得べきも、更に進んで邦商敗慘の實情を明になすの要あるべし。

大連民政署は大正十二年十月に於て其管內の日華兩國人職業上の盛衰狀況に付き調査したるが職業の關係に現はれたる所は又商業に現はれたる所と一致し在留邦人の將來は日に月に敗慘の狀態に赴きつゝあるを見るなり。

當時の調査は漁業、米穀販賣業、豆腐製造業、料理職、鐵工業、自轉車修繕業、靴製造業、理髮業、湯屋業、大工職、建具職、疊職、左官職、印刷業、洋服仕立業、洗濯業、露天商、屑物整理業、染物業、重要物產取引、煉瓦製造業植木職、木竹品の製造、人力車修繕業、紙製品製造、牛馬車荷車製造業、皮革品製造業、製綿業、製材木挽業、金屬品の製造業、指物業、麻糸の製造業、製本業、食料雜貨商、土木建築請負業等三十八種の職業竝商業に關するものなるが之等の一々に付き述ぶることは困難なる故主要なるもの十一種に付き記載すべし。

1　漁業者及魚類商　管內に於ける漁業一般の趨勢は漸次中國漁業者に侵蝕せられ最早邦人の勢力を扶殖すべき幾何の餘地もなきに至れり。

本來州內に於ける中國人の在來の漁法は極めて幼稚にして敢へて發展すべき情勢なかりしが、當地水產組合の始めて邦人漁業者移住策を講ずるに至り、漸次漁業者の移住し來る者增加し、遂には之等邦人漁業者により從來曾て試みられたることなき諸種の漁法用ひられ大に水產界を開發する所ありたり。

然るに此の新規漁法の極めて有利なることを知得したる中國漁業者は自然に之れを模倣する者續出するに至りて、最早桝網、打瀨網、潛水器漁業等殆んど彼等に依りて行はるゝに至り、邦人にして彼等と對抗して此種漁撈に從事する者は實に屈指するの程度に減少したり、只今日に於ては鯛延繩漁業のみ僅かに邦人の漁業として存するのみとなるに至れり。但此漁法も漸次中國人に侵されつゝあれば遠からず邦人漁業者の跡を絕つに至るの時なしとせず。

然も之等の出稼漁業者減少の原因は大正九年出漁者約七十名の遭難溺沒以來一般に恐怖心を起し來れると沿海各漁場等に(廟島列島近海、秦皇島沖合、龍口沖合等)近年來日本內地よりトロール又は發動機船を出動せしめ直接下關方

面に引揚ぐる者增加し來り、本年の如きは之等出漁船數實に十四五艘の多數に上りたるが如く、爲に各漁場共全般に擾亂せられ自然當地漁業者の漁業にも影響し極めて不振の結果に陷れり。

如斯邦人漁業者は其沿岸漁業に於ては中國人に壓迫驅逐せられ近海漁業に於ては內地トロール漁船等に蹂躙せられ殆ど挾撃の姿となり益々將來を悲觀せられつゝあるが、今にして適當なる救濟策を講ずるにあらざれば州內の邦人漁業者は地を拂ふに至るべし。

魚類商に就て之を見るに明治四十三年信濃町市場の改築當時に於ては魚類商三十戶中に邦人二十六戶（內淸鮮商四戶）中國人四戶にして其當時は中國人商店等の勢力微々として甚だ振はざりしが、漸次邦人當業者の失敗廢業する者續出するに從ひ、却つて中國人にして之等廢業者の跡を讓り受くるもの增加し、現在に於ては前記三十軒中邦人十三軒（內淸鮮商二軒）中國人同業者十七軒となり遂に主客轉倒して其勢力を彼等に奪はるゝに至れり。

如斯邦人當業者の激減したる主因は其總てが賣掛代金回收不能の結果に陷りたるものにして之に反し中國當業者の益々繁榮發展するに至れるは一切掛賣を排し現金主義を以て安價に販賣すること又中國人商店には日本人商店よりも顧客の入り安き傾向ある等重り合ひて遂に彼等に制御せらるゝに至りたるものなり。

2　製菓業　明治三十八年林洋行の當地に於て製菓業を開業したるを手始めに陸續として邦人同業者簇出し大正五年には既に六十餘戶を算し其後今日迄多少の異動ありたるも大體右と同一數なり。然るに他方中國人間には相當戶數の菓子商ありたるも之等は單に支那菓子の製造を爲すのみにして、敢へて日本菓子に手を付くるが如きことなく、兩者の間に營業上の競爭を惹起せずして經過し來れり。又一方に於ては邦人菓子商にして中國人を使用したるものは彼等に製法を傳授することは將來に惡影響を及ぼすこととありとなし、一般に警戒して之を知らしめず日本人自から製菓に從事し僅かに彼等に手傳を爲さしむるに過ぎざりしが日時の經過は遂に彼等に製法を會得せしめたり。然れば邦人營業者に於ても可成經費の關係より中國職人を使用するに至れり。

如斯結果は多數の中國職人を養成することとなり、大正七年頃より中國人にして徐に自立するものを生じ、目下卸賣一小賣六を算するに至れり。而して彼等の製菓原料は邦人の如く吟味することなく、又店舖も邦人の如く相當の店を張り、高價なる家賃を拂ひ營業をなすものと異なり、一意其業務に從事する結果極めて安價に販賣するを得、且彼等は一定の得意を有せざるを以て市中を行商し各戶を執拗に訪ひ、苟くも一菓たりとも之れを賣らざれば止まざるが故日本人下層階級方面に相當歡迎せらるゝを以て乾菓子の如きは邦商相當の打撃を受けつゝありと云ふ。

同業者に於ても此儘放任し置くことは將來邦人同業者の死活問題を惹起するものなりとなし寄々之が防遏策を講究中なり。

3　鐵工業　大正元年頃にありては日本人工場の勢力は殆ど獨占の姿にして多數使用の職工も亦全部日本人のみなりしが之等鐵工業者は一面中國人を雇傭して低廉なる賃銀によりて經費の一部節約を爲し以て利益の增大を計るべく大正三年頃より各工場共日本人職工を減じ、新に中國人見習職工を雇ひ一意技術の指導に努めたるか、彼等又熱心に研究し着々之等工場主の計畫其實效を奏するに至れり。而して一方中國人工場に於ては優秀なる技術者拂き所より邦人工場の如く優良なる製品を造ることを得ず、僅に支那式製品を造りて中國人の需要を充たすに過ぎざることを遺憾

となし、爾來邦人工場にて見習ひたる職工を傭入るべきことに意を用ひ、之等職工には高率なる賃銀を仕拂ひ且又衣食住に關する待遇等に就ても邦人工場以上に取扱ひ以て職工の爭奪に努めたる結果、大正五年頃より邦人工場に於ける中國人職工の思想狀態漸次變化し來り、僅の給料に甘じ就職するを欲せず、或は猥りに工場を休む等多少動搖の徴候を來し、遂には之等職工にして中國人工場に赴くもの出で、又は他に資本を求めて獨立開業するもの等續出するに至れり。現在に於ては邦人工場二十三（內職工二百人以上使用のもの一）に對し中國人工場は相當の規模を有するもの十一（內二百人以上の職工を使用するもの二）外に建築用金物等製作工場十五以上に達し、之等工場は何れも營業を擴張し常に日本人職工を壓迫しつゝあるの現況となれり。之れが爲め爾來邦人工場も大に覺醒する所あり、遂に中國人工場と對抗すべく製作品の代價竝修理費等の値下げを行ひ、且中國人職工の優遇方法等に付きても有ゆる手段を講じつゝあるが、如何せん生活程度の關係上之れが對抗は容易のことにあらず、遺憾ながら日本人工場は漸次業務の縮小を計らざる可からざるの悲境に迫りつゝあるなり。之に反し中國人工場は益々其基礎堅實となり年を追ふて發展したるが、殊に順興鐵工場及盛發爐の如きは日本語の中國人通譯を雇ひ邦人の各建築業者其他滿鐵諸會社等に出入して各種の註文を受くる等邦人鐵工業者に大なる脅威を與へつゝあり。現在日本人鐵工場に於て使用する職工は日本人五十五名にして中國人職工は實に七百五十一名に達せるが、如何に中國人職工の勞力扶植せられつゝあるかを知るを得べし。之れが爲め現今に至りては彼等中國人職工の手に依り諸種の製品製作せられ、而も其製品に於ては何等邦人經營工場の製品と相違することなき爲め近時邦人にありても、漸次安價なる中國人工場製品の供給を仰ぐもの增加するに至れり。或は又曾て鐵工業に關係を有せる邦人にして鐵製品ブローカーを爲すものを生じ、之等が中國人工場に之を請負はしめ以て中間の利益を貪るもの出でたる等の原因重り合ひて益々中國人の發展を助成しつゝあるが、彼等中國人は大連の需要のみを以て滿足せず沿線各地に手を擴げ各種機器類の製作供給を行ひつゝあるの狀態なり。

4　靴製造業　大連に於ける製靴業者は現在邦人二十一、中國人七にして、此外中國靴製造者十餘戶あり。而して之等中國人靴製造業者は元邦人經營の製靴業者に雇はれ、何れも技術を習得したるものなるが、德華靴店工場なるもの大正三年開業せられたるを手始めに其後漸次增加し、今日の盛況を呈するに至れり。但彼等中國人製靴店の現況は何れも未だ職工四五名を使用し居るに過ぎざる程度にして極めて貧弱なるものゝみなれば、差當り日本人靴店に匹敵して覇を爭ふものなしと雖も、其製品たるや優良精緻の點に幾分缺ぐる所あるも價格低廉なるを以て自然下級邦人間に於ても此方面に注文を發するもの增加し來れる傾向あり。而して此傾向は遠からず他の有ゆる事業にも漸次波及するに至るべきこと當然なりと思惟さるゝを以て、將來邦人當業者は大に警戒し他の轍を踏まざることに注意せざる可からず現に當業者の徐々に其影響を受けつゝあるは市中に觸れ歩く靴修理職人の跋扈なりとす。元來製靴職なるものは新調よりも寧ろ其修理に依りて工賃の多きを得る事を旨とすれば、大正七八年迄は新調の利益よりも、却つて之れが修理によりて多額の利益を擧げ得たるも、其後中國修理職人の市中に橫行するに至りて、彼等に利益を壟斷せらるゝに至り、漸次邦人製靴店に於て取扱ふ修理品は其數減少し、現今に至りては約八割方彼等中國人に奪はるゝに至れり。而して彼等は何れも獨立したる店舖を有するものにあらずして、各所に苦力同樣の生活を爲し居るものなるを以て終日市內を觸れ歩き、其日の商賣思はしからざれば只生活費を得れば足ると云ふ程度にして安き賃銀に甘んずるものなるが故、市中一般人も亦之を歡迎し、敢て高價なる邦人の店舖に赴かざるを普通とするに至れり。最近學生靴

益々普及するに及び一層彼等の業務繁榮し大正十一年度に於ては百二十七名を算するに至れり。

註　近年闊れ賣り中國人修理業者は各辻々に濫據を定め根氣よく修理營業に從事しつゝあり。又若し一般中國當業者が一大覺醒なくして機械靴の製法を行ふに至らば中國固有の靴は製靴の爲め大に販路を奪はるゝに至るべく、之れが進歩と共に中國人製靴業者は邦人製靴業者の職業を壟斷するに至り遂には邦人製靴業者は喰ひ上げに至る將來なしとせざるべし。

5　印刷業及職工　大連に印刷業を經營するもの大小目支人を通じ約八十餘戸あり。内日本人四十六、他は總べて中國人にして何れも獨立營業をなしつゝあり。而して之等に使用せらるゝ職工數は邦人約三百人、中國人約八百人内外にして、軍政時代に於ては中國人の獨立經營せるもの僅かに七八戸にして何れも微々たるものなりしが、漸次大連の發展するに及び日本人同業者の增加と共に中國人同業者も增加し、同時に之等の職工數も亦相當の增加を爲せり。

本來印刷業は中國人等の邦文印刷技術を直ちに習得し得るものにあらざりしも、何れの當業者に於ても工場に見習又は雜役夫として中國人を使用し來りたる結果、彼等も從業多年を經過するに及びて一應の技術を覺へ、遂には職工として今日の現狀を呈するに至れり。現今中國人職工は邦人印刷工場には使用せられざるなき狀態に至れるが、最早今日に於ては邦人職工を驅逐するの狀態となれり。彼等の中には四五年前より獨立して一個の營業を始むるものを生じ又一、二年前より財界不況に陷れると共に著しく邦人の顧客を吸收し、極めて安價に如何なる種類の印刷物と雖も、之れが註文に應じ得ることゝなりたる結果、益々邦人當業者の營業上に打擊を與ふることゝなり、自然競爭の結果は資本の多寡に依りて成敗を決するの時期となり、邦人等も之れが對抗策として料金の協定其他に就き組合の積極的活動を庶幾せんとせるも如何せん大勢既に非にして、今や自然の推移に委せんとする傾向あることは實に歎嘆に堪へざる所なり。

註　近時中國人の排外思想高潮し居れるが現在の印刷業の狀態に於てはストライキ等の起る場合は全く始末に終へざるべし現に數日前（大正十四年八月十七日頃）某新聞印刷工場にストライキ起りたるが、その原因は朝鮮人職工との些細なる衝突より起りたるものゝ如し。

6　皮革類の製造業　大連に於ける皮革類の製造は大正十一年來開業せる豐田万四郎の經營にかゝる大連皮革工場あるのみにして、支那式は皮革類製造としては小崗子中國人永公皮舖工場外八戸あり。然れども之等中國人工場は只支那式馬皮、豚皮、犬皮等を鞣すのみなるを以て邦人營業に影響を及ぼすこと毫もなく、而して本營業は他の化學工業に比し一層事業困難の點ありて邦人工場と雖も、未だ内地品若くは外國品に何等の遜色なき製品を製出すること能はざる狀態なるを以て、本業は先づ當分中國人の壟斷を許さず。

次に皮革類製品即鞄、馬具類は大山通熊井洋行外二箇所に於て製造し居れりと雖も、其原料たるや總べて内外國及朝鮮等よりの輸入品にして之等の商品は現在の所殆ど邦人商店に於て販賣せられ中國人間には製造するもの皆無なるを以て華商は上海方面より支那式既製品を輸入販賣し居るの狀態なり。

以上の如く本業に限り中國人が邦人營業に關係せざるは現今奇異とする所なれども、目今其原料の大半は總べて輸入品を以てせる關係より他の諸種營業の如く直ちに侵犯せらるゝことなしと雖も、近年來滿蒙に於ける皮革資源開發せらるゝと共に一面又中國人の生活向上より一般に鞄其他の皮革類の使用著しく增加し來りつゝあれば、必らずや日支人共に斯業に着手する者增加し玆に日支人勢力の消長の機會を作るの日あるべしと思料せらる。

註　現在滿洲には天津上海日本方面より製品輸入せられ居るが、最初の市場開拓者は日本人にしてその後彼の地方の中國人と滿洲各地に於ける華商の註文等と相俟ちて中國製品市場に現れ、現在に於ては相當に賣れ居れども、この種製品は一箇を購入せば短かくて四五年長ければ十年使用に堪ゆるが爲め思ひ切つて上等品の購入行はれ、故に本品の需要を增し、今の所日本製品は大なる打擊を蒙り居らず、右は製法を敎ゆる機會少なきにも因るべきか。

7　金屬品製造業　本業は中國人經營に係る吉盛銀樓の明治三十九年開業せるに始まり、亞いで明治四十二年邦人大村金細工店の開業を見、爾來年を追ふて日支人共に同業者簇出し目下邦人十二戶中國人九戶に增加したり。然れどもこは雙方共に自國人の需要を充すに過ぎずして、他の諸種の營業の如く中國人等より蠶食さるゝこと僅少なり。是れ畢竟本業が他の營業と異なり日支人趣味性の相異より自然得意兩分せられ、邦人商店は邦人職人を、中國商店は中國人職工をして從業せしむる爲め（固より邦人商店には二三中國人職人を置ける所なきにあらず）兩者の間相犯すことなき狀態なり。然れども簡易なる細工物例へば平打指環の如きに至りては中國人間にありても日本式に倣ひ、細工を爲すものありて、邦人中產階級以下の者にありては自然工賃安き爲め註文を爲すものありと云ふも現在の處問題となすに足らず。唯大正四、五年迄は比較的技巧を要する石入指環の如きものは中國人等よりも、邦人營業者に持參依頼するもの往々ありしと雖も、近年に至りて中國人店舖に於ても此の點を研究したる爲め（未だ十八金以下の硬質のものに對しては不可能なり）略ぼ完全の域に達し邦人得意先を或る程度迄奪ひたる結果邦人同業者もこの點に就ては幾分の影響を受くることは免れず。

8　指物業　大連に於ける指物業は從來建築界の殷盛に促されて同業者相當に增加し、大正六年頃には邦人二十二名中國人八、九名の多數を算せり。然れども當時に於ける中國人技術は至つて幼稚にして唯自國人の需要に應ずる程度に過ぎざりしが、其後邦人營業者に永年使用せられ技術を習得したるもの〻中には漸次獨立開業せんとするもの生じ大正九年頃迄には三十餘名の技術者邦人建築業者と連絡を取り極めて薄利にて事業を請負ひ邦人同業者を困惑せしむることゝなりたり。然れば邦人側に於ても蹶起し彼等の壓迫に對抗すべく業體を改めんとしたるも、これ又他の營業と同樣到底競爭を爲す能はず遂に彼等中國人の發展に委すの外なき哀れさを止むるに至れり。

現今邦人中事實上專業とするものとしては大連工業會社、山葉洋行を別としては他には僅かに五、六の營業者が一、二名の中國人を使用して家具類の製作を爲すに過ぎず。之れに反し中國各工場は本年は財界不況にして事業減少せるに拘はらず一工場にして五名乃至二十四、五名の多數を雇傭せざるはなき現況にして如何に彼等が優勢なる地位を占め居るかを知るを得べし。

註　現在各工場共監督若くは指導者以外は殆んど中國人職工を使用し、邦人は企業者として營業に從事しつゝある狀態なり。然れども、邦人職工の技術能力は假令現在の所勞銀と比例せずと雖も、中國人に勝ること事實にして工業工程の組織如何によりては邦人職工を使用し必らずしも採算不可能なりと斷言し能はざるものあり。何んとなれば中國人は推理力著しく邦人に劣り例へば初めて製品を作成するに當りては必らず等身大の作圖を與ふるにあらざれば希望の品を造る事能はず、木取其他の段取に於て邦人職工と數段の能力差異あるを認むも、故に若し邦人の將來擁るべき所は此點を充分計算に入るゝの要あるべし。

9　食料雜貨商　大連に於ける、食料雜貨商は從來日支人店舖共、主として自國人向需要品のみを販賣し居りたるも、時勢の推移に伴ひ、如何にして顧客をより多く吸收し以て店舖の振興を圖らんとするやに付き研究を怠らざること何れの店舖と雖も同樣なり。然るに邦商は多くは所謂外觀を飾らんとして內容の充實を輕んずる惡風あるに反し、

中國人は實質本位にして、店頭の裝飾等敢て意に介せず、眞摯なる態度を持し行くを常とする結果、玆に至大なる懸隔を生ずるに至れり。食料雜貨に於ても亦同樣にして華商は極めて經費を節減し以て安價なる生活を爲し、其得たる餘剩を以て商品の破格販賣を爲し又邦人向商品を蒐集して顧客を奪ひ行く結果は市の內外各所に之等中國人店舖の開設を見るに至り、邦人店舖は悲境に陷りつゝあり。然るに一方滿鐵及關東廳消費組合等の出現により一層當業者に打擊を與ふるに至れり。此間唯現金販賣主義を以て終始したる店舖等のみ此難關を漸く拔け居るに過ぎざる狀態なり。之に反し中國人店舖は漸次發展しつゝあるが就中逢坂町一圓を顧客とする尙其槪の經營にかゝる尙誠號の如きに至りては隆々たる繁榮を爲し來れるが大正二年開業時は僅に資本金一千圓未滿の貧弱なる店舖なりしも拘はらず、今哉三萬程度の資本となり、既に店舖をも改築して目下十六名の店員を使用し食料、和洋酒各雜貨、荒物、小間物、呉賓支那料理等の百貨店を經營し盛に營業を繼續し居れり。

10　土木建築請負業　現今市內に於ける土木建築請負業を營むものは大小を通じ、邦人百四、五十戶、中國人約百十戶（此分は稍々正確を缺ぐ）位にして、此の內小口の請負業者は大半自ら土木建築を兼營し居るものなり。而して從來邦人の仕事は邦人に於て請負ひ中國人の仕事は中國人請負業者によりて請負はれたるものなるが、兩三年來彼等中國人請負業者は漸く邦人請負業者の間に割込み來り、頻りに競爭入札を以て事業を奪ふことゝなり、優に邦人に拮抗して遜色なき程度の資力手腕を有する者約七八戶を算するに至れるが、中には邦人當業者を傭入れ組織的に業務を經營する者さへ生ずるに至れり。之れに反し邦人請負業者の如きは中國人の仕事を引受くるが如きことは全然なく總て中國人の獨占する所となり居れり。

如斯は畢竟中國人斯業者が安價に請負を爲す結果にして、殊に不況に向ふに從ひ仕事の實質よりも寧ろ價格の低廉を希望する時節柄なるを以て一層邦人當業者の不振を招致しつゝあるなり。然れども當業の大口に屬するものは未だ邦人の手中にあり又滿鐵等に於ては邦人若干名をして指定請負業者となし居る結果は現在中國人當業者は之に割込みを爲す能はず、邦人下請の如きも之等當業者の庇護の許に辛うじて生命を續け居る狀態なり。

11　重要物產取引業　日露戰爭終局を告ぐるや日華貿易商の大連に來住し、大豆、高粱等の滿洲特產物の取引に從事するもの漸次增加し其取引も次第に活況を呈するに至れるも、當時之等商人間取引は隨時に行はれ統一を缺ぎたりしが、明治四十一年五月二日滿洲重要物產取引商人集合所設置せられ滿鐵埠頭倉庫內に於て市場類似の取引を開始するに至れり、然るに其取引たるや別に規約等の設けなく、唯だ從來の慣習に依りしものゝみにて紛擾絕へず取引上種々の弊害續出する有樣れば關東督府は玆に見る所あり、官營の重要物產取引所を設置することゝなり、明治四十四年建物の築造に着手し、大正二年九月一日を以て始めて取引を開始し、大豆、豆油及高粱其他の雜穀を賣買取引せしむる機關とせり。爾來年を閱すること十數年取引漸次殷盛に赴き滿洲特產物の世界的中心市場たるの觀を呈するに至れり。

取引所開設當初の取引人は日支人を合せて二十五名にして、主として華商取引人は大豆其他特產物を奥地にて買付け之を大連にて賣り又は大連に油房工場を設けて豆粕及豆油を製造し邦商取引人は之を買付け輸出するも、自ら油房を經營するもの其數少なく、又小數の大店にありては、奥地より直接雜穀を買付くるものありて日支取引人の取引狀態は自ら分野を異にし、實際上多少立場を異にする關係より時に取引上の消長あるを免れざりしも、邦人取引人中には三井鈴木其他の巨商の介在するありて、全般的には彼等華商取引人の爲めに業務壓倒せられ居ることなきも、其の趨

勢は華商榮へ邦商漸次衰退の現狀なり。

註　大正九年の恐慌以來邦人の大多數は悉く失敗を招き今や殆んど立つ能はざる狀態なり。

今左表に依り大連取引所開設以來の其重要物產取引人を見ればその趨勢を略察知するを得べし。

年	月	日	日本人	中國人	歐米人	合計
大正二年	九月	一日	二二	一	二	二五
同 三年	八月	末日	二七	六〇	二	八九
同 七年	八月	末日	二八	七八	一	一〇七
同 九年	八月	末日	四〇	八四	三	一二七
同 十年	六月	末日	三八	八三	三	一二四
同 十一年	六月	末日	三九	七七	二	一一八
同 十二年	九月	末日	三七	八二	三	一二二

以上示したる所に依りて爾餘の業務の消長に付き略ぼ之れを察知し得べし。更に最近（大正十四年）民政署と共力し調査したる日華兩商の比較調査の結果を見るに邦商の業態は一大改善を爲すにあらざれば到底將來の生存を許さゞる狀態なるを知り得べし。

第二項　大連に於ける一流所日華兩商の營業狀態

本調査は貿易調査の側面的調査として稍々深刻に調査を行はしめたるものなるが、主として奥田當課員の主管にかゝり調査の對象としては邦商三百五十五軒、華商二百三十二軒に亘り一般的調査を行ひ、その中より邦商十六軒、華商十七軒を選び比較對照したるものなり。

調査對象の內容は左の如し。

日商側

一　食料雜貨商
1　甲商店　2　乙商店　3　丙洋行
4　丁洋行

一　和洋織物被服洋品雜貨商
5　甲吳服店　6　乙吳服店　7　丙屋
8　丁洋行　9　戊商會

一　貴金屬及金物商
10　甲洋行　11　乙洋行　12　丙洋行

一　材木及硝子商
13　甲商店　14　乙商店

一　皮革商
15　甲屋

一　石鹼商
16　甲洋行

華商側

一　食料雜貨商

1 永盛福　孫玉田　浪速町五六
3 同興永　劉敬照　奥町
2 益泰祥　遲子祥　東郷町
4 協茂盛　由獻廷　浪速町
6 天成號　金蓉波　浪速町二七
8 洪來興　徐友相　浪速町三八
5 德泰號　于靜波　奥町二六
7 洪來盛　孫鴻齡　同四〇
9 新昌號　欒成九　平和街三〇

一　和洋織物被服洋品雜貨商

一　貴金屬及金物商

10 毓英金店　李鏡明　浪速町七二
12 唐晋記　婁永安　松林町五〇
11 盛記棧　孔竹溪　吉野町九六

一　材木及硝子商

13 福合興　姜毓臣　榮町區外二
15 怡泰　范根泉　監部通

一　皮革商

16 福順德　孫大成　西崗子一七

一　石鹼商

17 雙興號　尹永祥　磐城町二丁目
14 義順記　王金相　奥町三〇

註　1 大連に於ける日華輸入商たること。
2 日華兩商の內比較的競爭の激しきものを選びたり。
3 日華兩商の內小賣を主として居る店舖。
4 日華兩商にして營業稅、資本販賣高の比較的同額に近き店舖、日商十六軒、華商十七軒。

第一　商店經營、營業費、信用調査に現はれたる兩者の比較

1　家賃より見たる兩者の比較

家賃に就き日華兩商を比較するに邦商十六軒中不動産を所有するもの十一軒內營業費中に家賃を計上支出の形式を採るもの五軒にして、華商側は十七軒の內營業費に家賃を計上し居るもの十三軒にして、他の四軒は資本主或は經營者の所有にかゝるものなり。

今兩商の家賃の合計及一商店平均額を擧ぐれば左の如し。

日商	一箇年總合計額（五軒分）	一六九五〇〇〇	円
同	一商店平均年額	三三九〇〇〇	
同	一箇年建坪當平均額（二四一坪）	七〇三〇	
同	一箇月建坪當平均	五八六	
華商	一箇年總合計額（十四軒分）	三七三四〇〇〇	円
同	一商店平均年額	一、九五二四〇	
同	一箇年坪當平均額（六九九坪）	三五二〇	
同	一箇月建坪當平均額	二九三	

斯く比較し見るに邦商建坪一坪當平均は五圓八十六錢にして、華商は三圓二十五錢九厘となる、實に邦人家屋は華商の一・七倍强の高率となれり。

註　華商家賃見積額は極めて過少なるが家屋の構造日商と大に異なるものあり。

2　生活費より見たる兩者の比較

此所に生活費とは日商は店員（店主並家族の賄費多少含む）にして、華商は番頭、店員の食料を云ふ。今生活費を食費（賄貨）水道瓦斯費及薪炭費の三者に分ち各箇に比較するに。

a　日華兩商賄費の比較

日商一箇年賄費總額（從業員二〇九名）十四軒	四七、九四〇、〇〇〇	華商一箇年賄費總額（從業員二六三名）十七軒	四二、〇四〇、〇〇〇
同　一商店平均年額	三四、六〇〇	同　一商店平均額	二四七、〇〇〇
同　一箇年一從事員平均賄費	三九、四二〇	同　一箇年一從業員平均賄費	一五八、一九〇
同　一日　同	〇、一六五	同　一日　同	〇、四三三

右の內日商側賄費中には中國人店員、主人及家族若干の賄費を含む、故に兩商從業員一名の賄費は日商割合少くなれり。

今兩商賄費を比較するに日商側は華商の約一・五倍の賄費を要す。これを營業費總額に對し比較するに日商側は賄費として營業總額の13%を示し、華商は12%を占む、又之を日華兩商從業員一名に就きての一日平均額を見るに華商從業員の食費は邦商從業員の食費と比較するに甚の差大ならざるも、こは華商に於ては沿線各地の顧客及食客竝駐在員の食費を含む爲め右の數字を得たるも、實際に於てはこれ以下の食費にて生活し得べきものと思料す。

b　日華兩商水道瓦斯費比較

日商一箇年水道瓦斯費總額（八軒九一名）	一、八九二、四〇〇	華商一箇年水道瓦斯費總額（十六軒從業員二六一名）	一、〇三六、八六〇
同　同一商店水道瓦斯費平均額	二三六、六〇〇	同　一箇年水道瓦斯費平均額	六四、八〇
同　從事員一名一箇年水道瓦斯費平均額	二〇、八〇〇	同　從業員一名一箇年水道瓦斯平均額	三、九七二
同　一日の水道瓦斯費	〇、五六九	同　一日の水道瓦斯費	〇、一〇九

註　但日本人の中に工場二軒入り居るもその經費區別出來ず。

華商は瓦斯を使用するもの八軒にして他は瓦斯を使用せず、水道費のみなり。華商中には街道に賣る湯沸屋より購ふものも少なからす。

c　日華兩商薪炭費比較

日商一箇年薪炭費總額（九軒一一一名）	七〇八、六六〇円	華商一箇年薪炭費總額（十五軒二三七名）	五四九、三〇〇円
同　一商店薪炭費平均年額	七七、二〇〇	同　一商店薪炭費平均年額	三六六、二〇〇
同　從業員一名薪炭費平均年額	六三、八六〇	同　一箇年一名薪炭費平均年額	二三、一七〇
同　一日　同	〇、一七五	同　一日　同	〇、〇六三

斯く考へ來りて日華兩商從業員生活費即食費、水道瓦斯、薪炭費を總計し兩者を比較するに日商從業員一名一日平均生活費一圓三十七錢三厘に對し華商側從業員一名一日平均生活費は六十錢四厘なり。

斯く兩者を比較するに日華兩國人の生活狀態を異にするを以て已を得ざるべしと雖も、日商としても生活以外に必要ならざる費用を要しつゝあるに非ざるやと思はるゝ節なしとせざれば、現況より多少の節約を爲し得べきにあらずやと思料せらる。

2　從業員の俸給より見たる兩者の比較

a　日華兩商の從業員給料

日商一箇年從業員給料總額（十四軒二六八名）	九六、〇〇七・三〇〇円	華商一箇年の店員給料總額（十七軒二六三名）	三四、七六二・〇〇〇円
同　一商店平均支給年額	六、八五七・六六〇	同　一商店平均支給年額	二、〇四四・八二〇
同　一從事員一箇年支給平均額	三五八・二三〇	同　一從業員一箇年支給平均額	一三二・一七〇
同　一箇月支給平均額	二九・八五〇	同　一箇月支給平均額	一一・〇一〇

今從業員の給料支給額と營業費とを比較するに日商側は營業費總額の22%の給料を支給し、華商は12%の給料を支給す。尙賞與金に付て見るに日商側は一萬九千百九十八圓にして（十二軒）華商（番頭は利益分配を受くる爲め計算に入れず）一萬七千三十二圓（十六軒）なれば、日商一軒當り一千五百九十九圓八十三錢にして一從業員當**七十九圓**、華商は一軒當一千六十四圓五十錢、一從業員當**六十五圓二十六錢**なり。日華兩從業員一箇月營業費平均支給額の差違十三圓七十四錢なり。

b　日華兩商月額給料最高中位下位比較

イ　食費住宅費全部雇傭者持の給料額（日商十四軒の內七軒華商十七軒）

	日商側邦人從業員	華商側華人從業員
最高給料平均額	八十四圓二十八錢	二十二圓九十四錢
中位同	四十圓八十三錢	十四圓四十四錢
下位同	十六圓四十二錢	四圓六十三錢

ロ　食費住宅全部被雇傭者持の給料平均額（日商十四軒の中三軒分、日人從事員二十五名、華人七名、華商側なし）

	日本人從業員	華人從業員
最高平均額	百五十圓	三十四圓
中位同	八十五圓	二十五圓
下位同	三十五圓	十九圓三十三錢

ハ　食費雇傭者持住宅費被雇傭者持の給料階級（日商十四軒の內四軒日人從業員四十五名華人從業員九名華商側なし）

	日本人店員	華人店員
最高支給々料均額	百三十二圓五十錢	二十九圓
中位　同	五十五圓七十五錢	十九圓八十錢
下位　同	十七圓五十錢	十二圓三十三錢

日商從業員平均月額最高支給額は百二十二圓二十二錢にして、華商從事員最高二十二圓九十四錢にして中國人店員の六倍に相當す。中位の給料を比較するに日人は六十圓五十二錢、中國人拾四圓四十四錢にして約日本人の¼なり。下位は日本人九圓六十四錢、華人は四圓六十三錢にして約日本人の½なり。

4　固定資本と流動資本とに現はれたる兩者の比較

a　固定資本の比較

日商固定資本總額（十六軒）	二、二九〇、二〇一・〇〇〇円	華商固定資本總額（十七軒）	六七〇、一〇〇・〇〇〇円
同　一商店固定資本平均額	一四三、一三八・〇〇〇	同　一商店固定資本平均額	三九、一七六・〇〇〇

固定資本の日華兩商の關係を比較するに日商は華商の約三・六倍の固定資本を有す。これを正味資產と比較するに日

商は正味資産の70%を示し、華商は46%を占む、又これを日商從業員一名當に付きて見るに日商(二六八名)八千五百四十五圓五十三錢にして、華商從業員一名當(二六三名)は二千五百四十七圓九十一錢也但此所に固定資本と云ふは資本の固定し居ると云ふ意味にして普通の場合と意味を異にし不動産、賣掛金の三分の一、什器、支店及出張所の投資額、有價證券、講積立金、事業投資金及債務保證金等を合算したるものにして日華兩商商業上の關係を比較するを目的としたり。

b　流動資本の比較

日商流動資本總額(十六軒)	一、六八六、一三〇・〇〇〇円	華商流動資本總額(十七軒)	一、五四〇、六七〇・〇〇〇円
同　一商店流動資本平均額	一〇五、三八三・〇〇〇	同　一商店流動資本平均額	九〇、六二七・六四〇

日華兩商の流動資本を比較するに日商華商に勝るを見る。これを正味資産に對比するに日商は正味資産の51%を示し、華商は103.5%を占め、日商の約二倍の運轉資金を有することゝなる。但此所に云ふ流動資本とは現金、預金、商品及在庫商品等なり、右の如く資本關係を比較し來らば日商は華商に比較し資本の固定率多くして常に運轉資金を得る爲に不利なる狀態に傾きつゝあり。

其原因を調査するに日商の固定資金の大なる所以は商業を目的としたるもの相當多數に上ると雖も、其大部分は好況時代に於て自己本來の商業以外の事業或は投機事業に手を出し、大に儲けんとしたるが爲めにして、これが爲め今日莫大なる資金を固定せしめ、且大なる損失を蒙むるに至れり。斯くて一般に經營困難に陷れるもの多し。然れども斯くの如き時代に於てすら商業其ものゝ本質を理解し、眞面目に商業に從事したる商店に於いては現在極めて順調に營業を行ひ、今日の不況時にありてすら益々發展しつゝある日商尠からず。これに反し華商は各々堅實なる營業を營み、加ふるに巧妙なる商店組織と內部の運用方策とにより且聯號其他の商的連絡に依り、相互に信用を利用し、資金の調達を受け其他精神的物質的援助を受けつゝある狀態なり。

5　販賣高と營業費の割合より見たる兩者の比較

一箇年に於ける日商總販賣高(十六軒)	五、八〇三、三〇〇円	一箇年に於ける日商一商店平均販賣高	三六二、七〇六円
同　華商　同　(十七軒)	五、九三七、五〇〇	同　華商　同	三四九、二六四

內譯

日商一箇年卸總販賣高(十三軒)	三、八三九、八〇〇円	日商一箇年小賣販賣高(十四軒)	一、九七三、五〇〇円
日商一箇年一商店平均卸販賣高	二九五、三六九	日商一商店小賣販賣高	一四〇、九六四
華商一箇年卸總販賣高(十四軒)	四、七四九、〇〇〇	華商一箇年小賣販賣高(十五軒)	一、一八八、五〇〇
華商一箇年一商店平均卸販賣高	三三九、二一四	華商一商店小賣總販賣高	七九、二三三

註　內譯內の軒數と總販賣商の軒數との相違は卸賣と小賣に區分し現したるに依る。

斯く比較すれば日華兩商の販賣高に大差なきも、卸に於ては華商賣上げ多額に上り、小賣に於ては華商は日商の半額にすら滿たず。こは大連の華商は奧地華商との取引多き爲めなり。而して之等の現象を見、日商の營業方法を觀察するに一般に認められ居る如く日商は小賣のみに固著し、廣く卸取引をなすことに努力を拂ひ居らざることを立證せらるべく且華商は一般邦人をも顧客とせんことに極力努力し居るに反し、日商は中國人間への販賣に努力し居らざることをも立證し得。

然らば營業費關係如何。

第三章　在滿邦商の現狀及將來

日商一箇年總營業費(十四軒)　三五、六六〇圓
華商　同　(十七軒)　三七、六七五圓

尙日華兩商の販賣高と營業費とを比較するに日商にありては營業費は販賣高の10%を示し、華商に有りては4.5%を示せり。

6　賣掛金に現はれたる兩者の比較

日華兩商の賣掛金に就て兩者を比較するに日商側にありては總賣掛金小賣及卸合計六十二萬二千五百圓(十五軒)一商店平均額四萬一千五百圓なるに、華商側にありては二十七萬三千九百五十圓(十五軒)一商店平均額は一萬八千二百六十三圓にして、邦商は華商の倍額の賣掛金を有するものにして日商側資金の不良なることを知るべし。

又これを從業員一人當りに付きて見るに日商(二六八名)二千三百三十二圓也。華商は(二六三名)一千〇三十圓なり。これ好況時代に不規律なる貸賣をなしたるものにして放漫なる販賣政策に基くものなり。

更に賣掛金と販賣高とを比較するに日商にありては賣掛金は販賣高の17%を示せるに對し、華商は4.6%なり。

7　純益金と販賣高に現はれたる兩者の比較

日華兩商純益金を比較するに、日商側總計(十六軒)七十八萬四千八百六十圓、一商店平均額四萬九千五十三圓七十五錢に對し、華商(十七軒)は五十一萬三千九百五十圓、一商店平均額三萬二百三十二圓三十五錢なり。今これを總販賣高と比較するに、日商は13%純益を得、華商は8.6%純益金を得居れる譯なるが、これを仔細に觀察するに日商は華商より賣價に對して多額の割掛をなし、華商は然らざることを知るを得べし。

8　就業時間と營業費及販賣高より見たる兩者の比較

日華兩商從業員の就業時間を比較するに日商側にありては平均就業時間十二時間四十八分、華商側は拾四時間五十四分にして、華商從業員は日商店員よりも一日に二時間餘就業時間長し。今試みに就業時間と從業員一人當の販賣高を算出比較するに、日商一時間に於ける一從業員平均販賣高は四圓七十七錢にして、華商側一從業員當の一時間平均販賣高は四圓八十三錢にして、華商側一從業員平均販賣高六錢多きことになる。

註　華商の就業時間長きは日商の助成したるものにして大連以外は華商は六七時頃閉店し、日商は十時頃迄營業するを普通とす。哈爾濱傳家甸の如きは露治時代の遺習にして初め法規に依り營業時間を短縮したりと稱せらる。

9　就業時間と店費より見たる兩者の比較

就業時間と店費との關係を比較するに

日商側一箇年一商店平均營業費は二萬七千五百十二圓二錢にして、一日平均の店費は七十五圓三十七錢(一年三六五日として)なり。これを日商平均就業時間十二時間四十八分とすれば、日商一商店一時間平均營業費は五圓八十一錢也

華商側は一箇年一商店平均營業費は一萬五千九百二十二圓十九錢にして、一日平均營業費四十三圓六十二錢なり。これを華商平均就業時間拾四時間五十四分とすれば一商店一時間の平均營業費は二圓九十三錢なり。今兩者を比較するに日商一時間平均營業費は華商の二倍なり。

10　仕入關係に現はれたる兩者の比較

日華兩商仕入先を調査するに日商に有りては概して內地(大阪、神戸、東京、下關、橫濱)との關係多く外國との直

接取引をなすもの五軒なり。華商側取引先は上海、天津多く次は大阪にして、何れも一名乃至二名の出張員を駐在せしめ、各店取引先一定し、直接外國との取引をなすものなし。

其他仕入先の廣狹に於ては日華兩者差異なき狀態なり。近來日商有利なる取引を爲さんとしつゝあるも、爲替關係に暗く且又資金關係に支配され、外國との直接取引若くは有利なる取引をなすこと能はざる狀態なり。或は某同業者の如きは同志相寄り毎月貯金をなし、其金を以て安價なるものはこれを大口仕入を爲す等一種の共同仕入機關を設置し、資金なき時は低利なる資金を借入れ仕入を行ふ等種々努力し居れる結果稍良好なりと雖も、未だ共同仕入の目的を達すべき充分なる機能を發揮する能はざる狀態なり。又某共同仕入機關設置せられたることあれども、之等は其目的以外の事業に投資をなし又は株式に手を出し、其他種々なる弊害を釀し遂に解散をなしたり。斯くの如く小賣商は勿論一般卸商に於ても自己の立場を有利ならしめんとして努力し居れるも、何分資金は勿論人物をさへ得ざるが爲め其目的を達成し能はざる狀態なり。

11　金融關係より見たる兩者の比較

日華兩商の公稱資本と正味資産とを比較するに日商公稱資本は二百七十九萬圓なるに、正味資金は三百二十六萬三千圓なり。華商側に在りては公稱資本七十萬五百圓なるに對し正味資産は百四十八萬八千九百五十圓なり。今兩者を比較するに正味資産と公稱資本との比は日商にありては一倍にして、華商側は二倍以上の正味資産を有し華商堅實味を帶ぶ。又日華兩商の債務關係に付きて見るに日商債務總額百九萬七百三十圓（十四軒）華商債務百七萬五千五百四十七圓（十四軒）なり。日商一商店平均債務額は七萬七千九百〇九圓にして、華商側は七萬六千八百二十四圓なり。今其債務を擔保別に類別し示せば金融關係の內容を一層明瞭になすを得べし卽左の如し。

a	不動産擔保にて借入總額	日商	六〇六、〇〇〇、〇〇〇円
		華商	一八九、〇〇〇、〇〇〇
b	有價證券擔保借入總額	日商	八三、〇〇〇、〇〇〇
		華商	無
c	信用借入金總額	日商	二〇、〇〇〇、〇〇〇
		華商	八九、〇〇〇、〇〇〇
d	商品擔保借入總額	日商	無
		華商	四〇、〇〇〇、〇〇〇
e	錢莊より借入總額	華商	三〇、〇〇〇、〇〇〇
f	資本主より特別借入金	華商	八〇、〇〇〇、〇〇〇

—商業本來の性質よりすれば華商の營業方針勝れるものと觀察さる。

—華商正しき營業をなし居れるものと觀察さる。

—華商有利なる狀態にあり。

—華商有利なる狀態なり。

—華商有利。

—華商有利。

斯く金融債務關係を比較するに日華兩商の間大なる差異あるを認む殊に金融關係にありには銀行若くは信託等より金融を受くることは、日華兩商大に異なり、日商の不動産及有價證券を擔保として金融を受くるに反し、華商は商品を擔保とし又は信用を金融の基礎と爲しつゝあり。特に注意すべきは日商は不動産に資金を固定せしめ（尤も家屋竝造作の價値異なる）若くは株式等を所有し商家本來の目的より餘所見し居れることなり。これによれば日商は如何に商業本來の方策に反し居れるかを知るを得べし。

次に金利の關係を見るに左の如し。

	日商	華商
日歩	二錢六厘	一件
同	三錢	八件
同	三錢一厘	一件
日歩	二錢五厘	一件
同	二錢八厘	二件
同	三錢	六件

同　三錢二厘　五件
同　三錢三厘　六件
同　三錢四厘　五件
同　三錢五厘　一件
同　三錢六厘　一件
同　四錢　二件
同　五錢　一件
平均　三錢四厘七毛

日商使用利子の平均利率三錢四厘七毛、華商平均三錢五厘三毛にして、華商は日商より高率なる金融を受けつゝあるも、商品の仕入に必要なる資金にして、短期間に於ける錢莊財東其他より一時借入するものなるを以て日商に比較し高利なるも、商業上の利益充分なるを以て日商の如く他事業に投資するものと到底比較する能はず。

今之等の金利に付き銀行利率を比較するに邦人銀行の貸付利率は大低三錢より三錢四厘にして、華人銀行は二錢八厘—三錢なり。亦日華兩商の最も多く金融を受けつゝある金利は日華共三錢の利率多數を占め居る狀態なり。殊に邦人銀行業者は貸付政策を特産其他の輸出業に重を置き、輸入業者に薄き樣商人間に稱へられつゝあるが、直接間接に斯の如きこと邦商の金融に大なる影響を與へつゝあるにあらずやと思惟さる。

註　大多數の小賣商の邦人營業者は金融業者より全く顧み居られざる狀態なるが、其原因商店其者の信用の薄弱にも基く所大なり。亦兩商の金融機關を見るに日商(十六軒)にありては銀行信託に債務を有するもの十四軒、內二個の銀行に取引關係あるもの六軒、信託と取引するもの三軒にして、華商(十七軒)にありては債務を有するもの十四軒、內六個の銀行に

同　三錢二厘　三件
同　三錢三厘　五件
同　三錢四厘　一件
同　三錢五厘　一件
同　三錢六厘　一件
同　四錢　二件
同　四錢五厘　一件
同　五錢　一件
平均　三錢五厘三毛

取引關係あるもの六軒、中國側銀行と取引するもの八軒、錢莊財東より金融を受けつゝあるもの五軒なり。これにより見るに日商は銀行信託以外に金融機關なきに反し、華商にありては自國銀行は勿論、日本側銀行、錢莊、財東等多方面より金融を受けつゝありて日商よりも有利なる金融狀態にあり。

註　本調査對照商店以外にありては可成金融逼迫し、高利貸より金融を受け居るもの相當の商店に尠からざる狀態なるが、今日に於ては月二步の高利金融すら受け得ものすらあり。(昭和二年六月)

12　問屋又は仕入先に對する支拂關係に現はれたる兩者の比較

日華兩商に付き仕入決濟方法を見るに日商側に於ては內地取引は現金取引四件、一箇月延取引六件、六十日延取引八件、九十日延取引五件、百二十日延取引二件にして、外國取引は荷爲替付一箇月延取引三件、着荷後十五日拂二件なり。華商側の仕入決濟を見るに殆ど現金仕入にして、延としては毎月一日十五日決濟するもの多く或る商店に於ては半額現金殘額は一箇月延取引にして、若し不履行の際は日步四錢の利を附する商店もあり、或は年三回(三月、八月、十二月)に決濟する店舖もあれど大抵は現金取引なり。然れ共華商にありては三井、三菱、鈴木、湯淺、鳥羽、和記、松島の如き邦商より商品の融通を受け其期間も相當長期に亘るが故案外日商よりも有利なる條件を有する狀態なり。

註　調査對照商店以外の日商にありては日本內地問屋側の批評又は苦情に依れば概して支拂遲延勝にして甚だ不評判なるが、これが爲め卸値自然に高率となる由、中には生來拂癖きもの極めて多き由なり。

13　資金の回轉に現はれたる兩者の比較

資本金の回轉率の算定は區々にして只漫然と從來の經驗に基き何回轉したりと云ふ計算をなすこと普通なるが、最近當社が商店研究者を招聘講演指導したる以來資金の回轉率に一層の注意を拂ふに至りたる狀態にして一般の營業に

對する方針稍々正則となるに至れり。今之等商店の資金回轉率を見るに、

日商は資本金の一箇年間に於ける總回轉率は四十九回(十六軒)にして一店平均二・九四回轉。

華商は資本金一箇年間に於ける總回轉數は六十六回(十六軒)にして一店平均四・一六回轉にして、日商は華商に比し資金の回轉は迅速ならず。其原因は取引關係、仕入及販賣の兩方面に於て差異あることを立證し得べく、且日商にありては賣掛金固定するに拘はらず、華商に於ては概して固定せざるに歸因し、或は日商に於ては本來の商業以外に投下するも、華商に於ては之れなく、或は又日商にありては商品の販賣に於て仕入値段に固著して賣放ちの時期を失するも(近年大に改る)華商にありては平常格安に商品を販賣すると同時に商機を見て思ひ切つて破格に賣り放ち、新なる商品の販賣に轉換すると云ふ商法を用ふる等種々なる關係に支配され資金の運轉に有利なる關係を生ずるに至るべきものと觀測せらるゝなり。

14　販路及販賣政策に現はれたる兩者の比較

日華兩商の販賣商策を見るに日商にありては市內竝沿線は勿論鄭家屯、吉林、哈爾濱の奥地に相當の販路を有すれども、その大部分は邦人を相手とするものにして華商との取引極めて少なし。天津、山東等の南方に販路を有せるもの殆ど稀なる狀態なり。

華商側に於ては堅實なる、何れかと云へば消極的商策を採り、沿線各地のみと舊來の取引先を支持し自然に增す販路を大切に守りて、別に特殊なる宣傳廣告に依り販路の擴張を爲すが如き商策に出で來らず。

其奥地取引を見るに日商にありては現金取引に依らず、大抵は一箇月より三箇月の延取引を爲せるに反し、華商側は原則として現金取引に依り從來の取引先に對しては一箇月延となすもの多く、又現金取引なる場合は賣値の一步五厘の割戻をなし又延取引の場合に於ては一箇月以上に渡り、支拂遲延するときは一步五厘の遲延利子を徵することを習慣となす。如斯華商は現金取引に主力を注ぎ、取引先を選擇し延取引に付ては信用確實なるものにあらざれば取引を行はずと云ふ營業方針を堅く持して動かざるが故、代金の回收不能の割合極めて少なく且販路廣きを以て從つて順調なる發展を遂げつゝある狀態なり。

註　華商は大阪及上海に駐在員を置くものは一種行棧(問屋業)な營み永年の取引關係を維持し居れるが、當地小賣華商に對しては薄利を以て卸賣を爲す等有利なる關係に立ち且小賣華商との取引關係稍有機的連繫を結び居れるを見るも、日商にありては仕入先仕入値例明する場合は營業上の都合惡しとなし、各自の信用をも顧みず自ら直接の仕入に從事し他方當業者間に相互連絡極めて薄く、且濫競爭の狀態なり。近年指導者招聘以來稍々共同繁榮策を講ずるに至れるも未だ共存共榮の眞髓を理解するもの極めて稀なり。沿線主要地華商とその背後地華商との間には相當長き延取引行はる。

15　廣告宣傳に現はれたる兩商の比較

日華兩商の廣告費を比較するに日商一箇年一商店の平均額は九百四十一圓九錢、華商は百三十五圓二十錢にして日商は華商の約七倍弱の廣告費を支出し居れり。之に反し華商は二、三の商店を除けば廣告政策には殆ど力を入れず、實物廣告、實際廣告の堅實なる寧ろ消極商策を採用し居れるが信用と確實とを中心とし、懇切と云ふ强味と加ふるに客の入り易きと云ふ點等重り合ひて結局華商は今の所好成績を擧げ居れる狀態なり。

茲に最も注意すべきは日商は華商の七倍の廣告費を支出し居るに拘はらず、その宣傳方面は殆ど大部分は同胞を目標となし、中國人の招來には全然努めて居らず。寧ろ中國人の顧客は御斷仕度しと云ふ態度にして看板の如きも、中

國人の目を惹くが如きもの殆どなき狀態なるが爲め中國人は寧ろ入つては悪いのでないかと云ふ感を懐けり。一例を擧ぐれば三越の如き所に中國人が入場するにも料金を支拂ねばならぬものと考へ或は又三越に行けば何か買物をせねば歸れないと云ふ様な風に諸種の點に於て中國人に理解され居らず。又當業者に於ても斯く理解せしむることに努めざる様にも見ゆ。中國人の人情風俗習慣を考究し、中國人を吸收するの商業を採用することは刻下の一大急務と思料せらるゝも、三越の如きは當課貿易調査員の忠告に基き最近に至りて中國人の顧問を置き專ら中國人への販路開拓に努めつゝあるが之等は他の日商の以て範とすべき所なりとす。

註　昨年關東廳始政二十周年紀念式に際しシヨーウヰンド競技會を實施したる際この機會を利用し中國人間に販路を求むる趣旨を以て從來餘り邦商に試みられざりし漢字新聞紙上の宣傳廣告其他の方法を採用することを條件とし、僅かながら助成金を交附したるも、實際に於ては未だ一般の氣向中國人に販路を求むるの氣持に至らざりしが遂にこのことなかりき。最近輸入組合の創立問題喧噪せらるゝに及び稍々考へ方に進歩を來せしも、未だ一般には中國人間に販路を開拓するの手段方法を知らざるもの極めて多きを以て彼等の蒙を啓き眼前に放棄せられたる遺利を獲得せしむるの要あるべし。

第二　利益配當、店員福利增進、語學及教育關係に現はれたる兩者の比較

1　利益配當、店員の奬勵及慰安關係より見たる比較

賞與金に付ては給料の項に既說したる所なるが、日商にありては從業員一人當一箇年七十九圓、華商は六十五圓二十六錢にして、兩者の開は十三圓七十四錢なり。今賞與金の分配法を見るに日商にありては年二期に給與するもの三軒、年末一回十三軒にして、分配の方法は給料の多寡を標準とするもの八軒、利益金の幾割かを與ふるもの四軒、勤怠及成績によりて賞與を與ふるもの四軒なり。

華商にありては大決算期(普通三年毎)と年末とに賞與金を與ふるもの各十七軒なるが、大決算期に於けるものは所謂利益分配に屬するものにして、營業利益金の多寡に從ひ資本主と掌櫃的との間に配當さるゝものにして、其分配率は店に依り異り一定せざれども、資本の關係と契約の定め方に依り定まるものなるが、本調査に依れば五分五分の配當をなすもの六軒、六分四分四軒、十一分四分のもの一軒にして、他は個人出資共同經營なれば經營者の考にて店員に賞與を與ふるものなり。其分配は店員の勤務、成績及其年の利益金により年々異なるも、大體資本主及經營者の利益と從業員の利益と一致して居る點は大に學ぶべき所なりとす。(大連は沿線に比し日本人の影響を受け利益分配に對して店員の間に多少の不平を抱くもの出づるに至れりと云ふ)。

店員の奬勵慰安方法としては日商側にありては或商店に於ては年期奉公慰勞金を與ふるもの、或は一定年齡(二十八歳以上或は三十歳以上)に達すれば妻帶せしむるもの、或は給與の外に年功金を支給するもの、衣服調製の補助金を與ふるもの、一箇月の豫定にて內地に歸省せしむるもの、年一回乃至二回家族會を催すもの又は毎月一回店員相集りて茶話會を催し和洋食の作法儀禮を教へ將來の店主として恥しからぬ資格を養はしむるもの、或は運動を奬勵するもの又は年に一度郊外に於て懇親會を催す等其他種々なる慰安の方法を講じ居れり。

然るに華商側に於ては別段に特記すべきものなく、正月節句に風呂に入れ或は觀劇をなさしめ又は一箇年四十日歸省の餘暇を與ふる等の以外に日商の如く種々なる奬勵慰安の方法を講ずることなく、比較的此方面に關しては等閑に附し居れる狀態なれども何等支障なき模様なり。

福利方法としては日商は各自任意に貯金を爲さしむる店あり（强制的に貯金を爲さしめたる結果給料手渡高足らざる爲め不正行爲をなすものもあり、うまく行かず廢止したる店もあり）或は又例へば月三十圓を支給するとせば其内五圓丈を手渡し二十五圓は店主に於て保管貯蓄せしむるもの、或は給料の一割乃至二割を貯金せしめ（月一歩又は日分四錢の利子を附す）居るもの、又は採用年數に從ひ退職慰勞金として一年毎に毎月一圓宛主人に於て貯金し、十年勤續するものは毎月十圓宛貯金し退店の際之を支給するもの、又は店内に積立會を組織し居るもの等あり。

華商側に於ては別段福利法を講じ居らざるも給料は全部店主卽執事之を保管し、必要ありと認めたるときに於て隨時支給し居れり。

救濟法としては日商側にありては共濟會（利益の五分を積立つ）を組織し居るもの二軒、花柳病以外は店費負擔四軒其他病氣の如何を問はず店費負擔となすものあり、或は又親族に不幸等のある場合は店主及店員共同して救濟をなす店ありて種々の救濟方法を採用せり。

華商にありては店務による病氣は店費負擔となし、自から招きたる病（この區別複雜にして明記すること能はず）なるときは自費とし、別に救濟資金の制度を設けず、或は特別に店に於て救濟を講じ居らざる模樣なり。

如斯日華兩商の待遇、慰安、奬勵及福利法を比較するに華商側に於ては特別なる條件なく何れも勞務に從事し居るに反し、日商側に於ては店主は何れも店員の待遇、慰安、福利及敎育等に頭を惱し居るに拘はらず、兎角店員の間に不平ありて之を統卽し行くことは寧ろ販賣商策に努力するよりも一層困難にして少なからざる能力を此方面に費されつゝあるが現在に於ては店員の使用支配は增々困難となるのみなり。

2　店主及店員の語學より見たる兩者の比較

語學の點に付き日華兩商を比較するに日商にありては中國人六十名を使用し居れるが、その內日語を話すもの三名日文を書き得るものなし、日本人店員にして華語を話すもの五十五名（二〇三名中）華文を書き得るもの九名、英語を話すもの六名、露文を書き得るもの一名にして二百五十名中外國語に通ずるもの計六十五名なり。

華商に於ては日語を話すもの三十一名（二百六十三名中）日文を書くもの一名、英語を話すもの四名、露語を話すもの六名、露文を書くもの一名計四十二名なるが、統計に現はれたる所に依れば如何にも中國人は語學に通ぜざるもの如く見ゆるも、實際に於ては華商店員は殆ど商用に差支なき程度に於て日語を解し居れること一般の認むる所にして、何れも閉店後日語を各自に研究し居れるが、其態度頗る熱心なるものあり。然も華商の掌櫃的は一度は川口駐在員たりし經驗を有せしもの多く、調査したる範圍に於ては日商店主に勝ること數段なるを見る。之に反し日商店主は華語を研究し親しく中國人と接し商業上の發展を期するの態度極めて薄きを見るは大に改善すべき點なりとす。

3　店員の敎育關係より見たる兩者の比較

店員の敎育に就ては日商にありては店員の精神修養の爲め毎週一回僧侶を招き精神講話を聞かしめ居る店あり、或は商業雜誌、營業雜誌、華語獨習、商店界、店頭裝飾方法、實業之日本、實業之世界、中央公論、廣告と陳列等の雜誌を讀ましめ居るものあり、或は夜學に店費を以て通學せしめ居る店四軒（夜學に通學せしむるため惡弊多き結果之を廢止したる店二軒）或は每月一回相集り商業知識に對する意見の交換をなさしむる店あり、又一週三回英語敎授を（店員中にも敎師あり）爲し或は月二回集合して販賣及規律等に就き注意を與ふるものあり、店內に小圖書館を設け營業

費より毎月五圓宛支出し店員の教養に供するあり、或は華語の研究をなさしむる等各商店共店員の教育に關しては相當努力しつゝあるを見る。

華商にありては毎閉店後副支配人は店員に對して商品の仕入其他に付き教授し、日曜夜間副支配人に於て店員の研究程度を試驗するものあり、或は毎日曜集會をなし營業及事務の取扱方に關し意見の交換をなし或は日語の研究をなすもの、算術、商法、手紙の書方、客の待遇法等に付き研究せしむるものあるも特に之等商業上の教育に付きては研究の方法を講じ居らず、常に店員をして日常その資格を養はしむることに努め自然に之等の事項を習得せしめ居れり。殊に語學の點に付きては力を注ぎ日語の研究は十七軒中九軒に及ぶと云ふ狀態なり。

註　當社に於て二箇年に亘り商家及店員指導者を招聘以來日商店員の教養方法は著しく進歩を來せり。

以上に依り日華兩商の商的地步の優劣に付き略ぼ諒解したるべし。更に之れを最も解り易からしむる爲め割合を以て示せば左の如し。

一　營業費總額　日商を一〇割として　華商　五割九分

1	營業稅	同	一〇割四分
2	戸數割	同	五割六分
3	土地代	同	五割三分
4	家賃	同	五割七分
5	賄費	同	七割一分
6	給料	同	三割四分六分
7	電燈料	同	同
8	電話料	同	同
9	交際費	同	一〇割三分
10	廣告費	同	二〇割九分
11	消耗品費	同	一割四分
12	水道瓦斯費	同	五割一分
13	薪炭費	同	二割七分
14	旅費	同	四割六分
15	通信費	同	三割〇分
16	借入金利子	同	四割九分
17	保險料	同	三一割八分
18	備品費	同	九割八分
29	雜費	同	八割四分
20	賞與金	同	一一割五分
		同	七割二分

註　1　營業費内譯%多き理由は分位を四捨五入したるに依る、卽五入の方多き爲めなり。

2　交際費に於て華商多き理由は華商に於ては一切の支出を店に於て支出し居る關係に依るべく、日商にありては私經濟よりの支出も別にあるもゝ如く且暗節柄大に節約せるこさも華商より少なき理由なるが如く或は又多少なく申出たる觀なき能はず。

二　總販賣高　日商を一〇割として　華商

1	卸賣高	同	九割六分
2	小賣高	同	一二割三分
		同	五割三分

三　純益高　同　六割二分

四　資本運用關係

1　固定資本　同
2　流動資本　同

五　掛買金　同
六　賣掛金　同

以上の表を點檢するに

1　營業費に於ては邦商は華商に比し四割一分多く支出し居れるを見るが、大體に於て生活關係と諸設備の相異に依るものと觀察せらる。

2　更に販賣方面に付きて見るに邦商は主として小賣販賣に主力を注ぎ華商の如く卸小賣の兩方面に努力し又出來る限り多くの顧客を吸收することに努めて止まずと云ふ態度に出でざることに依るべし。此處に注意すべきは華商にありては上來述べたる如く、邦商の邦人を主なる顧客となすに反し、華商は日華兩方面に販路を有し、更に奥地一般の華商を顧客となす利便あることなり。從つて華商は販路廣く、邦商は狹少にして全般の商機不利にして、勢ひ割掛を高率となし其營業を支持せざる可からざるに至れるものゝ如し。

3　純益の關係より之を考察するに邦商と華商との純益比率は三割八分強にして、小賣のみを商業方策の中心となすに依るべきことを知るを得べし。是卽前段に述べたる如く邦商にありては販路制限せらるゝが爲め勢ひ小賣主義に傾き、從つて割掛高率となるに至りたるものなり。又邦商にありては其間多利少賣を事とし勉强足らざること如斯現

同	二割七分
同	八割六分
同	**六割三分**
同	**四割四分**

象を助成せしむるに至れること否む能はざる事實なりとす。

4　更に資本運用の關係に付きて見るに固定資本に於ては日商は華商に比し七割三分と云ふ高率なる資本を固定せしめ居れるが、其多くは株式の取得に力を注ぎ一攫千金の夢を見たる結果、多數のボロ株を攫みたるに依るべく或は又華商が商業中心主義を以て營業を營めるに反し、邦商は土地家屋等の取得に依り一儲けせんとし商業本來の使命を等閑に附し横道に入れるが爲なるべく且又商家としての訓練を經ざりしと財界變動の餘波を蒙り今日の不利益なる地歩を誘致したるに依るべし。

5　流動資本の關係に付きて見るに邦商は華商に比し一割四分多く資金を有せるものゝ如く表示せらるゝも、實際に於ては華商の取引は決濟迅速確實にして資金の運用の巾は極めて廣く、到底邦商の及ぶ所にあらざること上來說明したる所の如し。（この關係は營業費の借入金利子に於て華商は三割八分多く利子を支出し居れるが之れに依りてもその一半を窺知するに足るべし）。

以上既に漁業者以下十種の產業及商工業に付き大連に於ける邦人一般商工業の趨勢を示し、更に日華兩商の現狀に關し比較的競爭激しきもの二十三軒を選み日華兩商の商業上の地位優劣を比較したるを以て、これにより在滿邦商の現狀及將來を推知し得べしと思惟さるゝも、未だ一般的狀態を示したるものにあらざれば、進んで兩商の一般的實情を概說し以上述べたる所を立證するの資料に供することゝなしたり。左に示さんとする所は大連に於ける通信調査を基礎とし滿洲に於ける邦商の現狀を紹介し、その將來を卜知せんとするものにして、奥田課員の調査二十五項目中より八項目を拔記し、以て大要を示さんとしたるにあり。

第三章　在滿邦商の現在及將來

第三項　商店の經營上より見たる日華兩商の一般的狀態

通信調査の沿革

日滿貿易の促進及在滿輸入品取扱邦商の疲弊挽回策考究の必要上輸入貿易及商品調査の側面的調査として、日華兩商の商店經營方面より調査を進め、これにより兩商家の商業上の地歩を極めんとしたり。

調査は大正十四年一月大連、奉天、長春の三地に亙り左記事項を調査の對象となしたるものにして、初め通信調査を行ひ、後ち適當なるものを選み營業費其他主要なる事項に付實地調査に當らしめたり。

調査事項

一、商店の組織　二、資本關係事項　三、營業費に關する事項
四、店舗の構造に關する事項　五、商店の經營に關する事項　六、店員に關する事項
七、仕入に關する事項　八、販賣に關する事項　九、營業場所に關する事項
一〇、其他

一　大連に於ける調査概要

大連に於ては民政署及當社商工課と共力し、調査を行ひたるが、最初主なる輸入雜貨取扱商を卸、卸小賣、小賣の三部に分ち兩所の連名を以て日商三四六軒、華商三五五軒に通信調査を試み、日商一七八軒、華商一八〇軒即左の通り返信を受けたり。

	卸 日	卸 華	卸小 日	卸小 華	小賣 日	小賣 華	計 日	計 華
飲食料品商	二三軒	九軒	四九軒	六四軒	四五軒	五五軒	二七軒	二八軒
和洋織物被服商	七	三	六	一九	二〇	二三	三三	四五
裝身具携帶品、化粧品商	一	〇	一三	一	一四	六	二八	七
計	三一	三	六八	八四	七九	八四	一七八	一八〇

これを基礎としてその內最も似寄の商店を次の種類及商店數を選み、更に營業費並資本關係に就き再調査を行ひ、商業上の優劣比較研究に努めたり。

營業費及資本關係調査對象

	日商	華商
米穀商	二軒	七軒
醬油味噌商	六	—
食料雜貨商	六	七
茶及茶器商	二	一
野菜果實商	二	三
魚類商	—	二
菓子商	一	—
綿絲布雜貨商	一	一
吳服和洋雜貨商	九	八
洋服羅紗商	三	—
硝子器商	一軒	—軒
荒物雜貨商	四	—
和洋文具商	四	一
藥種商	二	三
代理商	—	五
貴金屬時計商	三	—
機械金物商	六	三
建築材料商	二	一
電氣器具商	一	—
煙草商	—	二
計	五五	四四

二　奉天及長春に於ける通信調査概要

奉天及長春に於ては大連と同一の調査事項樣式により兩地地方事務所をして調査せしめたり。

奉天に於ては日商一一〇軒の內より四九軒の回答を受け、華商は商務會其他に特別調査費を與へ調査せしめたるも、調査困難なる理由の許に遂に一通の回答にすら接することを得ざりき。邦商より返信を受けたるもの卽次の如し。

一、食料雜貨商	七軒	七、建築材料金物商	一二軒
二、吳服商	一軒	八、文房具商	三軒
三、和洋雜貨商	一〇軒	九、藥種商	一軒
四、荒物雜貨商	四軒	一〇、皮革商	二軒
五、貴金屬時計商	四軒	計	四九軒
六、洋服羅紗商	五軒		

長春に於ては日商五二軒の內回答を受けたるもの十七軒にして、華商は特產商又は代理業務に當るものにして輸入品取扱商なき爲め比較するを得ず。長春に於ける調査邦人商店は次の如し。

一、食料雜貨商	一軒	五、書籍文房具商	一軒
二、和洋雜貨商	五軒	六、洋服羅紗商	二軒
三、金物建築材料商	二軒	七、寫眞額緣商	二軒
四、吳服太物商	一軒	八、藥種塗料衞生材料商	三軒
		計	一七軒

以上の如き狀態にして調査意意の徹底を缺きたると調査員不足の爲め兩地に於ける通信調査の完成を期する能はず、且實地調査の實施不可能に歸せり。

斯の如き狀態なりしを以て日華兩商の營業上の優劣は各地事情に基き比較對照することを得ず、勢ひ遂に大連に於ける狀態を基礎として他を類推するの外なきに至れり。

然れども之等通信調査は何れも邦人輸入品取扱商の營業狀態竝營業振を窺知し得るの資料として極めて貴重なると同時に日華兩商の優劣を對比研究するの好材料なるが故これを後日に保存するの必要を認め一覽表として取纏め置きたり。尙本側面調査は初め非常の期待を以て調査を進めたるも、何分商店及商業のことは寢雜多岐に亙ると極度の忍耐と努力を要し、加ふるに充分なる智識を必要とするが爲め到底調査に不馴れなる者の克くなし得る所にあらず。此處に於て一覽表を作製しこれを卷末に揭載し以て在滿邦商の實情を示さんとしたるも、莫大なる經費を要し擔算の都合上これが實現を果し得ざるに至れり。故に將來編者の餘暇を利用し取纏を期するの外なし。

1　日華兩商店の組織より見たる關係　（調査商店　日商一七八　華商一八六軒）

通信調査竝實地調査の兩方面より得たる所によれば日商一七八軒及華商一八六軒中(1)出資者經營者同一人卽單獨出資個人經營に屬するものは日商一四九軒、華商五〇軒にして、その割合は前者調査總商店の八〇%、後者は二七%なり、(2)反對に合資共同經營に屬するに商店を見るに華商は一三六軒、日商は二九軒にして、その割合は前者は調査總商店數の七三%、後者は二〇%に過ぎず。

以上に現れたる所はこれを商店の組織及經營關係より見るに華商は合資共同經營に於てその數多く、日商は單獨出資個人經營組織のもの大多數なるを知るべし。然も日商の個人經營商店は何れも小規模商店に屬し、日商の合資共同經營組織に該當する二九軒は二一軒法人組織にして、殘り八軒は兄弟商會若くは匿名合資經營商店に屬す。而して日華兩商の商店の組織經營の運用關係は合資共同經營のものに於て必ずしも華商の合資共同組織商店の經營に勝れりと

見る可からず。殊に株式組織に於てその機能劣勢にありと認めらるゝものあるは日華兩商商店の組織竝經營に就てその優劣の差著しきものあるを認め得べし。

以上の現象は第三編第三章第二節第三款第一項華商の商店組織の項に於て述べたる所を全然裏書するものにして、如何に商店の組織及經營上の關係に於て日商が華商に劣り居れるかを知り得べく、且如何に日商の共同力の缺如せるかを知り得べし。

2　日華兩商二流所の營業費の比較

卽に前段に於て日華兩商の營業費の比較を行ひたるが、更に第二流商店中稍々營業狀態相似たるもの日商五十五軒中より十六軒を選み、華商四十四軒中よりこれと似たるもの十六軒を選み前段に示したる所を立證することゝなしたり卽次の如し。

日商側			
一、米穀商			
1	甲	洋行	卸小
2	乙	商店	卸小
一、野菜果實商			
3	甲	屋	卸
4	乙	商店	卸小
一、食料雜貨商			
5	甲	商店	卸小
6	乙	商店	卸
一、茶及茶器商			
7	甲	商店	卸小
一、菓子商			
8	甲	堂	卸
一、呉服洋品雜貨商			
9	甲	呉服店	卸小
10	乙	洋品店	小
11	丙	洋品店	小
12	丁	洋行	卸
一、金物機械商			
13	甲	洋行	卸小
14	乙	洋行	卸小
一、藥種商			

電燈	給料	賃貸	廣告	雜費	
一、九一〇	一、七二六・六六	一、七二二・一〇	一、七二二・四四	二、〇〇三・三三	

二二二、六七七・七七　日商平均一ヶ月額

16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
華商雜貨店	一、藥種商	一、洋酒問屋	一、金物機械商	一、家具商	一、洋反物及雜貨商	一、小間物化粧品商	一、硝子商	一、蒲鉾商	一、食料雜貨商	一、野菜果實商	一、氷穀商	一、洗染業	一、理髮業	一、料理屋	一、飲食店	一、旅館
卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小

二二二、〇〇〇

16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
華商雜貨店	一、藥種商	一、洋反物雜貨商	一、金物機械商	一、家具商	一、洋反物及雜貨商	一、小間物化粧品商	一、硝子商	一、蒲鉾商	一、食料雜貨商	一、野菜果實商	一、氷穀商	一、洗染業	一、理髮業	一、料理屋	一、飲食店	一、旅館
卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小

一、九一〇、〇〇〇

16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
華商雜貨店	一、藥種商	一、洋反物雜貨商	一、金物機械商	一、家具商	一、洋反物及雜貨商	一、小間物化粧品商	一、硝子商	一、蒲鉾商	一、食料雜貨商	一、野菜果實商	一、氷穀商	一、洗染業	一、理髮業	一、料理屋	一、飲食店	一、旅館
卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小

一、七二二、二二二

16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
華商雜貨店	一、藥種商	一、洋反物雜貨商	一、金物機械商	一、家具商	一、洋反物及雜貨商	一、小間物化粧品商	一、硝子商	一、蒲鉾商	一、食料雜貨商	一、野菜果實商	一、氷穀商	一、洗染業	一、理髮業	一、料理屋	一、飲食店	一、旅館
卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小

一、六七七、七七七

16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
華商雜貨店	一、藥種商	一、洋反物雜貨商	一、金物機械商	一、家具商	一、洋反物及雜貨商	一、小間物化粧品商	一、硝子商	一、蒲鉾商	一、食料雜貨商	一、野菜果實商	一、氷穀商	一、洗染業	一、理髮業	一、料理屋	一、飲食店	一、旅館
卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小

一、六七七、七七七　日商平均一ヶ月額

16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
華商雜貨店	一、藥種商	一、洋反物雜貨商	一、金物機械商	一、家具商	一、洋反物及雜貨商	一、小間物化粧品商	一、硝子商	一、蒲鉾商	一、食料雜貨商	一、野菜果實商	一、氷穀商	一、洗染業	一、理髮業	一、料理屋	一、飲食店	一、旅館
卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小

一、六七七、七七七　日商平均一ヶ月額（日商一〇〇%の率）

16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
華商雜貨店	一、藥種商	一、洋反物雜貨商	一、金物機械商	一、家具商	一、洋反物及雜貨商	一、小間物化粧品商	一、硝子商	一、蒲鉾商	一、食料雜貨商	一、野菜果實商	一、氷穀商	一、洗染業	一、理髮業	一、料理屋	一、飲食店	一、旅館
卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小	卸小

華商側

1	一、氷穀商	卸小
2	一、洗染業	卸小
3	一、理髮業	卸小
4	一、料理屋	卸小
5	一、飲食店	卸小
6	一、旅館	卸小
7	一、蒲鉾商	卸小
8	一、菓子商	卸小
9	一、硝子商	卸小
10	一、小間物化粧品商	卸小
11	一、洋反物及雜貨商	卸小
12	一、家具商	卸小
13	一、金物機械商	卸小
14	一、洋反物雜貨商	卸小
15	一、藥種商	卸小
16	乙商店	卸小
15	甲商	卸小

電話料	一四二・五〇	一三〇・二九	九一・四三
交際費	一、三四七・五三	三五六・六三	二六・四六
廣告費	三二四・七五	五二・四二	一六・一四
消耗品費	三五八・八三	一五二・六八	四二・五四
水道瓦斯費	一一四・六〇	七二・一九	六二・九九
旅費	七三八・〇〇	七七・一四	一〇・四五
通信費	四一三・六四	四七・五六	一一・四九
薪炭費	三九五・五〇	二三〇・九〇	五八・三八
借入金利子	三、〇四四・三八	八三二・九〇	二七・三五
保險料	一八六・四五	一八一・七五	九七・四七
店員賞與金	一、九三五・〇〇	五七八・五七	二九・九〇
備品費	五二六・〇〇	—	—
店員教育費	六五〇・〇〇	—	—
衛生費	九三五・〇〇	—	—
車馬費	—	一二四・六四	—
家屋修繕費	三一五・五六	一二〇・一九	三八・〇八
店員被服費	九〇・〇〇	—	—
土地料	一六二・〇五	一五九・五五	九八・四五
圖書費	一三二・〇〇	四一・〇〇	三一・〇六
倉庫料	—	一、二〇〇・〇〇	—
雜費	一、三二二・三三	九一一・六八	六八・九四

註 (1) 右表項目中備品費、店員教育費、衛生費の三項目は華商側にありては雜費中に計上しあり、倉庫料及車馬賃は日商側にありては雜費中に計上しあるものなり。

(2) 華商の二流商店は日商の如く正確を期するを得ざるものあれども大體誤なし。

(3) 日華兩商各營業費目の合計と總營業費額と符合せざるは各費目悉く十六軒なく各費目の軒數を以て除したるが爲めなり

3　日華兩商營業所の位置優劣比較

商店繁榮就中小賣商店の繁榮はかゝりて營業在地の經濟的地位及營業所の位置の利否にあり。例へば大連、奉天、長春の如き都會は中間の中小市街に比し地の利に於て勝ることは云ふ迄もなき所なり。殊に小賣商店の如き地の利、場所の利を利用することを得ば自から繁榮を招致し得べく、又店舖の構造陳列の方法及販賣術の巧拙、廣告宣傳の良否共同繁榮策の適否商品撰擇の如何若くは市場の研究の是非と共に商店經營上忘る可からざる所なり。

今日商百七十九軒、華商百八十三軒の營業所の分布を見るに大連に於ける營業場所の利否を一般の觀察に從ひ一、二、三、四等に區別し見るに一等地に營業所を置くものは日商五〇%（日商一七九軒）に達し、華商一一%（華商一八三軒）に過ぎず。即場所の選擇に於ては日商華商に比し著しく優位にあることを知るべし。

二等地に於ては日商一〇%にして、華商二一%を占む。即二等地に於ては華商二、日商一の割合なり。

三等地に於ては日商一五%にして、華商四八%を占め、即三等地に於ては華商三、日商一の割合なり。

四等地に於ては日商二二%、華商一六%なり。

元來營業所所在地の地位及場所の選定は單に普通一般の觀念によりて、その優劣を決定すること能はざるや勿論に

して、その業種の關係、最初の出發、その土地に於ける當初の勢力關係、營業方針に對する觀念の相違に關係する所大なるべく或は又偶然の機會等に由來する所極めて多く、一概に論斷すべからざるを以て嚴格の意味に於て果して位置の優劣、選定の巧拙を決定し難きも大體に於て位置の占居、選定の優勝に於て邦人數步を華商に先じ居れることは爭ふ可かさる所なり。今大連に於ける狀態を明瞭ならしむる爲め日華兩商の營業所分布の狀況を示せば次の如し

	町名	卸		卸小		小賣	
		日商	華商	日商	華商	日商	華商
一等地	濱速町	—	—	三	九	三	三
	大山通	二	—	七	—	四	一
	伊勢町	—	三	九	六	七	三
	磐城町	一	一	四	四	六	二
	信濃町	一	—	二	六	三	一
	計	四	四	二五	二五	二三	一〇
二等地	山縣通	八	—	二	—	六	一
	監部通	三	—	二	七	—	八
	奥町	—	二	—	六	—	五
	西通	三	—	二	—	—	—
	吉野町	二	—	二	一	二	四
	計	一六	二	八	一四	八	一八
	加賀町	二	—	一	—	—	一
	愛宕町	一	—	—	二	一	—
三等地	紀伊町	三	—	—	—	—	一
	岩代町	一	—	—	二	—	—
	若狹町	—	—	三	二	五	一
	壹岐町	一	—	一	—	二	一
	近江町	—	—	一	—	—	九
	敷島町	—	—	一	一	一	一
	松林町	—	—	—	一	一	二
	東郷町	—	—	—	一	一	—
	春日町	—	—	—	五	—	三
	西崗子	—	二	一	二九	—	三
	計	八	二	八	四一	三	二一
四等地	乃木町	—	—	—	一	—	一
	駿河町	—	一	—	—	—	一
	三春町	一	—	—	—	—	—
	沙河口	一	—	—	一	九	五
	播津町	—	—	—	一	—	一
	對馬町	—	一	—	—	—	—
	香取町	—	—	—	二	—	—
	榮町	一	—	—	—	—	—
	越後町	一	—	—	—	一	—
	明治町	一	—	—	—	—	—
	二葉町	—	—	一	—	—	—

等地							
佐渡町	—	—	一	—	—	—	
能登町	—	一	一	一	二	—	
東公園町	—	—	一	—	一	—	
櫻町	—	—	一	—	—	—	
三河町	—	—	一	—	—	—	
霧島町	—	—	一	—	一	—	
惠比須町	—	—	—	—	一	—	
須磨町	—	—	—	—	一	—	
楓町	—	—	—	—	一	—	
聖德街	—	—	—	—	一	—	
千代田町	—	一	一	—	—	七	
計	五	四	八	六	八	一四	
總計	三三	三	六六	八八	七九	八三	

註 右調査は小賣商を基礎として等級を定めたるを以て卸商の場合には必ずしも適用すべからず。

以上は大連に於ける狀況にして、奉天、長春及哈爾濱の地に於ては必らずしも、日商優位に置かるゝものにあらず、寧ろ華商日商に勝る所大なるを見るなり。殊に大連は關東州政の嚴然として施行せらるゝ所にして、日商出發の當初に於て優位に置かれたるも、州外に於ては外務省の訓令又は居住者自身の選擇に基き從來附屬地外に居住したるもの安全を願ひて、何れも附屬地内に營業所を移轉したり。今日よりこれを見れば僅かに輸入貿易商の一小部分城内に營業所を支持し居れる狀態にして、國際貿易上著しく不利の狀況にあり。而して今哉城内に於ては殆んど新に營業所を設くること不可能なるが、附屬地に於てすら漸次華商若くは外商の爲め營業所の占有犯されつゝあるの狀態にあることは在滿邦商の將來に暗影を投ずるものと云ふべし。

かゝる狀態に於て在滿邦商の繁榮を維持發展せしむるの唯一の手段は現在占有する營業所の街路を完全なる小賣商街に形ち造り、店舗設備の改善、店頭設備の改良に力を盡し、或は商店の配列に意を用ひ或又街路照明の設備を施す傍共同繁榮の施設を設け、これに配するに近代的商店經營法を用ひて盛に日、中、外人顧客の吸引策を講ずるの外なかるべし。斯くて小賣に依りて道を開き、卸を以て販路を積極的に開拓すること策の得たるものなりと思惟さるゝも、未だ商店當事者商店の合理的經營法を會得するもの極めて少なく、暇すに歲月を以てせざる可からず。他面建築技術者、店頭及店內設備に關與するもの、或は又市街計畫の當路者等何れも專門知識を有するもの稀にしてかゝる方策を實施するに至らざるの狀態なり。

4 日華兩商家賃の比較

今營業費の一部たる家賃を比較することは日華兩商の營業上の地步の一端を窺ふに足るべし。

A 家賃の比較 (日商 百七十八軒 / 華商 百八十六軒)

	日	%	華	%
家屋を賃借し居るもの	一五二軒	八六	一五八軒	八五
一箇月家賃總計額	一二、七九七・八〇円 (一四二軒)		八、八七八・一八円 (一五八軒)	
一箇月平均家賃額	九〇・一二	一〇〇	五六・一九	六二

以上の比較は同一種類、同數の商店比較對照したるものにあらざるが、正しき方法なりと云ふ可からざるも、大體を窺ふ上に於て大なる誤なきを以て此處に採用したり。

これによれば日商の家賃は華商に比し三割七分七厘の多額を支出し居れり。

更に之れを家屋の種類樣式の種別により示せば日商華商に比し家賃の高價なる所以を知り得べし。

B　家屋の種類（日商　百五十六軒　華商　百七十九軒）

	日	%	華	%
日本式木造家屋	五〇軒	三二	八軒	五
洋式煉瓦建家屋（二階三階を含む）	一〇一軒	六〇	八一軒	四五
中國式煉瓦建家屋	六軒	一四	九〇軒	五〇

元來商家の家賃は場所と家屋の種類、構造、建築樣式及材料等により定るものにして、單に家賃の高下必らずしも營業上の利否を左右するものなりと斷ず可からず。然れども一般的にこれを觀察せば華商概して低率なる家賃により營業を營み、日商高率を支拂ひ居れることは卽營業費の嵩む所以にして、高率なる日商の家賃は寧ろ失費を誘致し、日商をして窮地に陷れるの一原因たりと認むべし。卽以上の見解はA表とB表とを比較對照し、且商家の實際を目擊せば略ぼこれを肯定し得る所なり。

更に家賃と建坪及敷地坪數との關係を比較對照せば日商家賃の如何に高率なるかを知り得べし。

C　家賃と建坪及敷地坪數割比較（日商　百二十一軒　華商　百〇四軒）

	日商	華商
一箇月家賃總額	一〇、六四五・七〇円	六、三二九・二三円
家屋建坪總數	三、二六五・八〇坪	二、八六六・〇〇坪
同一戶當平均坪數	二六・九八	二七・五五
家屋敷地一戶當平均坪數	七、四四九・五〇	四、二七六・八〇
同一戶當平均坪數	六一・五六円	四一・一二円
家屋建坪一坪當家賃額	三・二五	二・二〇
家屋敷地一坪同	一・四二	一・四七

右表は自己所有家屋を假に時價に依り計算提出せしめたるもの少なからざるが故、右屆出額の正否を嚴格に吟味し居るの暇なきを以て果して正しき計算なるや保證の限りにあらざれども、日商の家賃高率なること疑なき所にして少なくとも兩者の差三割五、六分に及ぶべしと思惟さる。殊に家屋の賃借條件としては華商側は概ね修繕家主持なるに反し、日商側は自己所有家屋以外は大部分修繕費借手持なることは日商の家賃を益々高率ならしむるの所以なり。斯の如く日商華商に比し高價なる家賃を支拂ひ居れることは、場所の利、店舖の構造、樣式の如何に因る所なりと雖も、かゝる家賃の高率は一面家主の家賃取極高率に過ぐるの嫌なき能はず。その正否は一々の家屋に就き計算するにあらざれば斷言し難きも現に浪速町に營業を營む中流商店にして商店街を開設せんとせるの運動は實は不當なる家主の橫暴に憤慨し企畫を廻らしたるものにして、その眞意と事實に徵しその一端を窺ふに足る。

註　家屋賃貸の條件中修理家主持さあるは大連のみの實例の樣思はる。

5　日華兩商の資本の比較竝仕入關係

	卸商（日一五軒 華一二軒）				卸小商（日五四軒 華八四軒）			
	日商	%	華商	%	日商	%	華商	%
總資本額（不動産 流通資本 共）	一、〇一三、〇〇〇・〇〇円	一	二七一、九〇五・〇〇円	一	三、九七二、一七五・〇〇円	一	九四二、五七六・〇〇円	一
資本平均額	六七五、五三三・〇〇	100	二三六、六八〇・〇〇	三三・五	七三、五五八・〇〇	100	一一、二三一・〇〇	一五・五

	小賣商（日七五軒 華七九軒）				總計（日一四四軒 華一七五軒）			
	日商	%	華商	%	日商	%	華商	%
總資本額（不動産 流動資本 共）	八三七、五〇〇・〇〇円	一	四二九、六三九・〇〇円	一	五、八二三、六七五・〇〇円	一	一、六四四、一二〇・〇〇円	一
資本平均額	一一、一六六・〇〇	100	五、四三八・〇〇	四八・四	四〇、四三三・〇〇	100	九、三九四・〇〇	三三・三

既に述べたる如く(1)商店の組織、(2)營業費、(3)營業所の位置、(4)家賃等の點に於て日華兩商間に著しき差異ありて單にこれ等の點に於て兩者を比較するも、日商華商に比し營業上著しく劣勢にあることを窺ひ知るべし。

更に本表に基き日華兩商の營業資金の關係に就き考察せば既說したる所を裏書することを得べし。

これに依れば(1)卸專門業者にありては日商十割の資本に對し華商三割三分五厘五毛、(2)卸小賣業者にありては日商十割の資本に對し華商一割五分二厘五毛、小賣專門業者は日商十割の資本に對し華商四割八分四厘一毛にして、總計の平均は日商十割に對し華商二割三分二厘一毛なり。

更にこれを流通資本と固定資本とに分ち說明するを得ば以上述べたる所を一層明瞭となし得べきも、通信調査資料不正確且不充分にして此處に紹介し得ざるも、不完全ながら入手したる所の資料によりて見るも日商は概して資本を不動産若くは株式に固定せしめ居れるを見、華商は大體に於て商業本來の資金として使用し居れることは華商の日商に勝る所以なりと斷定し得べし。次に流通資金の關係に徵するに華商は卸及卸小賣業者の一小部に於ては資金極めて潤澤にして金融關係又利便あれども、卸小賣の大部分及小賣業者にありては流通資金日商に比し著しく劣勢にあることを見るは奇異の觀なき能はず。然れどもこれ等の大部分は營業關係日商と異なり、主として現金販賣に據ると販路關係日商の如く邦人一方面に止まらず、自國民及邦人の兩方面にれを求め得べく、殊に邦人中下級者にありては好んで華商より需むるもの多きを加ふるの狀態なるを以て、資金の回收に大なる利便あり、搗て加へて仕入關係に於て比較的有利なる關係に立てるは華商の地歩有利なりと云ふべし。而して華商の仕入關係に就きては既に述べたる所なるが、華商の仕入關係を見るに外國品の移入に就きては上海若くは大阪地方に駐在員を有する一流商店はこれ等中下流商店の卸問屋の位置に立ち、その關係無意識の間に有機的連絡を保ち、薄利を以て卸を爲し、下流商店はこれ等卸問屋より買ひ入れたる商品を極力薄利を以て販賣に當ると云ふ狀態なるが故、兩者の利害一致し雙方共儲けの狀態にあるを見るなり。又當地邦人卸商より買ひ入るゝものにありては華商に代金支拂概して確實なるを以て邦人卸商好みて之等に卸を爲し居れり。

斯くて仕入れたる商品は不拔の努力と不撓の忍耐を以て極力薄利多賣主義を販賣のモットーと爲すを以て、年々その基礎を强固にし日商の衰退しつゝあるに反し、華商發達し居れるを見るなり。殊に食料雜貨の如き滿鐵消費組合と同値段のものも少なからざるが如きは如何に彼等華商の努力主義なるかを證して餘りありと云ふべし。

飜つて日商の仕入關係を見るに資本豐富なるものは內地問屋と特殊なる連絡を有するもの相當ありて、極力進歩したる販賣政策を採用し自己營業の發展に努力し居れるも、中下流の商店はこれ等と競爭せんとし直接問屋又は製造所

との取引を試むるも、概して間屋又は製造元の信用薄く、仕入値の如き二段乃至三段に設けられ自己資本の不充分と不信用の爲め有利なる仕入を爲し得ざる狀態なり。殊に性急にして共同精神を缺き相互徒らに相競ひて邦人のみの販路を目標とし敢えて市場を中國人若くは外國人の間に求むることに努力せざるを以て、一方に於ては日商との同志打を誘發し、他方勤勉なる華商に犯されつゝありて、頗るその營業難境に立てるを見る。甚しきに至りては資金を求むるに月二歩の高利を借り入れ營業に當る等言語同斷の手合少なからざるが如き、商家としての資格なき者すら中流商店に目擊せらるが如きは沙汰の限りと云ふべし。

6　販路及販賣關係より見たる日華兩商の比較

A　販賣先地方調（日商百七十八軒　華商百六十五軒）

	日商	華商
大連のみに販賣をなすもの	五四軒	三〇%
沿線各地にも同	八六	四八
日本內地にて同	六	三
朝鮮にも同	六	三
南方中國にも同	二六	一四

右の內沿線に取引を有するものに就き主なるものを擧ぐれば日商にありては

	日商		華商	
哈爾濱	一五軒	長春	一〇九軒	四平街
吉林	四	公主嶺	六	開原
			五一	一
			三〇	一
			三	一
			五	一
			三	一

鐵嶺　六　撫順　六
奉天　九　大石橋　二
旅順　一一　瓦房店　三
其他鞍山、普蘭店、海城、鄭家屯方面と取引を爲す。　金州　六

華商にあとては

旅順	一四軒	長春	一四軒
奉天	九	哈爾濱	八
瓦房店	五	三十里堡	三

等主なるものなり。

日商にして南方に販路を有するものは

天津	一二軒	青島	一一軒
上海	五	芝罘	四
		北京	八軒
		其他福建濟南各	一

註　販賣地調の軒數に符合せざるは一店にて各地に取引を有するものあるに依る。

以上の如く日商は單に販賣先地名及其數のみよりすれば恰も國際取引に從事し居れるもの、如く見ゆるも、その實主として沿線各地及南方との取引は邦人を顧客とするものにして、華商若くは中國人を顧客となすものは極めて寥々たるの狀態なり。然も大連に於ける顧客は醬油其他數種の商品を除けば他は悉く邦人を顧客となすに過ぎずして、僅かに無意識の間に自己商店に出入する中國人の顧客を相手となすの狀態なり。

これに反し華商は沿線各地との取引は殆んど悉く華商を得意となすも、大連に於けるものには日中兩國人に販路を

有し商狀極めて有利の狀態にあるを見るなり。

B　販賣方策竝販路擴張手段

卸專門業者の販賣政策竝販路擴張手段に就きては上來屢述したる所なるが、華商は大體に於て問屋の手法を學び、これに隨從して如何なるギヤツプにも附け入らんとするの氣向看取さゝるに拘らず、日商にありては所謂輸入貿易業者の部類に屬するものを除きては、大部分は身國際市場にありながら、依然母國に於て營業を行ふと殆んど選ぶ所なき現狀にして、强力なる競爭者たる華商を前にして彼等の營業方策、仕入手段等に通曉するもの稀なる狀態なり。かるが故に中國人向商品の選擇に意を用ひず、習俗嗜好等の研究をなし、これを基礎として販路の開拓に當らんとするが如きは望み得べからず、殊に甚しきは中國人を相手となすべき商品の取扱者にして華語の習得を忘れるもの大多數に上れることあり。

卸小賣及小賣專門店の狀態を見るに華商にありては積極的に邦人を顧客となすの手段を講ぜざるも彼等の薄利多賣主義は何時しか在住邦人の惱裡を支配し且邦人顧客に對する懇切なる奉仕振りと共に自然に顧客增加しつゝあるの狀態なるが、他面在滿中國人と云ふ大市場を控へ、怜悧なる營業振りと努力主義により益々發展しつゝあるを見るなり。

然るに日商にありては特殊なる商品取扱商以外は全然中國人間に販路を求むるの方策に出でず、自から諦め、これが開拓に努力するもの極めて稀なり。從つて華語習得の如き極端に云へば野菜屋、車馬夫との交涉に差支なきことを以て滿足するの程度にして進んで商業用語の習得に力を致すが如きは稀有の狀態なり。斯の如き狀態なるを以て之等大

多數の商家は僅かに在滿十八萬五千の同胞を唯一の顧客となすの外なく、從つて同志打となり、(1)或は店舖の改造をなし、陳列の方法を變へ、(2)飾窓の裝飾に經費をかけ、(3)電燈照明費に多額の經費を費し、(4)掛賣の競爭を爲し、(5)大賣出を試み、(6)廣告宣傳をなす等有ゆる手段方法を講ずると雖も、畢竟販路限定さるゝを以て究局する所共存共榮の實を擧ぐる事能はず。然も之等の競爭手段は原理原則に基けるもの極めて少なく、何れも他の策動を見て模倣するの狀態に過ぎず。甚しき實例を以て示さんか、例へば電燈照明の如き隣接同業者にして百燭光の電燈を用ゆるとせばこれと競ひて百五十燭の裸電燈を用ひ燭力の大を以てこれが爲め顧客來集すべしとなし、電燈照明の效力と店舖構造及設備との調和を全然顧慮せざるが如き、ショウウキンドの照明若くは飾附に於ても、照明の法則、飾附の原理を理解せず燭力の大と飾附の華美を以て顧客を招來し得べしとなし、徒らに裝飾屋又は技術者の懷を肥すが如き、店舖の構造、店內の設備に於ては用ゆる器物と設備に金をかくることを以て能事となし、これが爲め却つて顧客を逸失するの愚を敢てなすが如き、商品の陳列方法、その設備に於ては自己商店の立場を顧慮せず、百貨店に於てなす所をその儘小賣店に採用し其效力を發揮し得ざるものあり。甚しきに至りては專門店と雜貨店の區別すら理解せざるもの極めて多し。廣告宣傳に於てはその理法を全く知らず、廣告は頭から無駄なりとなす、頑迷者ありと思へば、廣告の效力を過信して如何なる廣告宣傳も商店の繁榮を誘致すべしと爲すものありて、廣告心理學の原則と地方特性に對する用法を會得し居るもの極めて稀なり、斯くて廣告したるものは或は效力を失ひ又は冗費となるが如き、掛賣販賣に於ては掛賣の原理及運用法を會得せず、甲掛賣を爲さば乙これに倣はざれば顧客を失ひ商店疲弊すべしとなし、無調査にして然も放漫なる掛賣を爲し、掛け倒れとなるが如き、擧げ來れば何れも自己流と無研究の結果冗費となり、經費をして徒ら

に膨脹せしむるに過ぎざるの狀態なり。況や新なる販路の開拓の如き坐して招けば中國人を顧客となし得べきに拘らず、彼等の狙は邦人を販路とすることより一歩も出ず、中國人の顧客は寧ろこれを願はざるの狀態なるが甚しきに至りては中國人の入店は盜難の恐ありとなしこれを歡迎せざるものあるに至りては言語同斷なりと言はざる可からず。

斯くて邦商同志打の結果は遂に共倒の外なかるべし、況や强力なる滿鐵社員消費組合の出現又は關東廳所屬員の購買組合の開始せらるゝあり、他方これにも勝さる脅威は華商小賣商の邦人間に年々歲々喰ひ入りつゝあることなり、彼等の活動は極めて徐々にして且輕妙執拗、然も自然にして少しも止まず、一日を經過するに於ては一日の發達を遂げ、屢々乎として邦商の將來を奪はんとしつゝあり。彼等は邦商の强敵中の强敵なりと云ふを得べし。

當社はかゝる邦人困窮の原因を調査し先づ邦人小賣商啓蒙の必要を認め、大正十四年來兩度商店經營研究者を招聘し沿線各地に亘り前後約九十日間或は講演會を開き又は實地指導を行はしめたるが、更にこれを印行配布する等彼等の啓發に勤めたるが幸にして大多數の商家は商店經營の原理原則を會得し著しき進歩を來せり。斯くて商店經營の根本義たる(1)根本的營業方針、(2)共同繁榮策、(3)店舖の構へ方(4)店內の設備方、(5)店頭販賣術、(6)デパートメント、ストーア、チエーン・ストーア、アケード・ストーアの經營方法竝機能、(7)小賣商店の對抗策、(8)滿洲に於ける商店失敗の原因、(9)廣告術(10)飾窓販賣法の原理等は朧氣ながらこれを會得せしめたりと雖も、啓發せられたる所を實現するには未だ相當の時日を要すべく、暇すに歲月を以てするにあらざれば改善を達成する能はざるを認め、先づ長春、奉天、安東及大連の主要地に商店協會を創立せしめ、或は店員の敎育に、華語の研究に、經營法の改善に、又は上級市場の視察をなさしむる等種々商店の經營又は能率の增進或は又新販路の開拓に努力せしめ居れりと雖も、國際市場に立ちて强力なる華商を敵手として中國人間に新販路を求むるが如き手段に對しては全般の氣向更に向はず。消費組合の廢止を以て自己發展の捷徑なりとなすの狀態にして、未だ眞に覺醒の日の來るは今後數年の事なるべし。

7　日華兩商の事務管理方法の比較一班

A　事務の分配方法より見たる兩者の比較

通信調査の結果によれば日商一一九軒、華商一一七軒中全然事務の分擔なきもの日商三六軒、華商二五軒にして、他は種々雜多に區分さるゝも、華商の業務の分擔は各店員の階級により自から定るものあるを見る。例へば執事（支配人）は商品の仕入、營業の方針、店員の任免、財東との交涉、外部との折衝、店員店內の監督等は擧げて一切執事の責任權限に歸屬し他の容喙を許さず、唯だ仕入に關しては執事直轄の店員を派遣して仕入に當らしめ居れり。其他の事務は司賬、文牘、內櫃、外櫃に分れ、各自の分掌事務を完全に果すの準備整へり小商店に於てすら大小多寡の相違こそあれ事務分擔の區分概して判然と區別せらる。然も會計に至りては極めて嚴格明細に取扱はれ如何に雜沓の際と雖も殆んどこれが爲め記帳落し又は過拂等の失態を演ずることなしと稱せらるゝが、實際目擊する所によれば野菜、豚饅頭の小商店に至る迄確實なるを認むるなり。

飜つて日商を見るに相當規模の商店は各々進歩したる事務分掌を採用し居れども、大部分は華商の如く截然たる區別なく、況や小商店に於ては記帳すら完全なるものなく。大多數の商店は個人商店にして主人の經費と商店の經費とは混淆され、經費の區分すら明かならざるもの尠なからざる狀態なり。その金錢の授受の如き顧客の應接に急にして